

第3次新見市総合計画

～行動計画（後期）～



新見市

あいさつ

本市では、令和2年6月に「第3次新見市総合計画」を策定し、市の将来像である「人と地域が輝き 未来につながる 源流共生のまち・にしみ」の実現に向けて、様々な施策に取り組んできました。

この間、新型コロナウイルス感染症の流行や気候変動に伴う自然災害の激甚化・頻発化など、社会環境は大きく変化しました。

また、社会のデジタル化がここ数年で急速に進んでおり、様々な分野でデジタルトランスフォーメーション（DX）への対応が求められています。



こうしたことから、これまでの取組による成果を継承・発展させつつ、社会情勢の変化や複雑多様化する市民ニーズを的確に捉え、更なる飛躍を目指すべく、今後5年間の新たな行動計画を策定いたしました。

新たな計画では、人口減少対策を引き続き最重要課題として位置付け、全庁をあげて取り組むとともに、DXや脱炭素などの新たな視点を取り入れ、33の施策分野から市政運営の諸課題に的確に対応してまいります。

この計画は、行政だけでなく、市民、関係団体、事業者の皆さまなど、様々な立場の方々とともに取り組む「共創」、「協働」の計画です。一者だけは成し得ない大きな目標に対しても、関係機関の力を結集し、緊密に連携することで実現していきたいと考えております。

新見市は、美しい自然、豊かな文化、そして温かい人々のつながりに支えられたまちです。未来を担う子どもたちが胸を張って「新見市が大好きだ」と言えるまちづくりを、皆さまとともに進めてまいりたいと思いますので、どうか皆さまのご理解と温かいご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画策定にあたり、アンケート調査やパブリックコメントなどを通して貴重なご意見をいただいた市民の皆さま、計画案について熱心にご審議いただいた地域審議会、まちづくり審議会の皆さま及び関係各位に対し、厚くお礼申し上げます。

本計画の実現に向けて、私自身も「有言実行」の精神をもって誠実に取り組むことをお約束申し上げます。挨拶とさせていただきます。

令和7年3月

新見市長

石田 賢

■ 目次 (CONTENTS) ■

序論

計画の概要	2
時代の潮流	4
新見市の概要	6

基本構想

まちづくりの課題	12
人口の将来像	14
まちづくりの基本理念	20
目指すまちの将来像	21
まちづくりの基本目標	22

行動計画

施策展開の方向性	24
施策推進における視点	25
第3次新見市総合計画 体系図	30
1 「産業・経済」産業の活力を高め、持続可能な地域経済をつくる	
1-1 農業	32
1-2 畜産業・水産業	34
1-3 林業	36
1-4 鉱業・工業	38
1-5 商業・サービス業	40
1-6 観光	42
1-7 雇用・労働	44
2 「健康・福祉」健やかに暮らせ、子育てができるまちをつくる	
2-1 健康・保健	46
2-2 医療	48
2-3 児童福祉	50
2-4 高齢者福祉	52
2-5 障がい者（児）福祉	54
2-6 地域福祉	56
3 「教育・文化・スポーツ」誰もが生き活きと輝く個性を育むまちをつくる	
3-1 就学前教育・義務教育	58
3-2 大学・高等学校	60
3-3 市民学習・文化芸術	62
3-4 歴史・文化財	64
3-5 スポーツ	66

4	「安全・生活基盤」安全で、市民生活を支えられるまちをつくる	
4-1	防災	68
4-2	消防・救急	70
4-3	防犯・交通安全	72
4-4	水道・下水道	74
5	「都市基盤・交通」人と環境に配慮した質の高い都市基盤をつくる	
5-1	道路	76
5-2	住環境・都市づくり	78
5-3	デジタル・情報通信	80
5-4	公共交通	82
6	「環境」自然を守り、安らぎと潤いのある環境をつくる	
6-1	自然環境・生態系	84
6-2	脱炭素	86
6-3	廃棄物・資源循環	88
7	「交流・コミュニティ」多様な人が集い、交流し、活躍するまちをつくる	
7-1	交流	90
7-2	移住・定住・関係人口	92
7-3	コミュニティ・NPO・ボランティア	94
7-4	人権・パートナー	96
	計画実現に向けた行財政運営	98

資料編

策定経過	104
まちづくり審議会への諮問及び答申	105
市民アンケート	108
部門別計画	112

序 論



計画の概要

計画策定の趣旨

総合計画は、長期的展望に基づいて、本市が目指す将来像や目標、各行政分野における施策の方向性を示し、市政を総合的かつ計画的に運営していくための指針であり、市政運営の最も基本となる計画です。

本市では、令和2年6月に「第3次新見市総合計画」を策定し、「人と地域が輝き 未来につながる 源流共生のまち・にいきみ」という将来像のもと、「産業・経済」、「健康・福祉」など分野ごとに目標を定め、様々な施策・取組を進めてきました。

このたび、行動計画（前期）の計画期間が令和6年度で終了することから、令和7年度から令和11年度までを期間とする行動計画（後期）を策定するものです。

社会情勢の変化や行動計画（前期）の評価結果も踏まえながら、基本構想で掲げた将来像や基本目標の達成に向けた施策の方向性を定めます。

総合計画の変遷

計 画 名	計画期間	将 来 都 市 像	
		基 本 目 標	
新見市総合振興計画	平成17年度 から 平成26年度	豊かさの実感 安全・快適・情報文化都市 にいきみ	
		①うるおいの「環境都市」づくり	
		②やさしさの「健康都市」づくり	
		③かがやきの「文化都市」づくり	
第2次新見市総合振興計画	平成27年度 から 令和元年度	人と自然が奏でる 安全・快適・情報文化都市	
		①あたたかい「福祉のまち」	
		②はばたく「産業のまち」	
		③ゆたかな「文化のまち」	
第3次新見市総合計画	令和2年度 から 令和11年度	人と地域が輝き 未来につながる 源流共生のまち・にいきみ	
		①産業が育ち、地域経済が躍動する 「産業成長」のまち	
		②若者が夢と誇りを持ち、未来を描く 「希望創造」のまち	
		③誰もが安心と生きがいを共有できる 「健康共生」のまち	
		④森林と源流、石灰岩台地が息づく 「自然共存」のまち	

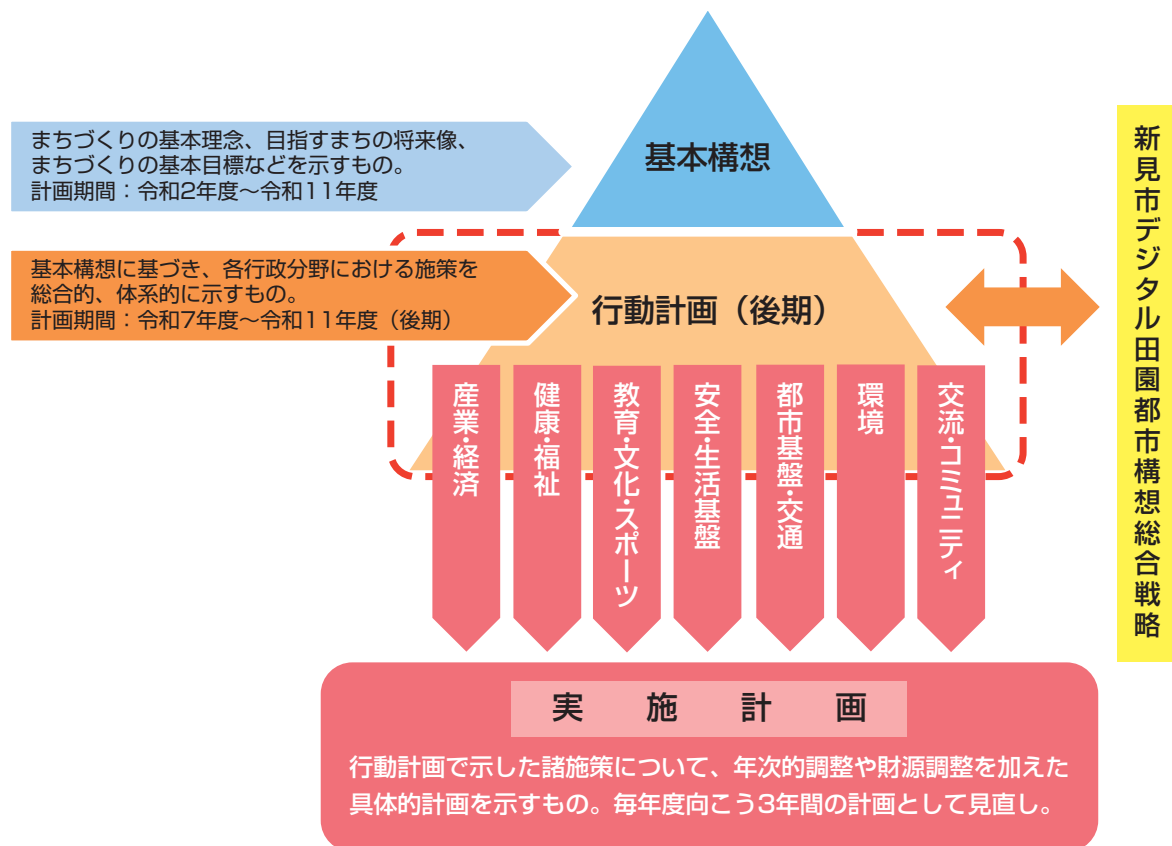


計画の構成と期間

第3次新見市総合計画は、令和11（2029）年度を目標年次として、本市が目指す将来像や目標を明らかにし、その実現に向けた基本的な考え方を示す「基本構想」と、基本構想に基づいて展開する当面5年間の施策の方向性を7つの行政分野ごとに、総合的、体系的に示す「行動計画」の2層で構成します。

さらに、基本構想を具体化するにあたり、行動計画で定めた各行政分野の施策について、年次的調整や財源調整を加えた「実施計画」をローリング方式■用語により毎年度策定します。

また、行動計画の一部を「新見市デジタル田園都市構想総合戦略」として位置づけ、国・県の各種施策と連携した総合的な取組を進めます。



		令和2年 2020年	令和3年 2021年	令和4年 2022年	令和5年 2023年	令和6年 2024年	令和7年 2025年	令和8年 2026年	令和9年 2027年	令和10年 2028年	令和11年 2029年
基本構想		→									
		→									
行動計画	前期	→									
	後期						→				
実施計画							→				
								→			
									→		

ローリング方式

毎年度修正や補完などを行うことで、変化する経済・社会情勢に弾力的に対応し、計画と現実が大きくずれることを防ぐやり方。

時代の潮流

社会が成熟するとともに、技術進歩により時間や場所といった垣根が低くなり、ボーダレス化が進む中で、日本社会は、政治、経済、市民生活、地方行政などあらゆる面で変化しています。こうした変化は今後ますます加速し、本市のまちづくりにも大きく関わってくると考えられます。

人口減少と人口構造の変化

2020（令和2）年国勢調査で日本の総人口は1億2,615万人となり、2008（平成20）年をピークとして減少の一途をたどっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2070年には総人口が現在の7割までに減少し、そのうち老年人口（65歳以上人口）がおよそ4割に上ります。全体の96%の自治体で人口が減少し、そのうち6割の自治体では減少率が30%を超えると推計されています。

また、出生数も1970年代前半の第2次ベビーブーム以降減少し続け、2016（平成28）年には100万人を下回るまでになりました。さらに新型コロナウイルス感染症の影響により想定よりも早いペースで少子化が進み、2023（令和5）年には出生数が72.7万人と、危機的状況を迎えています。

こうした人口減少や人口構造の変化は、経済の停滞、若年層の負担増大や社会保障制度に対する信頼感の低下などを招き、社会に対する閉塞感・不安感の増大につながるものとして危惧されています。

一方、東京都では人口増加が続いており、国内人口の1割以上が東京都に集中しています。この傾向は今後も更に強まると予想され、地方の活力低下に拍車をかけています。

グローバル化とICTの進歩

交通、情報通信技術の発展により、人、物、経済、情報などが国や地域の枠組みを越えて行き交う時代となり、政治、経済などのあらゆる場面で、グローバルスタンダードへの対応や、国際社会と協調した取組が求められています。

情報通信分野では、IoT^{■用語}、AI^{■用語}、ロボットといった技術が飛躍的に進歩し、これらの先端技術を統合することで人と機械がより密接につながるなど、第4次産業革命と表現されるような大きな変革が起こっています。

社会のありようが日々大きく変化する大変革時代の中、目指すべき将来の社会の姿として「Society 5.0」が示されています。Society 5.0は、交通、気象、個人の健康状態など様々な情報をビッグデータとしてサイバー空間（仮想空間）に蓄積し、それをAIなどが解析しフィジカル空間（現実空間）に様々な形で還元することで、新たな価値の創造や経済発展、社会的課題の解決が行われる、人間中心の社会です。

地方においても、こうした先端技術への対応に加えて、ビッグデータやIoT等の先進技術を活用して地域の課題解決や地域格差解消を図る「スマートシティ」実現に向けた取組やDX^{■用語}を推進する取組が求められています。

ICT（Information and Communication Technology）

情報（information）や通信（communication）に関する技術の総称。

IoT（Internet of Things）

様々な「モノ（物）」がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み。



環境・エネルギー問題

大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした経済構造は、私たちの生活に“物の豊かさ”をもたらした一方、地球規模での深刻な環境問題を引き起こしました。

地球温暖化やオゾン層の破壊、生物多様性の喪失といった環境問題に端を発し、国連において「持続可能な開発目標」という考え方が示されたことに伴い、世界規模で様々な取組が進められています。

国内では、「第5次環境基本計画」において、持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向性や優先的に取り組む重点分野、震災復興、放射性物質による環境汚染対策などが示され、多様な取組が推進されているところです。

エネルギー問題に目を転じると、化石燃料の枯渇が危惧されることから、日本では、平成9年に「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」が制定され、以後、石油に代わるエネルギーとして太陽光発電、風力発電、地熱発電、バイオマス発電などの開発と利用が急速に進められています。その後発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故などを契機として更に注目が集まっています。

こうした中、令和2年には国において再生可能エネルギーの普及などにより温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル宣言」が行われ、その実現に向けて様々な対策が進められています。さらに、低炭素や脱炭素の取組を更に社会の発展にもつなげていくGX（グリーントランスフォーメーション）についても、GX推進法が成立するなど、重要な取組として広く推進されています。

A I (Artificial Intelligence)

言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術。

D X (Digital Transformation、デジタル・トランスフォーメーション)

デジタル技術を活用して、生活やビジネスなどを変革すること。

安全・安心への関心の高まり

平成23年3月の東日本大震災を転機として、人々の意識にも変化が見られています。国民意識調査によると、東日本大震災後の自身の考え方の変化について、「防災意識や節電意識の高まり」「家族の絆の大切さ」を挙げる人が増えており、災害に対する備えのみならず、環境やエネルギー、人と人とのつながりの大切さなどが重視されていることが分かります。その後も様々な災害が頻発しており、その傾向はますます強まっています。

加えて、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、人々の行動や価値観が大きく変容するとともに、感染症対策や、新しい生活様式への対応なども注目されるようになりました。

また、高齢者を狙った犯罪の多発やインターネットを利用した新たな犯罪などによって、日常生活が脅かされるといった問題もあります。

これらのことから、改めて“安全に、安心して暮らせる社会”の大切さが見直されています。

地方分権・市民参加の進展

地方分権一括法により、自治体は、自主的、総合的に行政を行う役割を担うこととされました。地域の自主性・自立性が重視されるようになっており、多様化する課題や市民ニーズに的確に応えていくには、財源確保や政策立案能力の強化など、自治能力を高めることが求められます。

地方分権の進展や市民意識の高まりなどを背景として、市民の声を市政に反映しようとする「市民参加のまちづくり」が活発化しています。行政計画の策定や事業実施への市民参加や市民と行政が対等の立場で、互いを尊重しながら取組を推進する「協働」が各地で進んでいます。

新見市の概要

地勢・気候

本市は、岡山県の西北端に位置し、鳥取県、広島県と県境で接しています。市域は、岡山県の総面積の11.2%にあたる793.29km²と広大な面積を持ち、その86.2%を森林が占めています。市北部を源流域とする高梁川が、いくつもの支流を集めながら、市域のほぼ中央を北から南へと貫流し、瀬戸内海へと流れています。

北部は、中国山地の脊梁地帯に属し、1,000m内外の山が連なる起伏の多い地形が広がっています。

中央部は、新見盆地をはじめとした小さな盆地が、ほぼ東西に連なっており、市民生活や経済活動の中心となっています。

南部は、吉備高原の一部に含まれ、「阿哲台」と呼ばれる石灰岩台地が広がっており、石灰岩特有のカルスト地形や鍾乳洞が点在しています。気候は全体的に冷涼で、北部では降雪はあるものの、降雪量は少なくなる傾向にあります。



沿革

本市の歴史は、古代、備中国に新見郷（にいみごう）が置かれたことが始まりと言われています。奈良時代、国郡郷（こくぐんごう）制度によって、高梁川を境に東に阿賀郡が、西に哲多郡が設置され、以後、明治時代まで続くこととなりました。

本市の歴史で特筆されるものとして、古代から中世に至る荘園としての歴史があります。平安時代後期に誕生した「新見荘」は、当初、最勝光院に寄進された荘園でしたが、鎌倉時代末期に東寺へ寄進され、戦国時代まで続く長い歴史を持っています。ユネスコの「世界の記憶」に登録されている、国宝「東寺百合文書」には、新見荘の記録が多く含まれています。その中の一つ、「たまかき書状」は、室町時代の地方に住む一般女性が書いた書状とされ、きわめて貴重なものとして知られています。

江戸時代になると、徳川幕府により松山藩の分割が行われ、元禄10（1697）年、関備前守長治が初代藩主として新見藩を立藩、現在の市域は新見藩、松山藩、そして幕府直轄の天領に分割されました。

明治4（1871）年、廃藩置県により新見藩は新見県に、外は倉敷県となりましたが、深津県、小田県への改称を経て、明治8（1875）年に岡山県に合併されました。

その後、昭和30（1955）年頃には、ほぼ合併前の新見市、大佐町、神郷町、哲多町、哲西町となり、それぞれ半世紀余りの歴史を刻み、平成17（2005）年3月、「平成の大合併」により新たな新見市が誕生しました。



本市の特長

■伝統や文化が息づいているまち

元禄10年、新見藩の初代藩主となった関備前守長治が、御神幸を警護させたことが始まりと言われ、毎秋、船川八幡神社で行われる「御神幸武器行列」は、300年以上にわたって引き継がれている伝統行事です。氏子らは、沿道に座して行列を迎えることから、別名「土下座祭り」とも言われています。

また、吉備文化と出雲文化それぞれの影響を受けてきました。「備中神楽」や「頭打ち」「太鼓田植」といった特有の伝統文化が市内各地域に残り、今も地域住民によって綿々と引き継がれています。

■多彩な自然と生態系が残るまち

市域の8割以上が森林であることから、清らかな水や澄んだ空気といった自然環境に恵まれており、市北部を源流域とする岡山県三大河川の一つ高梁川が、支流の流れを集めながら市内を南北に貫流し、瀬戸内海へと流れています。

市南部には、「阿哲台」と呼ばれる石灰岩台地が広がっており、カルスト地形や鍾乳洞などが点在する特有の自然環境があります。また、「鯉が窪湿原」や「おもつぼ湿原」と呼ばれる湿原も点在するなど、市域内に多種多様な自然環境があることが特長です。さらに、こうした特有の自然環境によって、希少な動植物も多数生息しており、その中の一つ「アテツマンサク」は、本市で原木が発見された固有種で、春の訪れを告げる花として市民に親しまれています。

■質・量ともに誇れる地域資源の宝庫

森林資源が豊富で、特に、本市産のヒノキは量だけでなく質も優れ、市場でも高く評価されています。

また、南部の石灰岩台地のほか、市内には、膨大な量の石灰岩が埋蔵されており、古くから石灰産業が盛んで本市の基幹産業として発展してきました。

一方、恵まれた自然環境を背景に、様々な地域産品が生産されており、中でも「千屋牛」は、日本最古の^{つるうし}蔓牛の系統を継ぐ黒毛和種で、肉質に優れ、本市を代表する産品として全国に知られています。また、大粒のぶどうで甘みと酸味のバランスに優れたピオーネ、もも、トマト、リンドウなどの農産品、市内産のぶどうを使ったワインや、キャビアなども高い評価を受けており、本市では「A級の誇り」として商標を登録し、情報発信を図っています。

■市全域に広がる情報通信基盤

都市圏との情報格差解消や市民の利便性向上を目指し、本市では全国に先駆けて市内全域に光ファイバ網の整備を進めてきました。これにより、市全域で高速、大容量の情報通信環境が整っており、市民生活や経済活動などでの活用が進んでいます。

また、全国初の取組として、J R西日本と連携して新見市オリジナル I C O C A を配布しており、市全域でキャッシュレス^{■用語}化を推進するとともに、地域ポイント「にーみんポイント」による地域経済の循環・活性化に取り組んでいます。

キャッシュレス

お札や小銭などの現金を使用しない支払い方法のこと。ICOCAなどの交通系ICカードをはじめ、クレジットカード、デビットカード、二次元コード決済など、様々なキャッシュレス決済手段がある。

■鉄道・道路ともに充実した交通環境

本市は、山陽と山陰のほぼ中間に位置しており、古くから交通の要衝としての役割を担ってきました。市内には、伯備線、姫新線、芸備線のＪＲ３線があり、それらがＪＲ新見駅で結節していることで東西南北のいずれにも鉄道での移動が可能な環境にあります。

また、市中心部を東西に中国自動車道、国道182号、主要地方道新見勝山線が走り、南北には国道180号があることから道路交通網も恵まれた状況にあります。

■グローバル人材を育成する教育環境

本市では、光ファイバ網による情報通信環境の整備と並行して、ＩＣＴ教育を全国に先駆けて進めています。一人一台のタブレット端末や電子黒板を用いた授業だけでなく、人型ロボット「Pepper」を使ったプログラミング教育にも取り組むなどしており、市内の小中学生がプログラミング技術を競う全国大会で優秀な成績を修めるなどしています。

また、令和4年度からは、多方面で活用が進む「ドローン」を使用した新たなプログラミング教育にも取り組んでおり、論理的思考力の向上や問題解決能力の定着を図るなど、グローバルな人材を育成する教育環境を整えています。

■地域に開かれた新見公立大学

市内には、昭和55年に開学した「新見女子短期大学」を前身とする「新見公立大学」があることも大きな特長です。公立大学の多くが都道府県立、指定都市立である中、人口3万人規模の市に設置されていることは極めて稀な例です。

同大学では、保健医療、看護、幼児教育及び福祉の分野における質の高い教育カリキュラムにより、これまで約6,100人以上もの優秀な専門人材を輩出しており、地域に開かれた大学として地域の活性化にも大きく貢献しています。

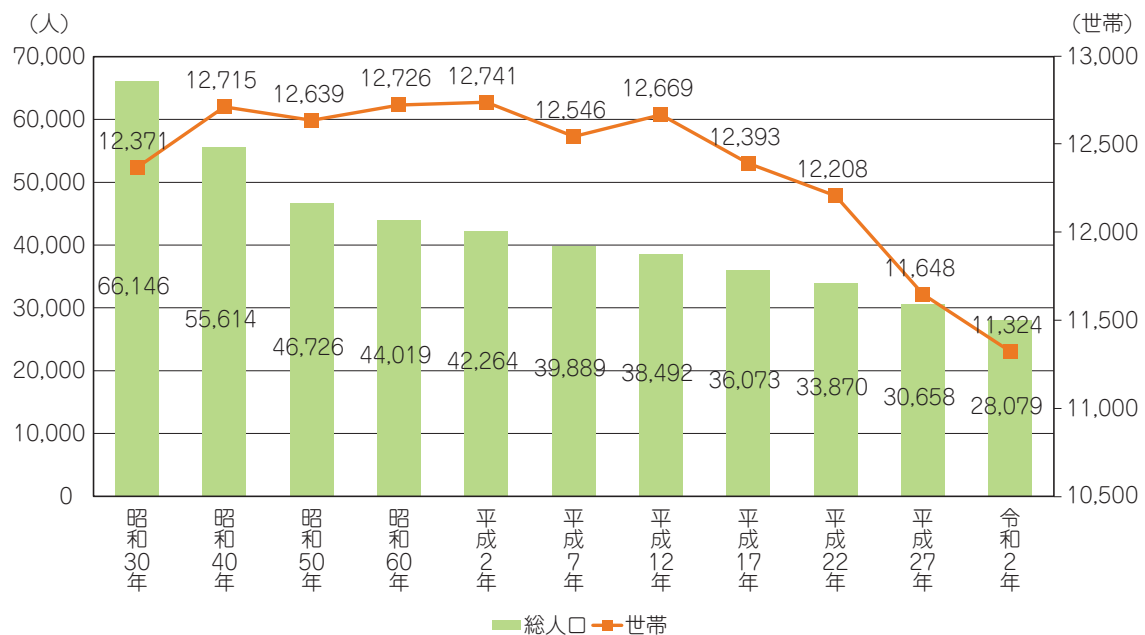


人口動向

令和2年国勢調査で、本市の人口は、28,079人となり、昭和30年調査の人口66,146人から半数以上減少しています。世帯数は、12,500世帯前後で推移していましたが、平成27年には11,648世帯、令和2年には11,324世帯まで減少しています。

<人口と世帯数の推移>

資料：国勢調査



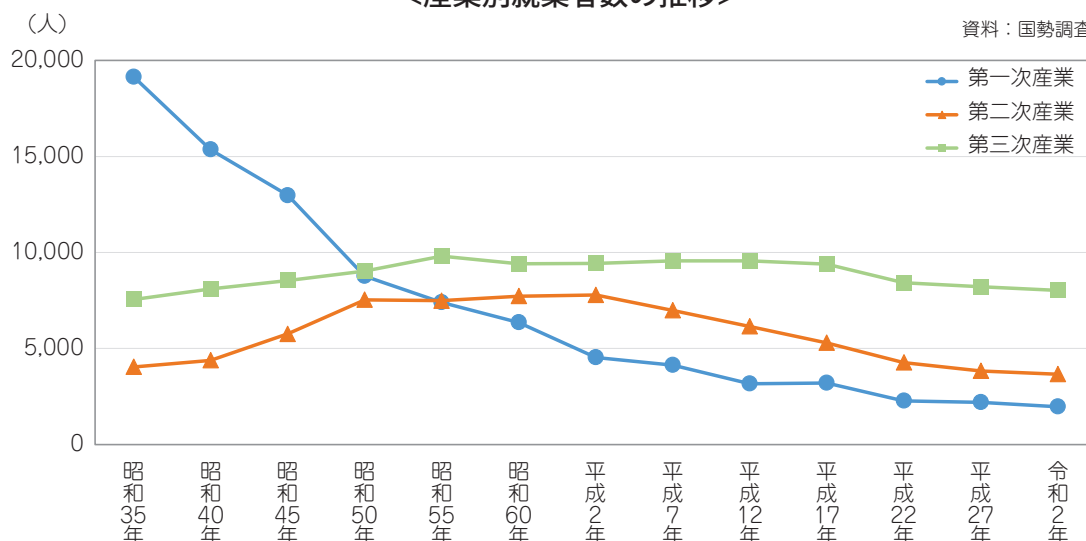
就業・地域経済構造

高度経済成長とともに第一次産業の就業者数は大きく減少し、昭和50年以降は、第三次産業の就業者数が最も多くなっています。また、平成12年以降は全部門で就業者数が減少傾向となっています。

年齢階級別産業人口構成では、農業、林業で60歳以上の占める割合が全体の7割を超えており、今後急速な就業者の減少が予測されます。

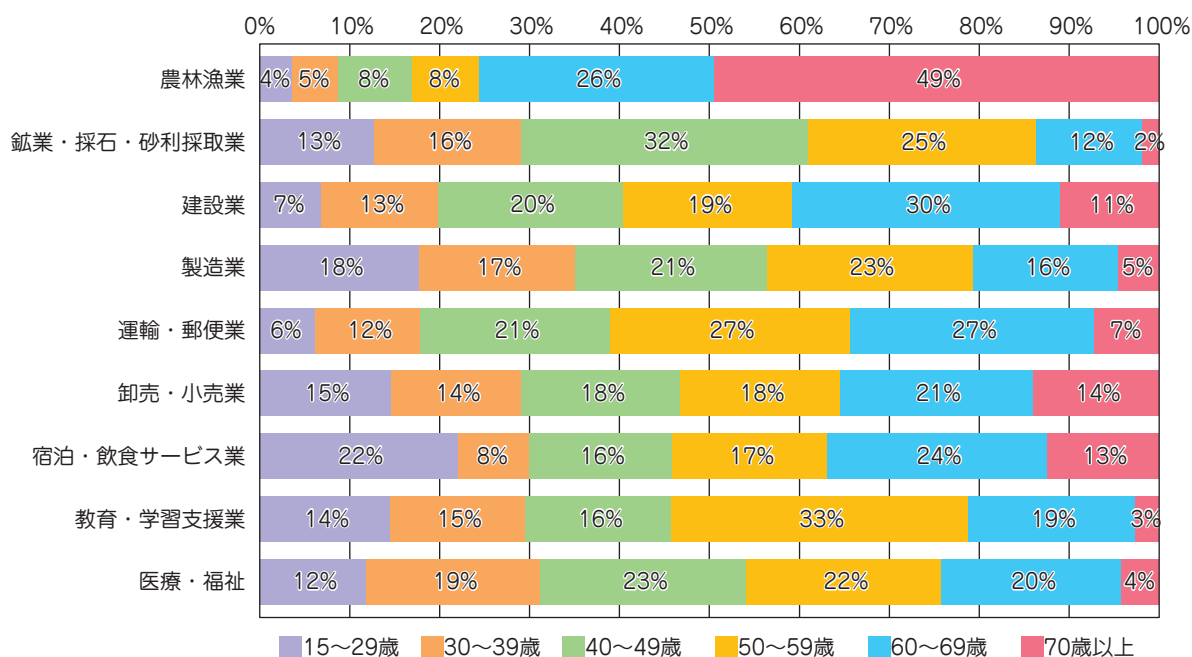
<産業別就業者数の推移>

資料：国勢調査



<年齢階級別産業人口構成>

資料：国勢調査（令和2年）



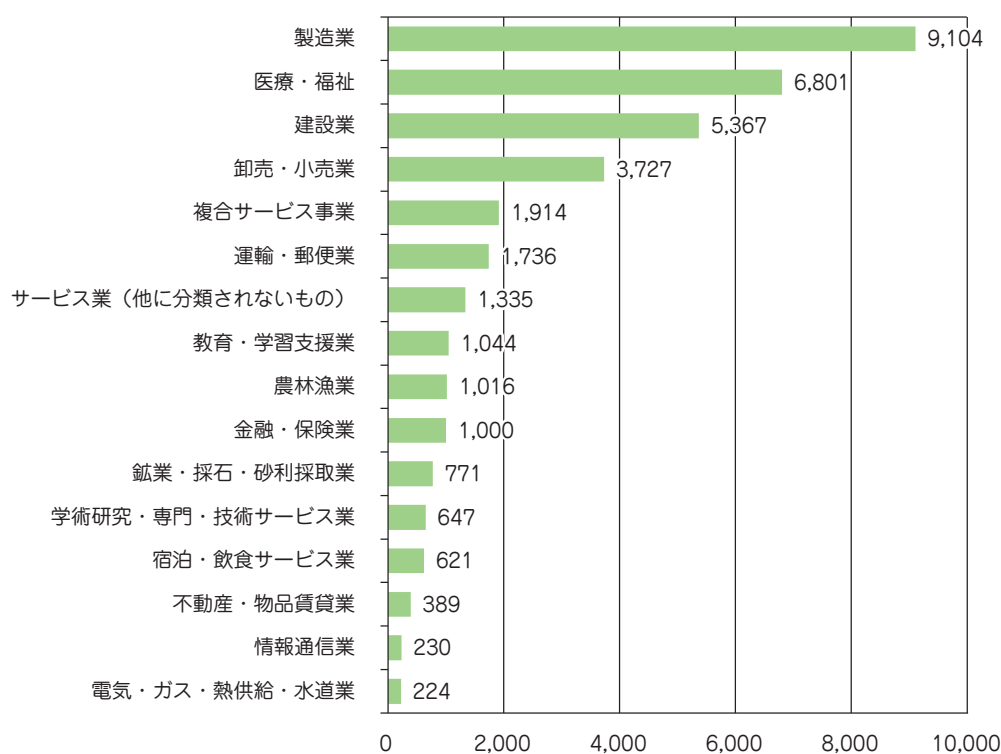
経済構造を知るデータとして付加価値額があります。付加価値額は、企業などの生産活動によって産み出された価値のことで、生産額から原材料などの中間投入額を差し引くことによって算出されます。

本市の令和3年経済センサス活動調査の結果を見ると、純付加価値額が高いのは「製造業」「医療・福祉」「建設業」「卸売・小売業」で、これらで全体の約7割を占めています。

<産業分類別純付加価値額>

資料：経済センサス活動調査（令和3年）

（単位：百万円）



基本構想

基本構想は、本市を取り巻く現状を検証し、まちづくりを進める上での基本理念、目指す将来のまちの姿、基本目標を定めるものです。



まちづくりの課題

本市を取り巻く環境の変化や時代の潮流、第2次新見市総合振興計画によるまちづくりの到達点を踏まえ、今後のまちづくりを考えた場合、本市が取り組むべきことは、将来にわたって持続可能なまちをつくることです。その課題としては次の点が考えられます。

人口問題への対応

第2次新見市総合振興計画における各種施策によっても、人口減少に歯止めをかけるまでには至っていません。国立社会保障・人口問題研究所による本市の将来人口推計では、30年後には人口が半減するといった厳しい推計結果が示されています。

人口減少は、あらゆる分野に影響を及ぼしており、全ての課題の根底にあると言っても過言ではありません。このまま人口減少が続けば、市民生活を支えている様々な社会システムが機能しなくなる恐れもあります。これまでの施策の総点検を行うとともに、新たな施策を展開することによって、将来にわたって適正な人口規模を維持していくことが、今後のまちづくりにおける最大の課題と考えられます。

魅力ある産業と雇用の創出

雇用の場がないことが、若年世代の市外流出が続いてきた要因と考えられてきました。しかし、有効求人倍率が高水準を維持しているにもかかわらず、就職を理由とした若者の市外流出は続いており、若者の希望と求人との間にかい離があることが明らかになっています。こうした傾向は全国に広がっており、東京一極集中といった結果に現れています。

一方、本市では、園芸農業^{■用語}や林業などの分野で、市外から移住する若者が増え、その中核的存在となりつつあります。

若者が希望を持てる産業を興していくことにより、市内での生活を選択する若者が増加する流れを加速させる必要があります。

次代を担う人材の育成

本市が持続的に発展していくためには、次代を担う人材を育成していくことが大切です。

子どもたちが、社会とのふれあいや交流を通じて人間性や社会性を養い、たくましく生き抜くことができる人材に育つよう、家庭や地域、学校、行政、企業などが一体となって人材育成に取り組む必要があります。

また、就学前から義務教育、さらには高等教育へとつながる切れ目ない保育、教育の仕組みを構築することにより、保護者の育児や教育に関する不安や負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整備することが必要です。

園芸農業

都市への出荷を目的として、野菜や果物、花卉などを栽培する農業のこと。



安全・安心な暮らしの実現

気候変動等の影響から、局地的な豪雨が頻発し、災害の大規模化が進む傾向にあるとともに、今後、南海トラフ地震も予測されるなど、災害の発生リスクは年々高まっています。

本市でも、平成30年7月豪雨、令和元年9月集中豪雨などにより災害が発生し、市内各所で家屋への浸水や土砂流入などの大きな被害が発生しました。

自然災害をはじめとする様々な災害に対し、市民の生命・財産を守ることを最優先課題として、防災・減災への取組や被災者の支援体制を強化する必要があります。

また、高齢者などが関係する犯罪や交通事故が多発するなど、日常生活の安全を脅かす事例も増えてきており、安全・安心な暮らしを実現するための取組が求められています。

コミュニティの再構築

これまで、本市では住民同士の結びつきが強く、住民組織が地域を支える力をもっていました。

しかし、少子高齢化や核家族化の進行、住民意識の変化などにより、地域社会への帰属意識や人と人の結びつきが希薄化する傾向にあり、地域力そのものが失われつつあります。

将来にわたって持続可能なまちをつくっていくためには、住民同士が支え合い、まちづくりの主体となっていくことが求められます。そのためには住民同士の結びつきによるコミュニティ機能を再構築し、地域を支える力を備えていくことが求められます。

行財政運営の効率化

今後、税収などの歳入が減少していくことが予想される一方、一人ひとりの価値観が多様化することに伴って住民ニーズは増加し、全てに対応していくことが困難になることが予想されます。本市が持つ経営資源を有効に活用し、最少の経費で最大の効果を生み出すには、選択と集中により戦略的な行財政運営を進める必要があります。

また、新たな行政需要や課題に的確に対処できる組織体制が必要となることから、行政組織の見直しを検討する必要があります。

さらに、本市が保有する資産を有効に活用することにより地域の活性化につなげる取組を推進し、地域活性化のみならず、遊休資産の発生抑制や維持管理経費の低減を図る必要があります。

人口の将来像

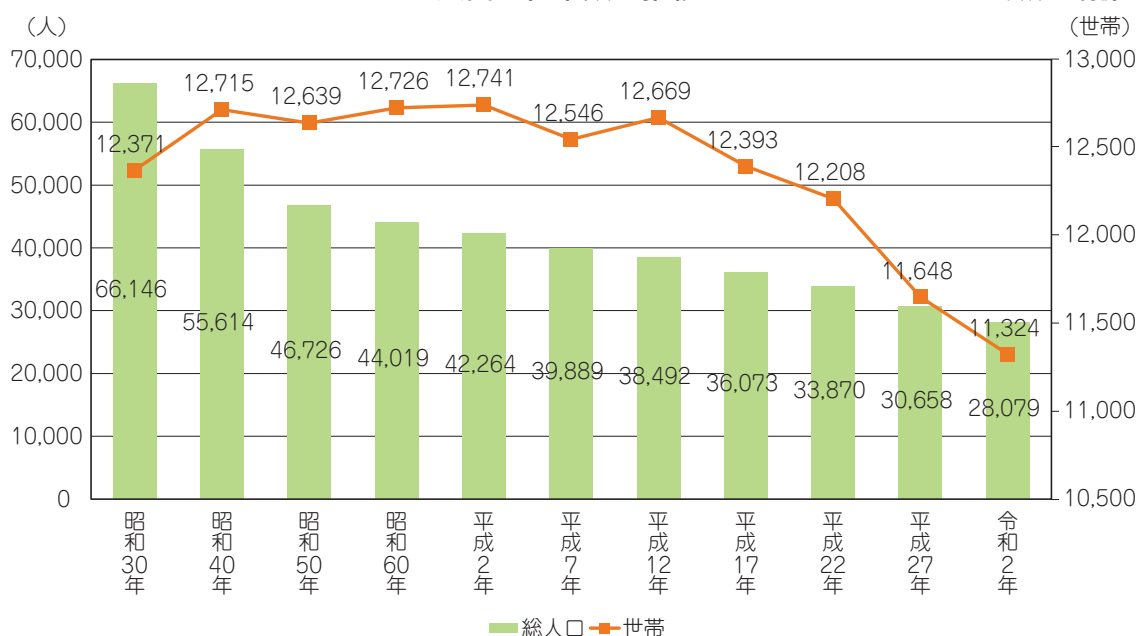
人口の動向

本市の人口は、昭和30年には66,146人を数えていましたが、昭和30年～40年代の高度経済成長期に人口の大幅な流出が起こり、その後も減少傾向を続け、令和2年には28,079人と半数以上減少しています。世帯数は、長らく1万2千台後半で推移していましたが、平成27年には11,648世帯まで減少し、令和2年には1万1千台前半となっています。

年齢区分による人口構成比の推移を見ると、昭和55年に15.7%だった高齢化率（65歳以上人口が総人口に占める割合）が、令和2年には41.4%となっています。また、生産年齢人口（15歳から64歳まで）が総人口に占める割合が5割を下回っており、高齢化が進んでいる状況が見てとれます。

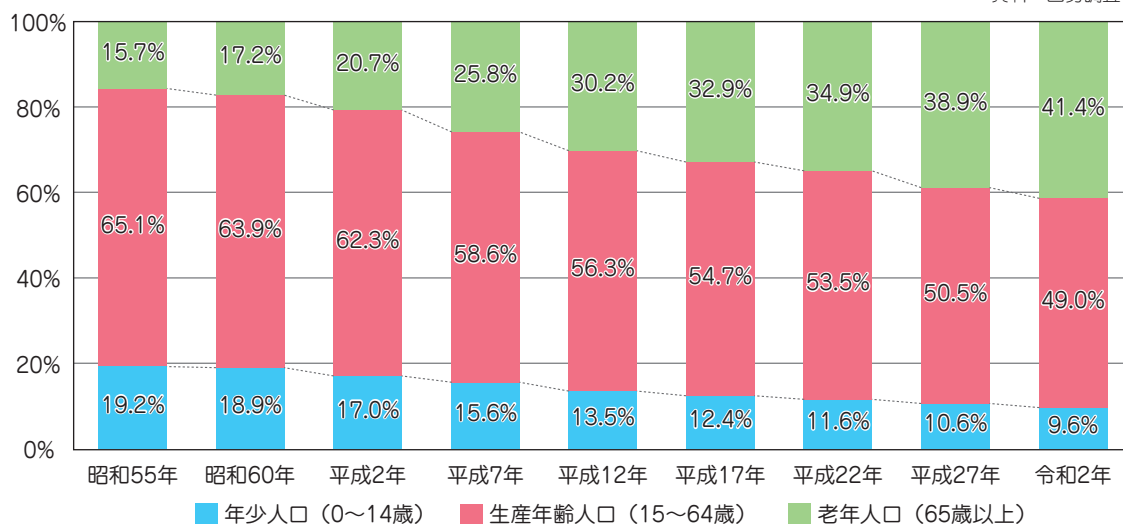
<人口と世帯数の推移>

資料：国勢調査



<年齢別人口構成比の推移>

資料：国勢調査

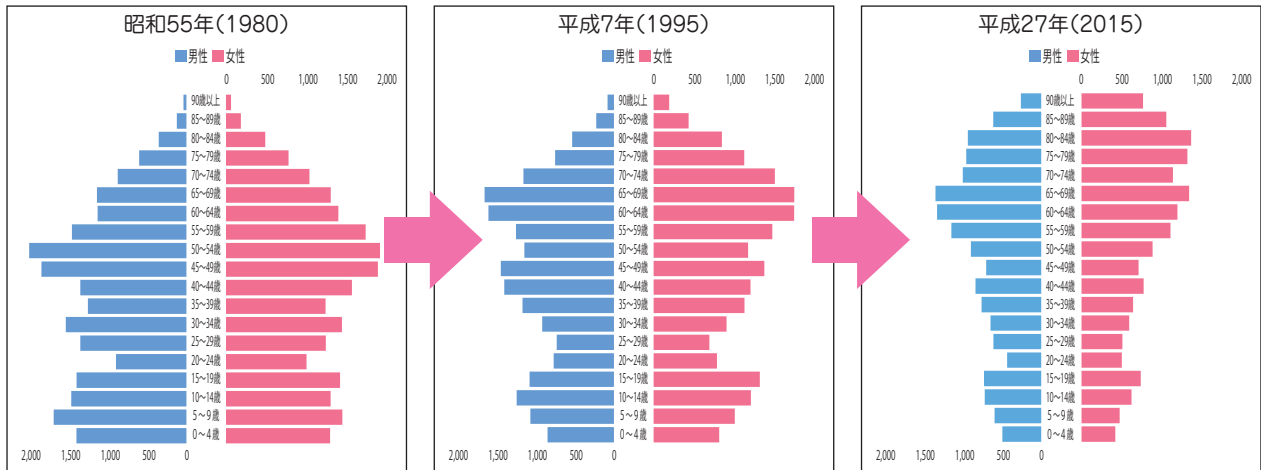




性別、年齢別の人口構成を示した人口ピラミッドは、年齢が低いほど人口が多い「山型」が理想とされますが、本市の場合、昭和55年には中ほどに膨らみがある「釣鐘型」を示しており、さらに平成27年からは、上に行くほど広がる「つぼ型」に近くなっており、少子化の進行を反映しています。

<男女別年齢別人口構成の推移>

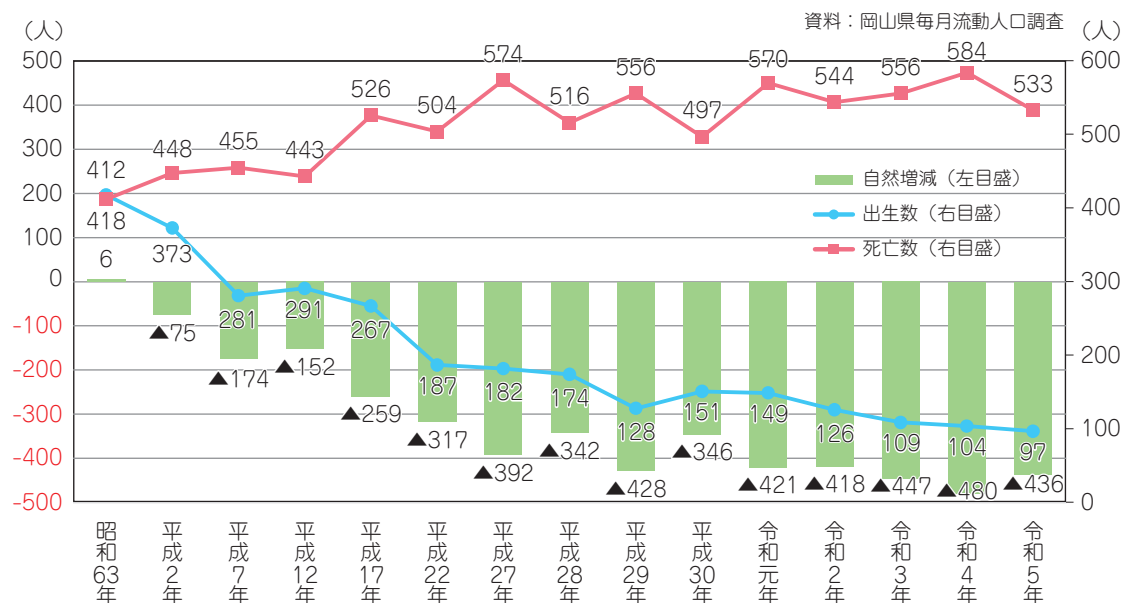
資料：国勢調査 単位：人



■自然動態の推移

本市の出生数及び死亡数の推移（自然動態）を見ると、死亡数が出生数を上回り、いわゆる「自然減」の状況が年々強まる傾向を示しています。本市では出生数の減少と死亡数の増加が同時に進んでおり、死亡数の増加は、男女別年齢別人口構成の推移に見られるように、人口のピークとなる年齢層が高齢期側に移行していることに伴う自然的な変化と考えられます。

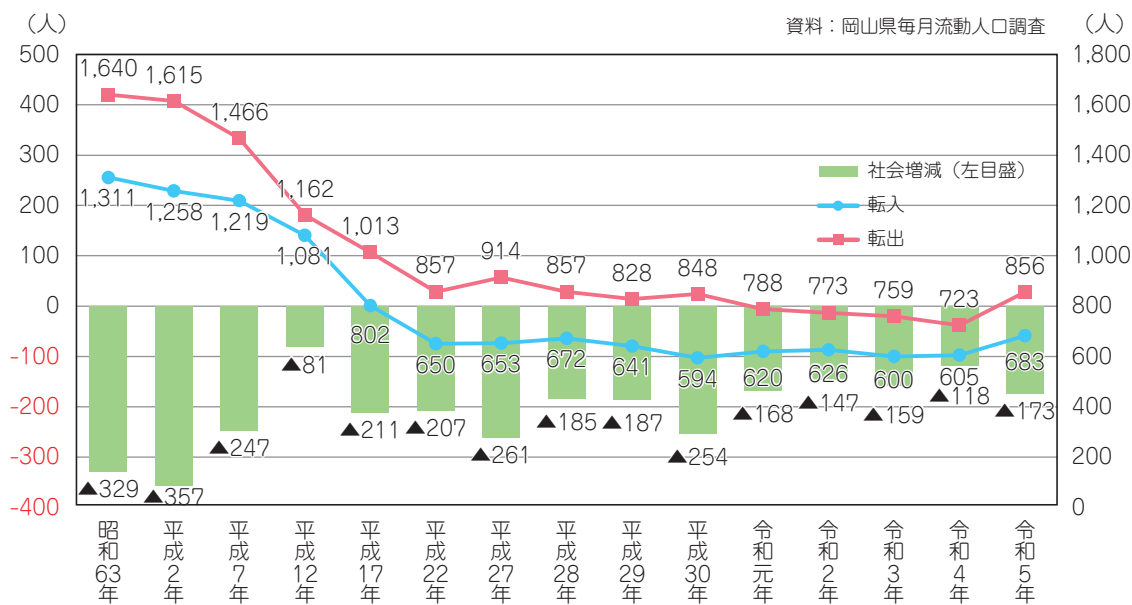
<自然動態の推移>



社会動態の推移

本市への転入数及び本市からの転出数の推移（社会動態）では、転入数より転出数が多い、いわゆる「社会減」の状況が続いています。平成12年に転入・転出の差が小さくなった以外は、転入と転出の差は、毎年、同じような幅で推移しており、一定数の社会減（転出超過）が続いている状況にあります。

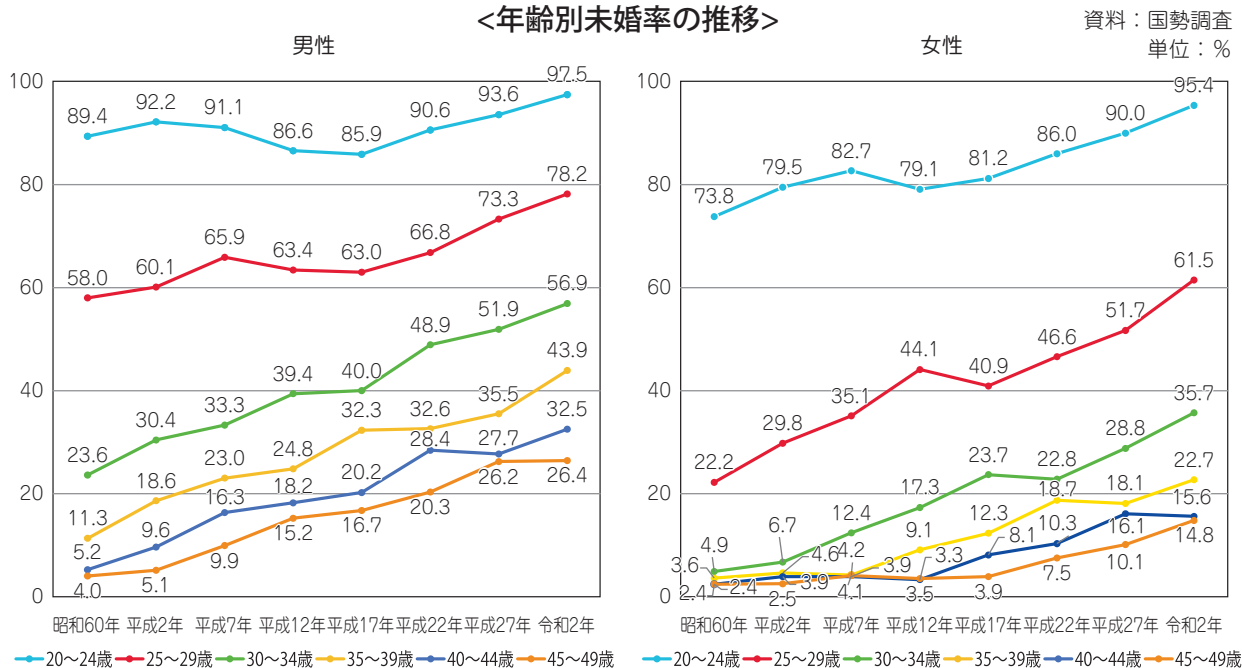
<社会動態の推移>



未婚率の推移

本市における未婚率の推移を見ると、男性の未婚率は全ての年代で年々上昇しており、30～34歳が平成17年から急激に上昇しています。また、女性の未婚率は35～39歳が、平成7年を境に急激に上昇しています。

<年齢別未婚率の推移>



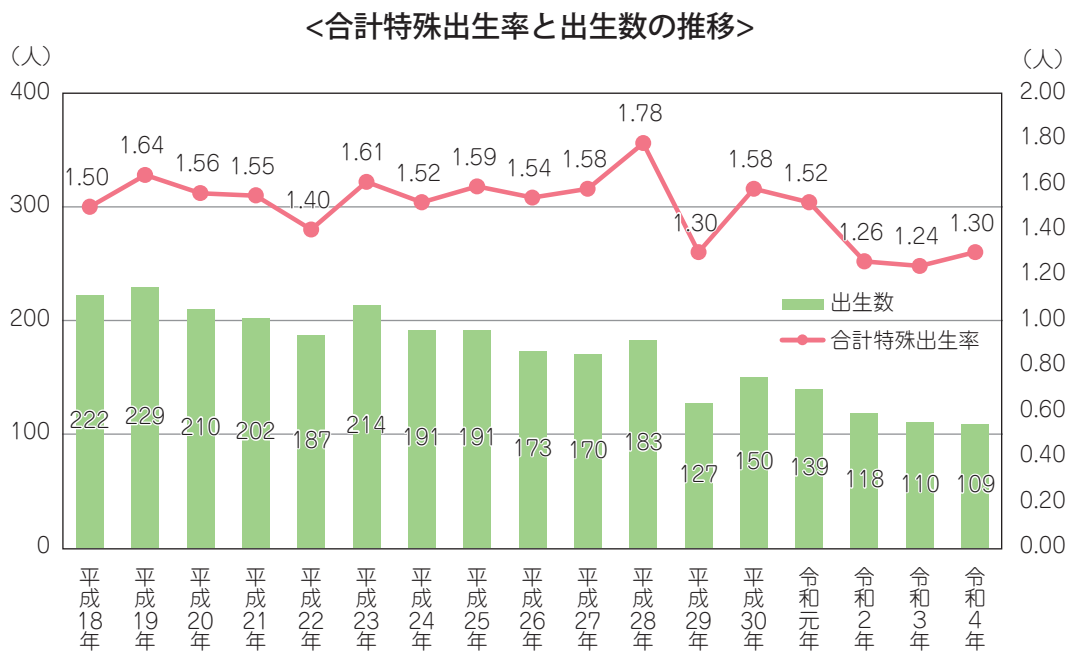


■合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、国及び岡山県よりも高い値で推移していましたが、令和2年以降は県平均値を下回っています。

また、対象となる15～49歳の女性人口自体が減少傾向にあることなどから、出生数の減少が続いている状況にあります。

※合計特殊出生率 15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子どもの数を試算したもの。現在、人口維持に必要な合計特殊出生率は2.07と言われています。



<合計特殊出生率の全国及び岡山県との比較>

資料：人口動態調査、岡山県衛生統計年報 (人)

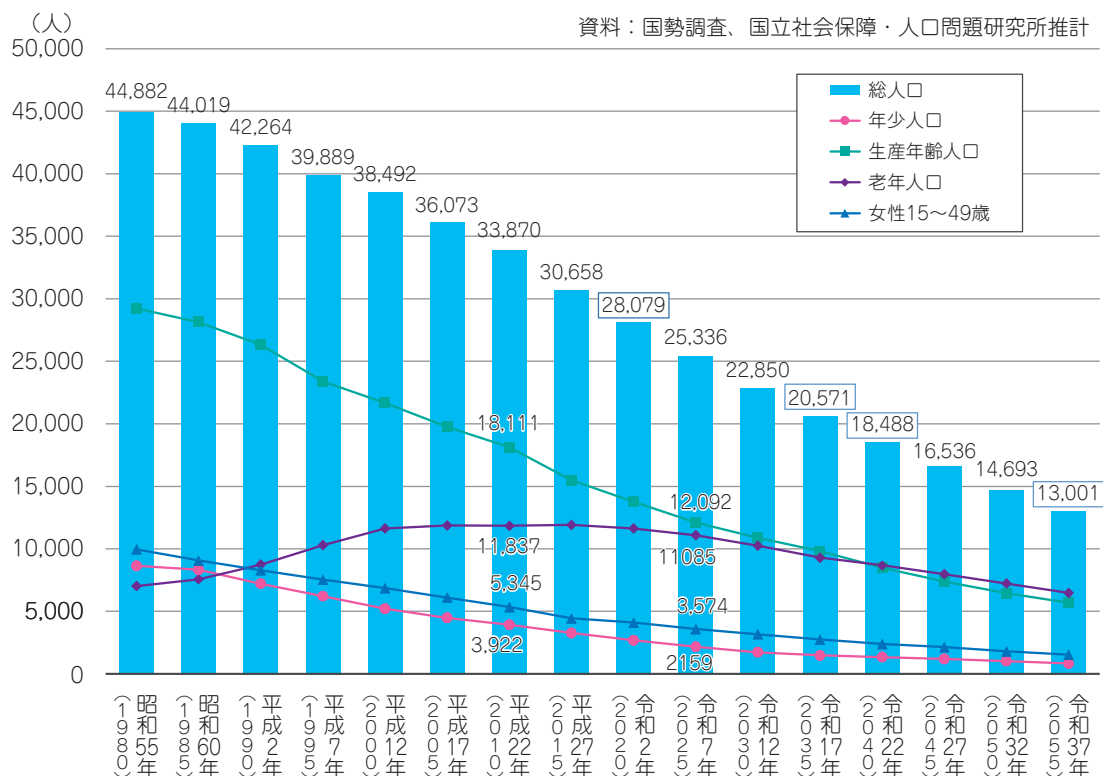
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年 (試算値)
新見市	1.59	1.54	1.58	1.78	1.30	1.58	1.52	1.26	1.24	1.30	1.01
岡山県	1.49	1.49	1.54	1.56	1.54	1.53	1.47	1.48	1.45	1.39	1.32
全 国	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20

将来人口の推計

国立社会保障・人口問題研究所が行った本市の将来人口推計によると、これまで増加傾向にあった老年人口も、平成27（2015）年から減少に転じ、全ての世代で減少が進むと推計されています。

その結果、本市の人口は、令和17（2035）年には20,571人に、令和22（2040）年には、18,488人に、そして令和37（2055）年には、13,001人になると推計されています。

<人口・年齢区分別将来人口の推計>



国立社会保障・人口問題研究所の人口推計について

令和2（2020）年の国勢調査結果を基礎データとし、「合計特殊出生率」「生存率」「移動率」の3つの要素で年次的な推計を行っているものです。

その間の政策効果や特殊要因などが反映されていませんが、将来人口を推計する基礎資料として利用しています。

将来人口の目標

人口規模は、本市の将来を考える大きな要素となります。我が国の総人口が減少に転じた流れの中で、現在の状況が続けば、本市の人口は、減少傾向が続き、令和37（2055）年には1万3千人前後になると推計されています。しかし、この推計は、「現状のまま、何も対策を講じず、大きな変化が起こらない」ことを前提としています。本市では、今後、本計画に基づいた積極的な施策を講じていくことにより、これまでの人口推移のトレンド（傾向）を変えていけると考えています。

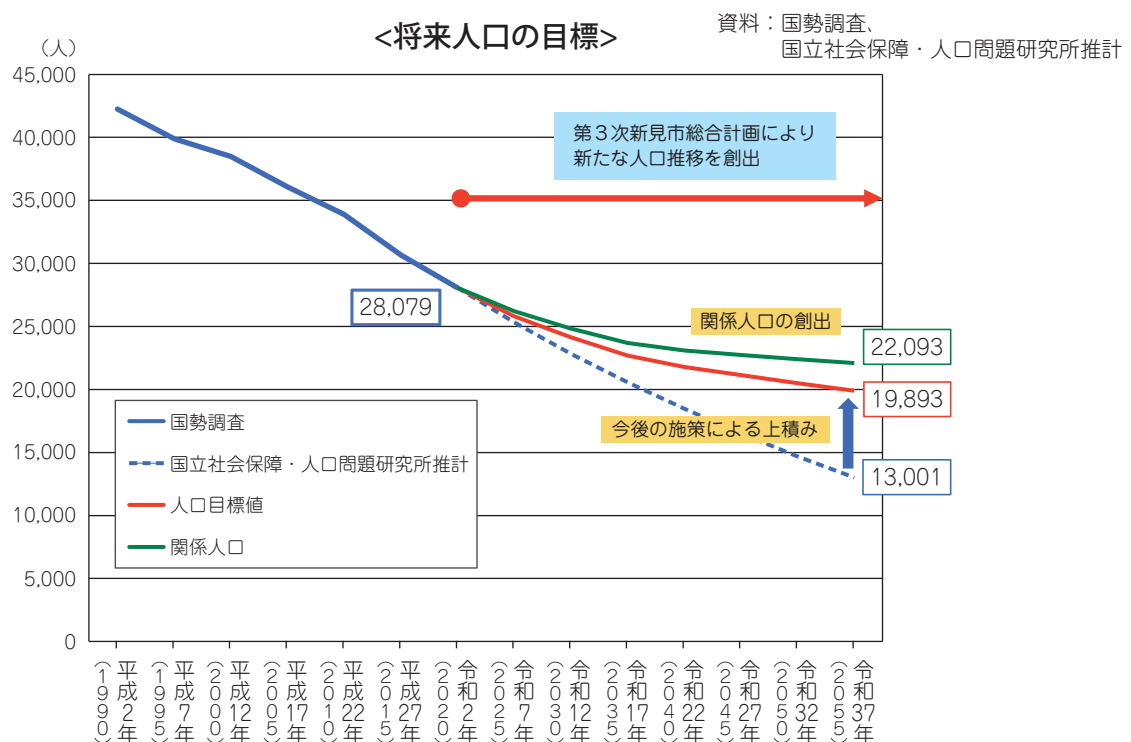
既に園芸農業や林業分野では、移住した多くの若者が就業している例が見られており、本市の特性を活かし、産業振興や移住・定住対策、子育て環境の整備など様々な分野での施策を積極的に進めることにより、人口減少を抑制し、将来にわたって一定の人口規模を維持していくことを目指します。



さらに、人口の新たな要素として、「関係人口」を取り入れたまちづくりを目指します。関係人口は、移住や定住はしないものの、様々な形でまちづくりに関わる人の数であり、市内出身者や企業活動、民間活動を通じて本市と関わりを持っている人などが想定されます。関係人口を増やすことで、より多様なまちづくりを進めることができると考えています。

以上のことから、将来人口について次のとおり目標を設定します。

- 定住人口 各種施策により、直近（令和2年時点）の人口減少率（年平均1.8%）を低減し、令和7（2025）年までに「1.4%」、令和17（2035）年までに「1.2%」を、令和27（2045）年までに「0.6%」を達成する。
- 関係人口 関係人口を創出する取組により、本市のまちづくりに関わる人口の増加を図る。



	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)	令和37年 (2055)
人口目標値 (A)	27,775	25,831	24,152	22,703	21,795	21,142	20,508	19,893
関係人口 (B)	100	400	700	1,000	1,300	1,600	1,900	2,200
(A) + (B)	27,875	26,231	24,852	23,703	23,095	22,742	22,408	22,093
国立社会保障・ 人口問題研究所推計	令和2年 (2020)	28,079 (実績値)	25,336	22,850	20,571	18,488	16,536	14,693
	平成27年 (2015)	27,636	24,684	21,997	19,522	17,139	14,873	12,822

この5年間の進捗

前期行動計画策定時における令和2（2020）年の人口目標値は27,775人でしたが、令和2年国勢調査結果では28,079人と人口目標を達成することができました。

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計値（令和2年国勢調査時点）も、前回（平成27年国勢調査時点）と比較して、人口減少の幅は改善しています。しかし、本市の人口目標値と大きな差があることから、依然として厳しい状況が続いています。

まちづくりの基本理念

本市は、今後、課題解決を図り、個性的で魅力ある持続可能なまちの実現を目指した取組を進めます。

取組を進めるにあたっては、「自主自立と協働」「人と環境の調和」「地域資源の活用」、さらに「未来への展望と責任」を基本理念として掲げます。

自主自立と協働

まちづくりの主体である市民と行政が、それぞれの役割を自覚し、よき協力者として連携、協働してまちづくりに取り組むことにより、住民自治を基本とした市民本位のまちづくりを目指します。

人と環境の調和

鍾乳洞や湿原など特有の自然を有し、広大な森林と源流を育んでいることに誇りと責任を持ち、人と自然環境が調和するまちづくりを目指します。

地域資源の活用

歴史、文化、自然、本市に暮らす人の経験や知識など全てを地域資源として活かすことにより、本市独自の魅力を創出し、特色あるまちづくりを目指します。

未来への展望と責任

確かな展望のもと、市民誰もが夢と希望を持つことができる持続可能なまちづくりを目指し、次世代に引き継いでいく責任と役割を果たします。



目指すまちの将来像

本市では、高度経済成長期以降、国が進めた経済発展と拡大に向けた政策、地域間格差縮小などの政策を背景に社会資本の整備に力を注いできたことで、一定水準の文化的で、利便性が確保されたまちとしての姿を整えてきました。

一方で、物的・量的な豊かさを重視する施策を優先し、自治体間での「比較」「競争」による施策を進めたことにより全国で画一的なまちづくりが進み、それぞれの自治体が持っていたアイデンティティ（個性・特性）が失われる結果となりました。本市でも、「新見らしさ」や「新見ならではの」といった個性や特性を失ったことが、ふるさとへの誇りや意識の希薄化につながり人口流出の要因になったと考えられます。

しかし、社会が成熟し、物的・量的な豊かさより心の豊かさを、成長・拡大より質の向上を求める方向へと人々の意識が変化しています。今後はこうした新たな価値観に基づいたまちづくりへと転換していく必要があります。

本市には、漆・紙・鉄を資源として栄えた中世の時代からはじまり、石灰石、木材といった本市特有の資源を活かして発展してきた歴史や経験があります。今一度、本市の持っている個性や特性を見直し、新たな「新見らしさ」を創造することで、誰もが魅力を感じられるまちをつくり、住み続けたい、住んでみたいと思う人を一人でも増やしていくことこそ、本市が直面している人口減少という大きな課題を解決する糸口になると考えられます。

地域資源を最大限活用して、個性と魅力を創造することで 住み続けたい人が増えるまちをつくる

地域の個性や資源を活かすには、行政主導から市民と行政との協働によるまちづくりへの転換が必要です。より多くの人が思いをもって関わることで、知恵が生まれ、魅力的なまちづくりにつながります。市民と行政が価値観を共有し、優先して解決すべき課題を選択し、市民自らも「創り手」となっていくことにより、誰もが生き活きと暮らし、地域に活気があふれるまちをつくっていくことを目指します。

住み続けたいと思う人が、住み続けられるまちを実現することこそ、本市を次の世代に確実に引き継いでいく最も有効な方法と考え、将来のまちの姿を次のとおり定め、その実現を目指します。

人と地域が輝き 未来につながる 源流共生のまち・にいみ

まちづくりの基本目標

産業成長

■産業が育ち、地域経済が躍動する「産業成長」のまち

本市では、豊富な埋蔵量を背景とした石灰産業や豊かな自然環境を活かした農林畜産業を中心に産業が発展してきた歴史があり、そこには地域資源を活用してきた先人の知恵がありました。

今後、既存産業の強化を図るとともに、活用されていない資源を発掘し、新たな価値やニーズを構築することにより産業を創造し、将来にわたって発展、継続していく地域経済構造の構築を目指します。

希望創造

■若者が夢と誇りを持ち、未来を描く「希望創造」のまち

本市が持続的に発展していくには、次代を担う人材を育てていくことが求められます。家庭、地域、学校、行政などが一体となり、高度情報化、グローバル化など刻々と変化する社会情勢に対応できる資質と自己実現力を備えた人材の育成を目指します。

さらに、若者を取り巻く環境の整備を図るとともに、若者のあらゆるチャレンジを応援できる体制整備と社会参画の機会提供により、若者が将来に夢と希望を持つことができるまちの実現を目指します。

健康共生

■誰もが安心と生きがいを共有できる「健康共生」のまち

保健・福祉・教育などの社会的サービスを充実することに加え、生活基盤の充実や防災基盤の整備、さらには共生の考え方に基づいた地域社会を築いていくことにより、誰もが身体的な健康だけでなく、安全・安心や人とのつながりを実感でき、生涯にわたって多様な価値観やライフスタイルに応じた、質の高い、豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めます。

自然共存

■森林と源流、石灰岩台地が息づく「自然共存」のまち

本市には、岡山県三大河川の一つである高梁川とその源流を育んでいる広大な森林、さらには石灰岩台地など豊かな自然資源が数多くあり、まちづくりを進める上で大きな強みでもあります。こうした自然環境の保全を通じて地球環境問題に積極的に関わるとともに、自然からの恵みと人をつなぎ、本市の活性化に活かしていくことにより、人と自然が将来にわたって共存できるまちづくりを進めます。

行動計画

行動計画は、基本構想に示されたまちづくりを実現するための、行政分野ごとの施策・取組の方向性を示すものです。



施策展開の方向性

今後、本市は、個性と魅力を備えた持続可能なまちづくりを進めるため、次の7つの行政分野から施策展開を進めます。施策展開にあたっては、人口減少に起因する様々な課題が障壁となることが予想されますが、挑戦し続けることが、まちの将来像を実現することにつながる第一歩であるとの認識に立ち、市民と行政との協働による取組を進めます。

また、これまでの施策手法にとらわれることなく、ＩＣＴ技術の活用や各分野の施策を横断的・複合的に進めるための部局横断組織、特区制度を活用した規制緩和などの手法を取り入れつつ、効果的で効率的な行財政運営を基本に施策展開を進めます。

- | | |
|------------------|------------------------|
| (1) 「産業・経済」 | 産業の活力を高め、持続可能な地域経済をつくる |
| (2) 「健康・福祉」 | 健やかに暮らせ、子育てができるまちをつくる |
| (3) 「教育・文化・スポーツ」 | 誰もが生き活きと輝く個性を育むまちをつくる |
| (4) 「安全・生活基盤」 | 安全で、市民生活を支えられるまちをつくる |
| (5) 「都市基盤・交通」 | 人と環境に配慮した質の高い都市基盤をつくる |
| (6) 「環境」 | 自然を守り、安らぎと潤いのある環境をつくる |
| (7) 「交流・コミュニティ」 | 多様な人が集い、交流し、活躍するまちをつくる |

テレワーク

「Tele = 離れた」と「Work = 働く」を合わせた造語で、ICTを活用して、本拠地のオフィスから離れた場所で働くこと。在宅勤務や、移動中の車内等で行うモバイルワークなど、様々な働き方がある。



施策推進における視点

各行政分野における施策を進めるにあたっては、次に掲げる視点をもって施策の企画・立案を進め、取り組むこととします。

1 新見市デジタル田園都市構想総合戦略としての視点

本市では、平成27年度から「新見市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「第2期新見市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき各種施策を展開してきましたが、依然として人口減少に歯止めをかけられてはいない状況です。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行によって、産業等への打撃や人と人とのつながりの希薄化など、本市も大きな影響を受けました。一方で、テレワーク■用語の普及により地方移住の気運が高まるなど、アフターコロナの社会は地方にとって成長機会でもあります。

今後はより一層デジタルやオンラインの活用が進み社会の在り方が大きく変化する中、本市においても、デジタルの力を活用しつつ、最大の課題である人口問題に対しこれまでの取組を更に発展させていく必要があります。

こうしたことから、デジタル実装の取組や、次の重点目標の実現につながる取組を着実に進めることとします。

目指すべき将来

- (1) 人口減少に歯止めをかける
- (2) 稼ぐ力を高め、地域内経済の好循環を実現する
- (3) 人口減少に適応できる地域をつくる

重点目標

都市から新見へ 新しいひとの流れをつくる

- 移住・定住の推進
- 関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進

若者が結婚・出産・子育ての希望を実現できる地域をつくる

- 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備
- 子ども達が健やかで 幸せに成長できる地域の実現

地域に仕事をつくり、経済が好循環する環境をつくる

- 稼ぐ地域の実現
- 地域を支える産業の振興・発展、新たな産業・雇用の創出

魅力的で持続可能な地域をつくる

- 将来にわたり、安全・安心な生活環境の実現
- 地域の特性・資源を活かした個性的で魅力的な地域づくり

デジタルの力を活用

2 地域特性に応じたまちづくりの視点

本市は、広大な市域に集落が点在している中山間地域です。地域ごとに歴史、文化、気候、産業など様々な特性があることから、一定のエリアを設定しながら、それぞれのエリアが持つ特性に応じたまちづくりを進めるとともに、各エリア間で相互に連携・補完しあうネットワークづくりに努め、市全体として持続可能な社会を築いていくことを目指します。

■7つの地域拠点エリア

複数の地域拠点エリアを設定します。まず、合併前の自治体区域である大佐、神郷、哲多、哲西の4つのエリアが考えられます。各エリアとも一定の人口規模があるだけでなく、道路や上下水道といった生活基盤が整備されており、各エリアの中心部には、エリアを支える福祉、医療、教育、行政といった機能が一定程度整っています。

さらに、旧新見市の区域で、市街地を除く北部、東部、南部地域は地勢的にまとまりがあり、一定の人口規模があることから、それぞれを地域拠点エリアとして考えることができます。

これら7つの地域拠点エリアでは、住民生活を支える社会基盤や拠点機能の維持を図るとともに、コミュニティ機能の強化やそれぞれが持つ特性や魅力を活かした産業振興や観光振興など、地域活力を高める取組を進めます。

なお、こうした取組を進めるにあたっては、地域共生社会構築の取組との連携を図ることとし、地域運営組織などの多様な参画を求めながら進めることとします。

■市街地エリア

市街地エリアである都市計画区域内には、総人口の約4割の人が居住しています。日常生活に必要な都市機能（商業、福祉、医療、教育、行政）が一定程度集積しており、本市の市民生活を支える役割を果たしています。

今後も、地域拠点エリアの機能を補完し、市全域を支える拠点エリアとして、都市計画マスタープランや立地適正化計画に基づいて都市基盤の整備充実、防災に配慮した安全で快適な都市環境の整備を目指すとともに、商業や医療、福祉といった各種サービスの維持・充実に向けた取組を進めます。特に、JR新見駅周辺においては「市の顔」にふさわしい空間の創出、拠点性の向上や周辺の文化・自然を活かした取組など、官民連携によるにぎわい創出の取組を進めます。



■多極ネットワーク型のまちづくり

7つの地域拠点エリアと市街地エリアを合わせた8つのエリアで、それぞれの特性に応じたまちづくりを進める一方で、エリア相互をつなぐネットワークの充実を図ります。

エリア間の人や物の移動を支える交通体系の確立と各エリアの機能や特性を有機的に結びつけるネットワークを整備することで、8つのエリアで役割分担と機能の補完が進み、人・物・サービスが循環し、誰もが一定水準の生活基盤が保障された持続可能な、「多極ネットワーク型」のまちづくりを目指します。

エリア内、エリア間をつなぐネットワークは、道路網、情報通信網、交通などのほか、地域間連携や個人・団体間でのつながりなど様々な形が想定されます。



3 新見市版地域共生社会構築の取組と連動したまちづくりの視点

本市では、平成30年度に「新見市版地域共生社会構築計画」を策定し、社会全体で市民生活や地域社会を支え、盛り立てていく仕組みとして「地域共生社会の基盤構築」と「大学を活かしたまちづくり」を進めています。

地域共生社会の基盤構築の取組では、小規模多機能自治の考え方を基に各地域で設立される地域運営組織が中心となり、地域が自発的に課題解決に取り組むことにより、地域の個性やニーズに応じたまちづくりが進んでいくと考えています。その活動は、地域コミュニティの維持にとどまらず、高齢者福祉、子育て支援、産業振興、空き家対策、移住定住対策など多岐にわたることが想定されます。こうした地域が主体となった取組と様々な行政施策を連動させることにより、これまで以上に、より効果的で効率的な取組を進めます。今後、地域との連携・協働をより強化して取組を進めていくこととします。

また、大学を活かしたまちづくりは、新見公立大学を設立している利点を最大限に活かし、本市の活性化や課題解決を図っていく取組です。市民・市・大学が一つになってまちを創っていくことができるということは、本市にとって大きな強みです。新見公立大学が本市の重要な地域資源であることを踏まえ、地域の活性化や地域課題の解決に向けた取組において、同大学が持つ様々な資源の有効活用を図ります。

4 持続可能な開発目標SDGsのまちづくりの視点

持続可能な開発目標（SDGs）は、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国も取り組むべきユニバーサル（普遍的）なものであり、本市としても今後の施策の企画・立案・実行の各過程において、常にSDGsの理念に沿った市政運営に努めます。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1 貧困をなくそう

目標1〔貧困〕

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



2 飢餓をゼロに

目標2〔飢餓〕

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



3 すべての人に健康と福祉を

目標3〔保健〕

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



4 質の高い教育をみんなに

目標4〔教育〕

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



5 ジェンダー平等を実現しよう

目標5〔ジェンダー〕

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う



6 安全な水とトイレを世界中に

目標6〔水・衛生〕

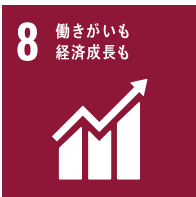
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

目標7〔エネルギー〕

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



8 働きがいも経済成長も

目標8〔経済成長と雇用〕

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



9 産業と技術革新の基盤をつくろう

目標9〔インフラ、産業化、イノベーション〕

強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



10 人や国の不平等をなくそう

目標10〔不平等〕

国内及び各国家間の不平等を是正する



11 住み続けられるまちづくりを

目標11〔持続可能な都市〕

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



12 つくる責任つかう責任

目標12〔持続可能な消費と生産〕

持続可能な生産消費形態を確保する



13 気候変動に具体的な対策を

目標13〔気候変動〕

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



14 海の豊かさを守ろう

目標14〔海洋資源〕

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



15 陸の豊かさも守ろう

目標15〔陸上資源〕

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



16 平和と公正をすべての人に

目標16〔平和〕

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



17 パートナリシップで目標を達成しよう

目標17〔実施手段〕

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

序論

基本構想

行動計画

産業経済

健康福祉

教育文化
スポーツ

安全
生活基盤

都市基盤
交通

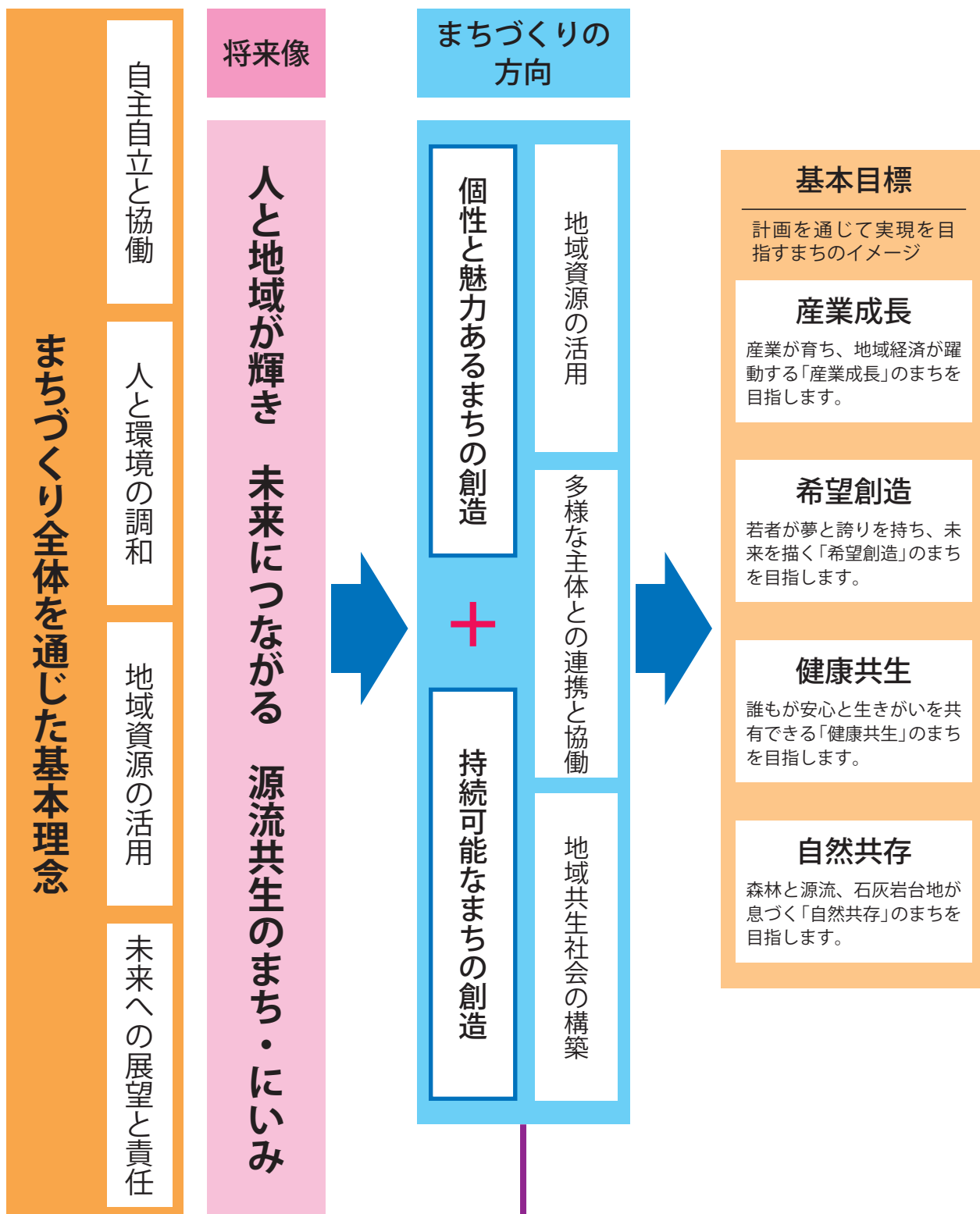
環境

交流
コミュニティ

資料編

第3次新見市総合計画 体系図

計画期間 令和2年度～令和11年度（10年間）





計画期間 令和7年度～令和11年度（5年間）

施策展開の方向性

7つの行政分野で施策を推進

1 産業・経済

産業の活力を高め、持続可能な地域経済をつくる

2 健康・福祉

健やかに暮らせ、子育てができるまちをつくる

3 教育・文化・スポーツ

誰もが生き生きと輝く個性を育むまちをつくる

4 安全・生活基盤

安全で、市民生活を支えられるまちをつくる

5 都市基盤・交通

人と環境に配慮した質の高い都市基盤をつくる

6 環境

自然を守り、安らぎと潤いのある環境をつくる

7 交流・コミュニティ

多様な人が集い、交流し、活躍するまちをつくる

行動計画

行政各分野の施策・取組

①農業 ②畜産業・水産業 ③林業
④鉱業・工業 ⑤商業・サービス業
⑥観光 ⑦雇用・労働①健康・保健 ②医療 ③児童福祉
④高齢者福祉 ⑤障がい者(児)福祉
⑥地域福祉①就学前教育・義務教育
②大学・高等学校
③市民学習・文化芸術
④歴史・文化財 ⑤スポーツ①防災 ②消防・救急
③防犯・交通安全 ④水道・下水道①道路 ②住環境・都市づくり
③デジタル・情報通信
④公共交通①自然環境・生態系 ②脱炭素
③廃棄物・資源循環①交流 ②移住・定住・関係人口
③コミュニティ・NPO・ボランティア
④人権・パートナー

施策実現に向けた考え方

市民と行政との協働による施策展開

ICT活用や施策の複合化など新たな手法による施策展開の推進

効果的で効率的な行財政運営による施策展開

施策推進における視点

地域特性に応じたまちづくり

地域共生社会構築の取組と連動したまちづくり

持続可能な開発目標SDGsのまちづくり

新見市デジタル田園都市構想総合戦略
(計画期間 令和7年度～令和11年度)「新見市デジタル田園都市構想総合戦略」に掲げた4つの
重点目標の実現につながる項目を重点的に推進



1-1 農業

現状と課題

本市の農業は、稲作と畑作が中心ですが、生産コストの高騰や海外からの農産物輸入量の増加、人口減少や高齢化による担い手の減少など、農業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。稲作は小規模経営が中心で、専業農家は少なく、農業従事者の高齢化や担い手の減少が進む状況にあります。一方、畑作では一定の農業所得があることから、専業農家も多く、市外から新規就農者として移住する人が見られます。

令和4年の農業産出額は、49.4億円と推計されており、農家戸数が減少する中で、平成30年の1.1倍に増加しています。これは、園芸農業が好調なことによるものと考えられ、当面こうした傾向が続くことが想定されます。

本市では、都市圏での就農相談会への参加やリターン支援制度を活用した農業従事者の確保対策を進める一方、農産物のブランド力の強化、営農団地の造成、農地集積の推進などの取組を進めているところです。

農業は、国土保全の観点からも重要な役割を担っており、持続可能な産業とする取組が必要となります。

① 農産物の生産振興

- 小規模・不整形な農地が点在していることなどから、生産性・収益性が低いことが問題となっています。生産性・収益性を上げるため、生産の省力化・効率化や農地・経営の規模拡大が求められます。
- 生産者の高齢化や減少が問題となっており、担い手の確保・育成に取り組む必要があります。

② ブランド力の強化

- 本市の主要な農産物であるピーナネなどは、首都圏や関西圏、さらには、海外市場において高い評価を得ており、今後もブランド力を向上させるための取組が必要です。
- 一方で、市場の需要に供給が追いついていない状況にあるため、市場ニーズに対応できる供給力を強化する必要があります。

③ 有害鳥獣による被害の防止

- 有害鳥獣による農作物への被害は減少傾向にあるものの、依然として高止まりの状況であるため、被害防除と有害捕獲による取組の継続に加えて、効果的な捕獲の体制整備や支援が必要となっています。
- 個々の農家だけではなく集落ぐるみでの被害防除への取組や、捕獲従事者の負担軽減による担い手の確保が課題となっています。

6 次産業化

1次産業を営む農林漁業者が、農林水産物の生産にとどまらず、それを原料とした加工品の製造（2次産業）や販売・サービス（3次産業）を自ら手掛け、生産物の付加価値を高めて農林漁業者の所得を向上する取組のこと。



魅力ある産業に変革し 持続可能な農業を実現する

主要な施策・取組

① 農産物の生産振興

- 就農者確保に向け、就農相談会への参加や情報発信のほか、技能研修や農業体験研修など、新規就農者及び希望者への支援を行います。また、新たな経営体の育成などの支援を行います。

② 農地の確保

- 農地の造成、再整備など農地の確保に取り組みます。
- 担い手のいない農地情報の収集に努めるとともに、地域計画を策定し、農地の集積に取り組みます。
- 農地や農村が有する環境の保全、水源のかん養及び景観の形成といった多面的機能の維持の観点から、農地を保全する共同活動を支援します。

③ 農業の省力化・効率化

- 農地の集積・集約化やスマート農業の推進などにより、農業の省力化や効率化を図ります。

④ 産地拡大に向けた生産基盤の整備

- 農地集積や生産資材に対する支援を行うなど、産地拡大に取り組みます。
- 農業生産に必要な基盤施設の整備や安定した維持管理などを通じて、小規模の農業経営体の生産継続を支援します。

⑤ 競争力の強化と収益力の向上

- ＪＡ組織との連携体制を構築し、本市農産物のブランド維持、産地拡大の取組を進めます。
- 都市圏や海外市場への積極的なＰＲなどを行い、本市農産物の市場価値を高めることで、競争力強化や収益力の向上を目指します。
- 都市圏でのイベントや情報発信など、本市農産物の良さを消費者に直接ＰＲする取組を進めます。
- 6次産業化■用語を推進するため、ワイン用ぶどうなどの生産を促進します。

⑥ 被害防除体制の整備

- 集落ぐるみでの被害防除対策を推進するため、集落に出向いて研修会を開催し、普及啓発を図ります。
- 電気柵やワイヤーメッシュ柵、複合柵などの設置に対する支援を行います。
- ＧＰＳ情報などのデジタル技術を活用した被害防除体制を整備します。

⑦ 担い手（捕獲従事者）の確保

- 捕獲に要した経費に対する助成を行うなど、継続した捕獲活動を支援します。
- わなの見回りなど日常の活動において地元住民との連携体制を整備し、捕獲従事者の負担軽減を図ります。
- 若い狩猟者が積極的に捕獲活動に従事しやすい体制をつくるため、ＩＣＴを活用した効率的な捕獲を推進します。

達成目標	指標	単位	現状値（R5）	目標値（R11）	
	新規就農者数	人／年	8	8	→
	主要農産品販売額	億円／年	17.7	18.0	↗
	狩猟登録者数	人	246	258	↗



1-2 畜産業・水産業

現状と課題

本市では、養豚、養鶏及び和牛の飼養が行われています。養豚、養鶏は、その大部分が企業によって行われており、規模・生産量とも拡大傾向にあります。一方、和牛の飼養は、個人農家から企業によるものまで幅広く行われています。

本市の黒毛和牛は、「千屋牛」として一定のブランドを確立しており、市場でも高く評価されています。しかし近年は、個人農家の廃業などにより、飼養総頭数は減少傾向にあります。千屋牛のブランド力を守り、飼養頭数の増加につなげるため、優良牛の導入助成や施設整備助成などを行っています。

水産業は、高梁川などを漁場としたアユ、アマゴ釣りなどの観光漁業が中心でしたが、愛好者の減少や河川環境の変化、カワウなどの鳥獣被害により縮小傾向にあります。こうした観光漁業に代わって、近年は養殖漁業が広がっており、アマゴ、マスなどの渓流魚だけでなく、チョウザメ養殖によるキャビアの生産も行われています。

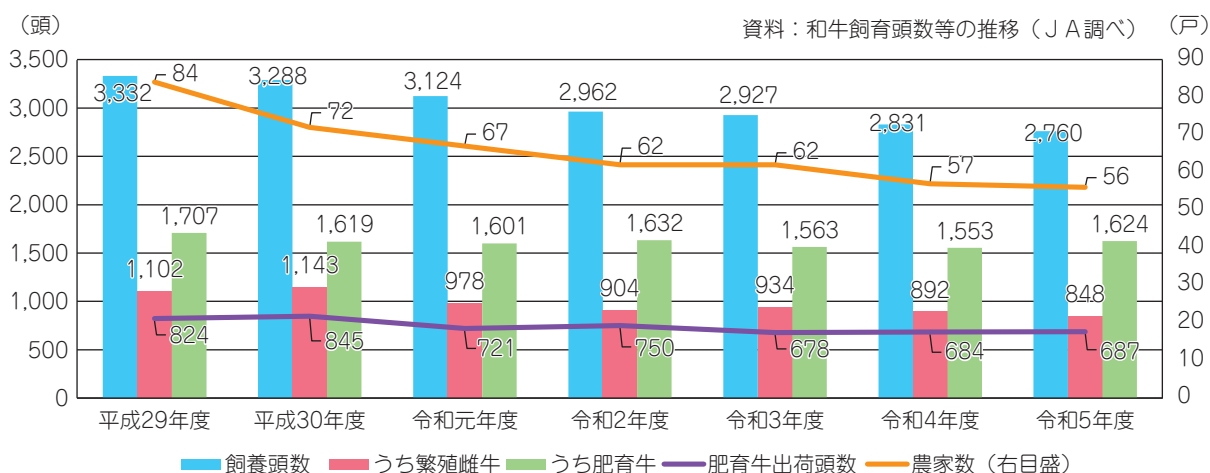
① 畜産業の振興

- 本市にとって、千屋牛は大切なブランド牛です。希少な高級和牛として飼養・販売されていますが、市場の需要に応えるには、更なる増頭が必要です。また、産地全体で市場に評価される肉質を維持していく取組が必要です。
- 令和2年農林業センサスによると、畜産業の経営体数76件のうち肉用牛は62件となっています。畜産業の経営体数は5年前から比べると31件の減少となっており、経営者の高齢化や担い手の減少が課題となっています。

② 水産業の振興

- 水産業では、カワウなどにより観光漁業が大きな被害を受けており、鳥獣被害の防止対策が必要となっています。また、河川内の立木撤去など河川環境の改善対策にも取り組む必要があります。

<和牛飼育頭数の推移>





高品質な特産物を武器に 競争力ある産業を目指す

主要な施策・取組

① 担い手の確保・育成

- 高齢化などにより担い手の減少が著しい和牛の飼養をはじめとした畜産業について、市内外から新たな担い手の確保を進めるとともに、事業者などの新規参入を促進します。
- ICT技術などを活用して労働力不足の解消を図るとともに、生産基盤の強化を支援します。

② 千屋牛等の生産振興・ブランド化

- 千屋牛の飼養規模拡大を目指す農家や事業者に対して支援を行います。
- 千屋牛としてのブランドを維持していくため、優良な繁殖牛の導入を促進します。
- 収益性向上のため、耕畜連携などにより生産コスト低減に向けた取組を強化します。
- 千屋牛を提供する店舗やイベントなど、観光産業と連携した千屋牛の振興を図ります。
- 養豚、養鶏、和牛生産を行っている農家・事業者と連携し、各畜種における伝染病などへの感染対策を進め、安全で安心できるブランドを目指します。

③ 水産物の生産振興

- 良質な水産資源を確保するため、稚魚放流や有害鳥獣駆除などの水産資源維持や、河川環境の維持向上につながる取組を進めます。
- 漁業協同組合などと連携し、アユ、アマゴ釣りなどの遊漁者の確保に努めます。
- 養殖漁業の振興を図るため、新規事業を展開する事業者などを支援します。

達成目標	指標	単位	現状値 (R5)	目標値 (R11)	
	肥育牛飼養頭数	頭	1,624	1,656	↗
	繁殖牛飼養頭数	頭	848	865	↗



1-3 林業

現状と課題

本市は、市域の86%以上を森林が占めており、良質なスギ、ヒノキが生産されています。

本市の森林資源は本格的な利用期を迎えており、森林施業の形態が間伐主体から皆伐へ移行し、素材生産量は増加していますが、長期的な木材価格の低迷などにより、森林所有者の森林経営に対する関心の低下が見られ、皆伐後の再造林率は約30%と低調な状況にあります。

木材価格の低迷が続く、林業従事者については減少傾向にありましたが、近年、国産材の利用促進やバイオマス発電^{■用語}の普及などにより需要が増えたことや、機械化・省力化が進んだことから、林業を目指す若者が増える傾向にあります。

豊富な森林資源を次世代につないでいくためには、「伐って、使って、植えて、育てる」の循環サイクルを確立し、森林の持つ多面的機能が発揮されるよう、長期的視点に立って継続的な森林整備に取り組み、森林環境譲与税を有効に活用しながら、林業の成長産業化を図っていく必要があります。

① 適切な森林管理

- 豊富な森林資源を次世代に継承していくためには、循環サイクルを確立し、再造林などにより森林資源の若返りを図っていく必要があります。
- 森林の持つ多面的機能が発揮されるよう、計画的・継続的な森林整備の実施が必要です。

② 森林資源の利用拡大

- 令和5年の素材出荷量は、169,365立方メートルと、平成30年と比較して約1.4倍に増加しています。木材を安定供給するには、更なる施業の集約化を推進し、効率化を図ることが必要です。
- 素材生産だけでなく、市内で製材・加工を行い、多様なニーズに沿った付加価値の高い製品を生産するなど、新見産材の需要拡大を目指した体制づくりが求められます。
- 「新見市内の建築物における新見産材等の利用促進に関する方針」に基づき、建築物の木造・木質化を推進し、新見産材の需要拡大や市民・事業者への普及啓発を図ることが必要です。

③ 人づくり・体制づくり

- 市内外から森林づくりを支える若い担い手を確保するとともに、林業就業者の育成のため、支援の充実を図っていく必要があります。
- 幼少期から木や森林に触れてもらうためのウッドスタート事業や森林教育の機会を設けることで、次世代の森林・林業の担い手の育成に努める必要があります。
- 森林づくりに対する市民の理解を促進し、市民や事業者との連携・協働による森林整備を推進していく必要があります。

バイオマス発電

廃木材や食品廃棄物、家畜の糞尿といった、生物由来の資源を燃やした熱を利用して電気を起こす発電方式のこと。

トレーサビリティ

追跡可能性や遡及可能性とも呼ばれ、製品などが、いつ、どこで、だれによって作られたかを明らかにするため、原材料の調達から生産、消費や廃棄までを追跡可能な状態にすること。



森林資源の循環利用による 林業の成長産業化を実現する

主要な施策・取組

① 森林施業の効率化・省力化

- 各種森林情報と森林所有者や林業関係者等から得られた情報を基に、森林境界の明確化を進めます。
- 新見市森林管理用GISシステムを活用し、施業の集約化を行うとともに、高性能林業機械の導入により、低コストで効率的な森林整備を推進します。
- 森林経営に必要な作業道や林道などの生産基盤の整備や支援に努めます。

② 多様で健全な森林環境の保全・創出

- 造林の促進などにより、森林資源の若返りと回復に努めます。
- 山地災害を防止するため、適切な森林整備を推進し、森林の有する多面的機能の維持・向上を図ります。
- 有害鳥獣、森林病虫害に対して適切な対策を行い被害防止に努めます。

③ 新見産材の需要拡大

- 新見産材を使用して木造住宅を新築・増改築する場合に助成するなど、新見産材の利用促進を図ります。
- 新見産材を利用した建築物の木造・木質化を推進し、新見産材の需要拡大、普及啓発を図ります。
- 木質バイオマス発電、木質バイオマスボイラーの燃料として、林地残材の有効活用を促進します。

④ 加工・流通体制の強化

- 新見産材を活用し、多様なニーズに沿った付加価値の高い製品を生産するため、市内で製材・加工を行う体制づくりに向けた調査・研究を進めます。
- 製材機械や木材チップパー等の導入を支援することで、市内での木材加工を促進します。
- 森林認証制度を活用してトレーサビリティ^{■用語}の確保を図ることで、新見産材の付加価値を高めます。

⑤ 人材の育成・確保

- 林業関係者で構成する「未来へつなぐ新見の林業会議」において、林業のPR活動、就業相談会、インターンシップを実施し、担い手の確保に努めます。
- 林業に必要な専門的な技術や知識の習得、資格取得を支援するなど、人材育成を図ります。
- 木育イベントの開催や、新見産材を使った木のおもちゃを誕生祝い品として贈呈するなど、幼少期から木に触れ、森林の重要性を考えることができるウッドスタート事業に取り組みます。

⑥ 多様な主体との連携強化

- 森林の有する多面的機能や、その重要性の認識を深めるため、高梁川下流域の団体や住民との交流を進めます。
- 企業・団体との連携・協働による森づくりを推進するとともに、森林整備の重要性について普及啓発を図ります。

達成目標	指標	単位	現状値 (R5)	目標値 (R11)	
	木材出荷量	m ³ /年	169,395	175,000	↗
	林業就業者数	人	212	212	→
	植林面積	ha/年	48	75	↗



1-4 鉱業・工業

現状と課題

令和4年経済構造実態調査によると、本市の製造業は、従業者数、製造品出荷額などの項目で「電気機械器具製造業」「窯業・土石製品製造業」「食料品製造業」の分野が大きな割合を占めています。特に、豊富な埋蔵量を背景とした石灰産業が特徴となっており、市内には関連する事業所が集積している状況にあります。

また、市内にある工業団地は、全て企業立地が完了しており、様々な業種の企業が操業しています。

平成30年度には、「中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定し、市内中小企業・小規模企業を官民挙げて力強く支援する体制づくりを進めるとともに、条例に基づいて設置した産業振興会議では、産業振興施策の検証や地域経済の分析を行い、施策に反映する取組を行っています。

① 労働力の確保

- 本市の有効求人倍率は2倍に近い数値で推移しており、市内事業所では慢性的な人手不足が続いています。特に深刻化している製造業や建設業の分野では、労働力の確保が急務となっています。

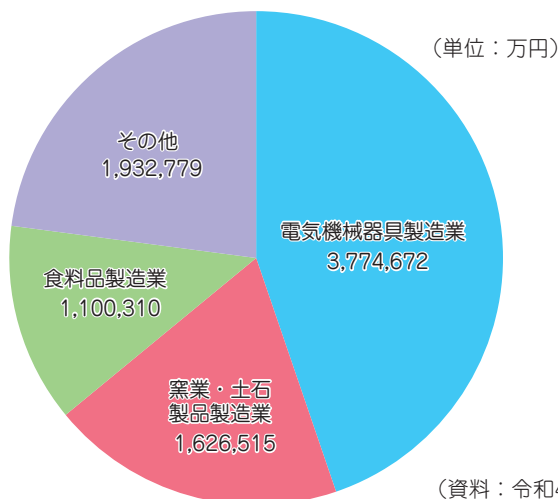
② 経営の安定化

- 市民アンケートでは、市が商工業分野で今後力を入れるべきこととして「中小企業・小規模事業者の経営支援」を挙げる回答も多く、多額の設備投資や有資格者の確保・定着が困難といった中小企業・小規模事業者の抱える課題に対する支援が必要とされています。

③ 市内鉱工業のさらなる発展

- 市内の工業団地は、全て企業立地が完了しており、新たな整備の在り方を検討する必要があります。

<製造品出荷額>





地域経済の牽引役として 鉱工業の安定的発展を促進する

主要な施策・取組

① 安定的な労働力の確保

- 商工団体やハローワークなどとの連携を強化し、雇用情報の積極的な提供に努めます。
- 外国人労働者などを雇用する事業者が増えていることから、実態調査などに取り組み、必要な支援策について検討を進めます。
- 休暇制度の充実など市内事業者の働き方改革や雇用環境改善の取組を支援します。

② 中小企業・小規模企業の支援

- 商工団体などと連携して相談体制の充実を図り、きめ細かな支援を行います。
- 異業種交流会などの取組を実施し、地域経済の課題を共有する場を創出します。
- 事業活動に必要な従業員の資格取得を支援し、事業者の人材育成に係る負担軽減や、事業の継続・拡大、企業価値の向上などに向けた取組につなげます。
- IJリターン就職相談員が事業所を個別訪問し、事業者のニーズや課題の把握に努め、事業継続に向けた支援を行います。
- 「新見市産業連関表■用語」を活用して、本市の経済環境について広く事業者と情報共有するほか、課題や強みなど産業構造の実情に応じた事業者への的確な支援につなげます。
- 経営改善やサービス向上につながる設備投資や店舗改装の支援に努めます。

③ 工業団地の整備と企業誘致の推進

- 工業団地の候補地の選定に取り組むとともに、進出を希望する企業ニーズに応じたオーダーメイドでの整備など、柔軟な対応を検討します。
- 雇用確保とともに、市内で資材調達を行うなど、市内経済の好循環につながる企業の誘致に努めます。
- 誘致企業の事業拡大や生産性向上に向けた設備投資を支援します。

達成目標	指標	単位	現状値 (R5)	目標値 (R11)	
	岡山県市町村民経済計算における第2次産業市町村内総生産の令和2年度生産額を100とした場合の伸び率	%	100.0	110.0	↗

産業連関表

地域の財やサービスの生産状況、産業間の取引の状況などを、行列形式でまとめたもの。産業構造や産業部門間の相互依存関係など、その地域の経済の構造を総合的に把握・分析することができる。



1-5 商業・サービス業

現状と課題

本市では、市街地に商業やサービス業が集中しており、いくつかの大型店舗もあります。しかし、小規模な店舗では、販売額の減少や後継者不足などによって経営が不安定となり、廃業する店舗も現れています。旧来の商店街では空き店舗が目立つ状況になっており、高尾地区と正田地区に商業機能が集中する二極化の傾向が強まっています。

一方、周辺地域では、需要の減少や卸売事業者の廃業などから、閉店する商店が見られ、地域内に店舗が無くなる、いわゆる「買い物難民」の発生が問題視される状況にあります。

また、サービス業では、健康、美容、福祉、教育・文化、レクリエーションなど市民生活に関連する様々な業態が見られますが、医療・福祉・介護といった分野では、労働力不足が顕著となっています。

市では、商工団体などと連携した相談体制を整備するとともに、各種の支援制度により中小企業・小規模事業者の支援を行っています。

① 経営者の高齢化と後継者不足

■平成30年3月に実施した新見市事業所現状把握調査では、20.1%（回答数71件）の事業者が「事業は承継したいが、後継者はまだ決まっていない」と回答しています。また、中小企業庁は、令和7年には経営者が70歳以上の中小企業・小規模事業者が約245万社となり、うち半数の約127万社（日本企業全体の約3分の1）が後継者未定の状態となると予測しており、本市でもこうした事業所への支援が課題となっています。

② 経営の安定化

■新見市事業所現状把握調査では、「現在の経営上の問題点」として、「需要の停滞」、「取引先の減少」、「従業員の不足」、「事業主の高齢化」などが挙げられています。これらの問題を抱える事業所に対し、商工団体などと連携しながら支援を行い、経営の安定化を促す必要があります。

③ 市内消費の減少・市外への流出

■令和3年経済センサスー活動調査によると、令和3年における本市の小売・卸売業の商品販売額は330億円余りですが、平成16年の3分の1程度に落ち込んでいます。市内の消費が市外に流出していることも要因の1つと考えられることから、地域内で経済を循環させる仕組みづくりが必要です。



魅力向上と創業・事業承継で 持続的发展を促進する

主要な施策・取組

① 持続的な経営環境の確立に向けた支援

- 商工団体やハローワークなどとの連携を強化し、雇用情報の積極的な提供に努めます。
- 経営革新に取り組む事業者を積極的に支援します。
- 外国人労働者などを雇用する事業者も増えていることから、実態調査などに取り組み、必要な支援策について検討を進めます。
- 看護師・介護職員として市内で就職した人に奨励金を交付するなど、医療・介護分野における人材確保を支援します。
- 新見公立大学が「地域優先枠」による学生募集を行うことで市内への就職者の確保を目指しており、関連事業者と連携した雇用対策を進めます。
- 商工団体などと連携し、後継者の育成や事業承継に取り組む事業者を積極的に支援します。

② 中小企業・小規模企業の支援

- 地域資源を発掘するとともに、創業支援などにより、その活用を推進します。
- 経営改善やサービス向上につながる設備投資や店舗改装の支援に努めます。
- 運転・設備資金の融資や利子補給制度により、事業者の経営安定化や事業拡大を支援します。
- 創業・経営支援セミナーを開催し、経営に必要な知識の習得の場を提供します。

③ 市内経済循環の活性化

- 市内の商業活性化を図るため、新見市オリジナル I C O C A を活用し、キャッシュレス化を推進するとともに、市内消費を拡大させ、経済循環を促進します。
- 市内消費を充実させるための商業施設または店舗などの誘致を図ります。
- 新見駅周辺地域や御殿町地域などの市街地中心部の活性化を図るまちづくりと連動した商業の活性化を進めます。
- 地域住民への商品やサービスの提供者として、コミュニティビジネスの可能性を探るとともに、事業化に向けた支援を行います。
- E C サイト [■用語](#) の構築など、業務の D X 化に取り組む事業者を支援します。

達成目標	指標	単位	現状値 (R5)	目標値 (R11)	
	創業件数	件／年	9	10	↑
	新見市オリジナル I C O C A の 電子マネー利用額	千円／年	299,857	400,000	↑

E C サイト (Electronic Commerce site)

インターネットを通じて商品やサービスの売買（電子商取引）ができる、インターネットショッピングサイトなどのこと。



1-6 観光

現状と課題

新型コロナウイルス感染症の収束により、本市への観光客数は、コロナ禍以前の状況まで回復したものの、横ばい傾向にあり、本市の観光振興のためには更なる誘客に努める必要があります。

また、広い市域に観光地が点在しているため、周遊性が低く市内滞在時間が短いことや、積雪などの気候条件の影響もあり、冬季期間は観光客が減少する傾向にあります。

本市では、千屋牛やピオーネなどのA級食材を観光コンテンツとして交流人口の拡大に努めているほか、マスコットキャラクターなどをPR活動に活用しています。

また、市内の観光地を巡る周遊型観光ツアーを企画する旅行業者を支援することなどにより、観光客の誘致を図っています。

① 特長ある観光資源の磨き上げ

■観光に対する人々のニーズは、モノ消費からコト消費、さらにはトキ消費^{■用語}志向への変化など多様化しており、既存の「食」・「自然」・「歴史・文化」・「産業」など市内の特長ある資源を、多様なニーズに応える観光資源へ磨き上げる必要があります。

■各観光施設の老朽化がみられることから、計画的な更新・修繕が必要となっています。

② 観光客の受入体制の整備

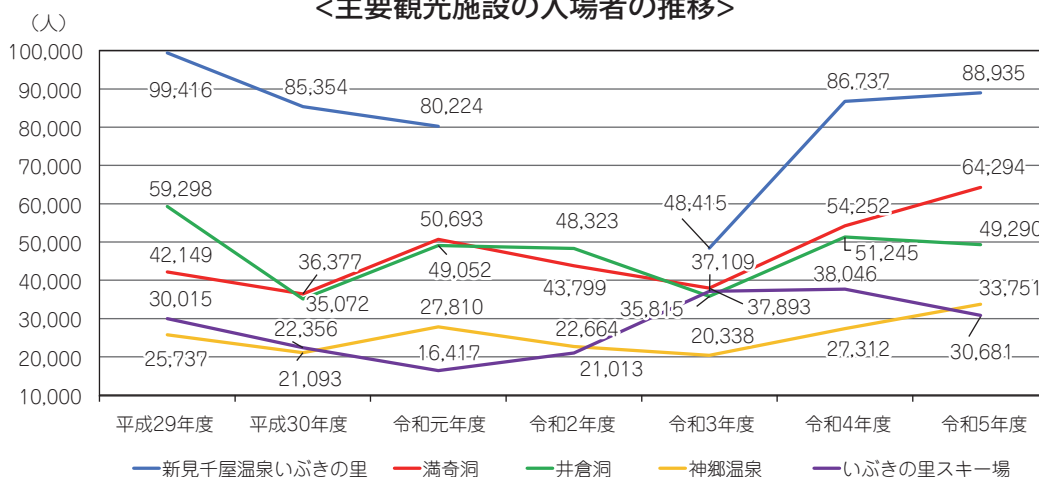
■観光施策を進めていくために、関係者が連携・協力していくことが求められます。また、その中心組織である新見市観光協会の更なる組織強化を図る必要があります。

■観光客の増加を図るため、海外からの外国人観光客の受入体制を整備する必要があります。

③ 情報発信の強化

■各自治体の観光情報があふれている中、本市の観光情報を効果的に周知するために、様々な媒体を活用し、情報発信を強化する必要があります。

<主要観光施設の入場者の推移>



資料：商工観光課調べ

新見千屋温泉いぶきの里は令和2年度休業期間中のため入場者なし



観光資源を磨き 交流を促進し にぎわいを創出する

主要な施策・取組

① 既存の観光資源の魅力向上と新たな観光資源の掘り起こし

- 周遊性を高める観光ルートやA級グルメをはじめとした特産品・土産物などの観光コンテンツを開発します。
- 観光施設の魅力を向上させるため、設備の計画的な更新・修繕を行うとともに、観光施設までの移動手段の確保や道路の整備など、関係機関と連携しながら、観光施設へのアクセス改善に努めます。
- 石灰、鉄道などの既存資源や地域特有の食材・体験等、多様な観光資源の掘り起こしに取り組みます。

② 関係機関の連携強化

- 新見市観光協会の更なる体制強化を進めるとともに、地域住民も含めた関係者が連携して観光客誘致に取り組む仕組みづくりを進めます。
- 広域での観光ルートを充実させるなど、近隣自治体と連携した観光客誘致に取り組みます。

③ インバウンドの受入体制整備

- 研修の開催等を通じて、おもてなしの心をもって観光客を迎え入れる意識の向上を図るとともに、インバウンド■用語の受入体制を整備します。
- 外国語に対応した観光ホームページやパンフレット等による情報発信を行います。
- 国内で開催される国際的なイベントなどを更なる契機と捉え、本市へのインバウンド誘致を促進します。

④ 戦略的な情報発信

- 本市の主要なターゲットである関西圏を中心に、集客が多いイベントなどでのPR活動や、マスコットキャラクターなどを活用したシティプロモーションに継続的に取り組みます。
- SNS■用語の活用や、ホームページ閲覧者等のデータ収集・分析に基づく広報など、デジタルマーケティングの手法を用いた効果的な情報発信を強化します。
- 観光商談会などを通じて、旅行事業者などへ旅行商品開発の働きかけを行います。

達成目標	指標	単位	現状値 (R5)	目標値 (R11)	
	主要観光施設入場者数	万人／年	42.2	45.0	↗
	観光客アンケート満足度	%	85.0	88.0	↗

トキ消費

その時間・その場所でしか体験できない価値に対してお金を払うこと。

インバウンド

外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行または訪日旅行という。

S N S (Social Networking Service)

インターネット上で様々な人とつながり、文章や写真、動画などを投稿しながらコミュニケーションできるサービスのこと。



1-7 雇用・労働

現状と課題

本市の有効求人倍率は2倍に近い数値で推移しており、市内事業所では、慢性的な人手不足が続いています。特に、製造業、建設業、卸・小売・飲食業、サービス業（医療・福祉）の分野では恒常的に求人数が求職者数を上回っており、人手不足が深刻化しています。

また、地元高校生・大学生ともに新卒者の市内就職者数が減少傾向にあり、この傾向が続けば労働力不足が更に加速することが懸念されるため、早期の対策が求められています。

働き方の多様化が急速に進展している中、幅広い世代で魅力ある雇用と労働を生むためには、雇用環境の改善など働き方の改革を総合的に推進する必要があります。

① 新卒者をはじめとする市内就職者の減少

- 地元新卒者の市内就職者数が減少傾向にあることから、若年層の労働力を確保することが課題となっています。多様な働き方が求められる中、若い世代が希望する様々な業種を確保する必要があります。
- 高校生を対象としたアンケートでは、約半数が市内事業所についてほとんど知らないと回答していることから、キャリア教育の充実とともに早い段階での市内事業所の情報提供が求められます。
- 起業・創業を目指す人が起業しやすい環境や支援体制を整え、新たな雇用創出につなげる必要があります。
- 本市人口は減少しており、深刻化する労働力不足に対応するためにも、ＩＪＵターン就職の促進など市外労働力の確保に努める必要があります。
- コロナ禍をきっかけに、デジタル技術を活用した勤務場所の制約を受けないサテライトオフィス ■用語の需要が全国的に高まっており、市内経済の活性化のためにも誘致を促進する必要があります。

② 働き方改革と雇用環境の改善

- 高校生を対象としたアンケートでは、就職先を選択する際に雇用環境を重視する傾向が高まっていることから、市内事業所の働き方改革や雇用環境の改善を図っていく必要があります。
- 性別や、障がいの有無等に関係なく、誰もが希望や能力に応じて、職業を通じた社会参加ができるよう、雇用機会の拡大を推進する必要があります。

サテライトオフィス

企業の本社や主要拠点から離れた場所に設置された小規模な仕事場のこと。



魅力ある雇用と労働を生み 市内就職者の増加を目指す

主要な施策・取組

① 市内事業所への就業促進

- I J Uターン就職相談窓口などを通じて、就職希望者と求人事業者それぞれのニーズに応じた支援を行います。
- 都市部との賃金格差の是正など、若い世代が求める労働環境改善につながる取組を支援します。
- 進学を機に地元を離れた若者のUターン就職を促進します。
- 市内高校との連携を強化するとともに、市内就職奨励ポイント交付制度など、市内事業所への就労を促進する取組を進めます。

② 多様な業種の確保

- 新規起業・創業支援や多様な業態の企業誘致などにより、若い世代の求職と求人のミスマッチの解消を図ります。
- 市内外からの新たな雇用の受け皿として、サテライトオフィスの誘致を促進します。

③ 市外からの労働力の確保

- 各種移住支援策や就職支援策などにより、移住して就労する人の確保を進めます。
- 外国人労働者や育成就労者などの実態を把握し、雇用する事業者や被用者への支援策を検討します。

④ 市内事業所の情報発信

- 小中学校での「ふるさとキャリア教育」や市内高校生を対象とした企業紹介事業を実施し、市内事業所の魅力発信を支援します。
- WEB版の企業ガイドである「ニイミノシゴト」を充実させ、市内事業所の情報発信を支援します。
- 高校等卒業生へ「新見まちナビ」の登録を促すなど、市外へ進学や就職をした後も新見の仕事や就職情報を取得できるよう環境を整えます。

⑤ 女性や高齢者、障がい者など誰もが働きやすい環境づくりの支援

- 資格取得支援制度や子育て環境の整備などを通じて、女性の就労を支援します。
- 就職を希望する高齢者と事業所をマッチングできる体制づくりに努めます。
- 自立した生活を目指す障がい者が就労できる環境づくりに向け、市内事業所などと連携した取組を進めます。
- 魅力ある職場づくりを目指し、働き方改革推進のための啓発活動を実施します。

	指標	単位	現状値 (R5)	目標値 (R11)	
達成目標	就職を希望する市内高校及び新見公立大学の新卒者における市内就職率	%	9.5	17.0	↗
	市内就職奨励制度を活用して市内に就職した人	人／年	—	120	↗
	創業件数	件／年	9	10	↗



2-1 健康・保健

現状と課題

本市の平均寿命は、男性81.6歳、女性88.5歳であり、生活環境の改善や医療の進歩などにより、平均寿命は延び続けている傾向にあります。一方、糖尿病などの生活習慣病も増加していることに加えて、今後更に高齢化が進むことから、QOL（生活の質）を維持できない人の増加が予想されます。

子どもから高齢者までが、健やかに心豊かな生活を送るためには、ライフコース（個人がたどる多様な人生過程）を念頭に置いた健康づくりを推進していくことが必要です。本市では、医療機関や関係団体と連携しながら、個人や地域が主体的に健康づくりに取り組む社会の実現を目指しています。

① 多様化するライフコースと健康意識の格差

- 社会の更なる多様化や、人生100年時代が到来することを踏まえると、ライフコースを意識しながら個々人に応じた健康づくりの取組を推進していく必要があります。
- 現在の健康状態は、将来の健康にも影響を及ぼす可能性があることを理解し、市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう推進していく必要があります。
- 若い世代は、年齢的にも生活習慣病等の症状が現れにくく、生活習慣の改善に向けた行動に移しにくい現状があるため、若い時から健康づくりの大切さを伝えていく必要があります。

② 健康診査受診率や特定保健指導利用率等の低下と生活習慣病・予備軍の増加

- 医療費の推移や特定健診の結果から、他市に比べ、高血圧症や糖尿病になる人や運動習慣がない人の割合が高いことが分かっています。健康寿命の延伸のためには、日々の食生活や運動習慣により生活習慣病の発症を予防するとともに、毎年の健診受診で早期発見に努め、適切な保健指導や早期治療につなげることが必要です。

③ 親子の健康づくり

- ライフスタイルの多様化に伴い、妊娠・出産・育児に対する不安も複雑・多様化しており、ニーズに合った子育て支援の充実が求められています。
- 市内医療機関では分娩取り扱いがなく、市外での分娩が必要となります。出産等にあたり、かかりつけの産科医療機関までの移動等に対する不安を解消し、安心して妊娠・出産できる体制を整備する必要があります。
- 年齢が上がるにつれて朝食を欠食する子どもが増加しています。また、午後10時以降に就寝する子どもは、3歳児健診時では約3割おり、「早寝・早起き・朝ごはん」の普及啓発を継続して進めていく必要があります。
- 子どものむし歯被患率は減少傾向にありますが、県平均と比べると高い傾向が続いています。

④ 心の健康に課題を抱える人への対応

- ストレスの時代と言われる現代社会において、心の健康を保つため、日々のストレスと上手に付き合ったり、我慢してひとりで抱え込まず誰かに相談したりできるよう、幅広い世代に対してメンタルヘルスに関する情報や相談窓口の普及啓発が必要です。

⑤ 感染症などへの対応

- 新型コロナウイルス感染症をはじめとした新興感染症が発生した際に、迅速かつ的確な対応が必要となっています。



子どもから高齢者まで 心身共に健康に暮らせるまちを実現する

主要な施策・取組

① 全ての世代が主体的に健康づくりに取り組む環境づくり

- 地域や保健・医療・教育などの関係機関と連携し、健康づくりに関する情報発信を行うなど、全ての世代が主体的にライフコースに応じた健康づくりに取り組める環境づくりを推進します。
- 運動と集いの場である新見市健康増進施設「げんき広場にいみ」を活用した各種事業を展開し、環境づくりを推進します。

② 受診率等の向上と受診しやすい環境づくりによる生活習慣病の予防

- 関係機関と連携しながら健診の受診勧奨や特定保健指導の利用勧奨を行うなど、受診率等の向上に努め、生活習慣病の予防を図ります。
- SNS等のメディアを活用した効果的な情報発信や、関係機関との連携により、生活習慣病予防に向けた食事や運動などの正しい知識の普及に努めます。
- 健康診査及びがん検診に関する情報発信を行うとともに、受診しやすい環境づくりに努めます。

③ 妊娠からの切れ目のない健康づくりの支援

- 安全・安心に妊娠・出産・育児ができるよう、切れ目のない支援体制の充実を図ります。
- 出産等にあたり緊急時や周囲のサポートが得られない場合には、かかりつけの産科医療機関まで迅速に搬送する体制を整備します。
- 規則正しい生活リズムの確立のため、乳幼児健診での健康教育のほか、保育所、認定こども園等と連携して「早寝・早起き・朝ごはん」の普及に努めます。
- 妊娠期から、子どものむし歯予防の啓発に努めます。

④ 心の健康づくりと一人ひとりに寄り添った相談体制の充実

- 企業や事業所、関係機関と連携しながら、ゲートキーパー^{■用語}の養成や相談体制の充実を図るとともに、相談窓口の周知を行います。

⑤ 国・県・関係機関と連携した迅速・円滑な対応

- 新型コロナウイルスをはじめとした感染症について、予防接種の促進を図ります。
- 新興感染症については、国や県、関係機関と連携し、発生段階から状況に応じた的確な対応を進めます。

	指標	単位	現状値 (R5)	目標値 (R11)	
達成目標	特定健診受診率	%	42.6 ※R4	50.0	↗
	健康寿命	歳	男 79.8 女 84.9	男 80.5 女 85.0	↗
	3歳児健康診査むし歯罹患率	%	13.3	10.8	↘

ゲートキーパー

悩みを抱える人の危険を示すサインに気づいて見守ったり、必要な支援につなげたりする人。



2-2 医療

現状と課題

市内には、4病院と21診療所がありますが、市街地に民間の病院と診療所が集中しており、周辺部には、本市が開設した診療所が点在する状況にあります。市内医療機関には、一般的な診療科目は確保されていますが、専門的疾患については、他の医療圏域の医療機関との連携が必要となっています。

医師や看護師などの医療従事者数は、ほぼ横ばいで推移していますが、人口10万人あたりの医師数では、県水準の約3割、看護師数では約7割と少なく、厳しい状況にあります。

医療関係者とのネットワークを通じて、医師の確保に向けた取組を継続的に進めてきているところですが、十分な確保には至っていない状況にあります。

また、看護師についても、看護学生奨学支援金制度などにより一定数の人材確保は進んでいますが、十分とは言えない状況にあります。

本市が持つ医療資源を有効活用し、良質で適切な医療を提供できる体制の整備と、在宅医療や介護サービスの充実などによる地域包括ケアシステムの構築を一体的に進める必要があります。

① 医療従事者の不足と高年齢化

■医療従事者の不足に加え、医師や看護師などの高年齢化が課題となっています。市民が地域で必要な医療を受けられる環境を維持するためには、引き続き医療従事者の確保対策が必要です。

② 人口減少による患者数の減少と高齢化

■公的診療所を含めた市内医療機関では、人口減少や高齢化などを背景に患者数が減少傾向にあります。適切な医療提供体制の維持を図るため、患者数の動向や医療需要などを注視していく必要があります。

③ 一人当たり医療費の増加

■本市の国民健康保険の一人当たりの医療費は、国・県を上回って推移し、県内でも上位となっています。高齢化による受診頻度の増加と健診未受診者の生活習慣病の重症化が要因として考えられます。



必要な人に適切な医療を提供し 持続可能な地域医療体制を確保する

主要な施策・取組

① 医師や看護師など医療従事者の確保

- 関係団体と連携し、市内の医療機関の紹介や看護師の進路相談などを行い、医療従事者の確保を図ります。
- 医療従事者から、仕事の魅力を若者に伝える人材育成事業などに取り組み、医療職を目指す人材の増加を図ります。
- 市内の医療機関に就職した看護師に奨励金を支給するなど、医療従事者の定着を支援します。
- 医療従事者のスキルアップやキャリア支援につながる取組を進めます。

② 医療提供体制の確保と医療DXの推進

- 地域医療の確保を目的として設置している公的診療所の安定的、効率的な運営に向けた取組を進めます。
- 公的診療所における電子カルテ導入など、医療DXの推進に向けた取組を進めます。
- 医療アクセスを改善するため、オンライン診療を含む遠隔医療の提供体制について調査研究を進めます。
- かかりつけ医やかかりつけ薬局を持つことの必要性や各種相談先の周知を進めることにより、重複・頻回受診や時間外受診につながる医療不安の軽減等を図ります。

③ 地域包括ケアシステムの充実

- 地域の保健・医療・福祉関係者の連携強化を図り、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実を目指します。

④ 医療費の適正化

- 健診受診を促し、疾病の早期発見や早期治療を勧めるとともに、保健指導を実施することで、疾病予防及び重症化予防に努めます。
- 医師会や歯科医師会等と連携し、レセプト^{■用語}、健診、介護認定などのデータ分析に基づく効果的な保健事業を推進し、疾病予防及び重症化予防に努めます。
- マイナ保険証の利用を積極的に促進し、健康・医療データに基づいた適切な医療を提供することで、重複検査や重複投薬等の減少を図り、医療費の適正化に努めます。

	指標	単位	現状値 (R5)	目標値 (R11)	
達成目標	国保被保険者の1人当たり年間医療費を県平均と比較した割合	%	107.8 ※R4	100.0	↘
	電子カルテを導入した公的診療所数(通算)	か所	0	4	↗
	看護学生奨学支援金または看護師定着奨励金を受給し、看護師として就業した人(通算)	人	34	60	↗

レセプト

医療機関が健康保険組合に提出する月ごとの診療報酬明細書のこと。



2-3 児童福祉

現状と課題

全国的に少子化が進む中、本市においても年々出生数が減少する傾向にあります。このような状況の中、本市では、令和5年11月に新見公立大学、新見商工会議所、阿哲商工会と「こどもまんなか応援サポーター」を共同宣言し、次代を担う子どもたちが健やかで幸せに成長できるまちを目指しています。

本市では、これまでも必要とされる様々な子育て支援に力を注いできました。しかし、社会情勢が変化し続ける中、子育てに対する保護者ニーズは多様化しており、これまで以上に子どもを産み育てやすい地域をつくっていかねばなりません。

幼児教育、保育環境については、令和5年4月に哲多認定こども園を開園し、市内各地域に保育所と認定こども園を整備するなど、市内どこでも安心して子育てできる環境づくりに取り組んでいます。

さらに保育業務システムを全ての保育所、認定こども園に導入し、保育業務の効率化を図ることで、子どもの安全と質の高い保育を行っています。

① 多様化する子育て環境下での、不安や負担の軽減

- 核家族化など子育て環境の変化により、育児に対する不安や負担を感じる保護者が増加する中、これらの軽減を図るため、悩みなどを共有、相談できる場の充実が必要となっています。
- ひとり親家庭や障がいのある子どもの支援を必要とする家庭が増加していることから、支援体制を構築する必要があります。
- 物価高騰などにより、子育て世帯の経済的な負担が増えつつあります。子育て支援金の支給や子育て支援医療費の助成など様々な支援を行っていますが、今後更に保護者ニーズに応じた経済的支援が求められています。

② 保育ニーズの多様化に対応した環境整備

- 各地域への保育所・認定こども園の設置や3歳以上の保育料無償化など、様々な保育環境の整備を行っていますが、子育て世帯の生活スタイルの変化などにより、保育に対する保護者ニーズは多様化しています。保育時間や病児保育に係る希望など、多様化するニーズに対応した保育環境の整備が求められます。

③ 子どもが安心して過ごせる空間づくり

- 健やかで生き活きとした子どもの成長を促すため、遊びを通じて学ぶことができる施設や親子が安心して過ごせる空間を整備する必要があります。

④ 子どもの人権と安全の確保

- 児童虐待は年々増加傾向にあり、組織体制強化と関係機関との連携強化を一層進める必要があります。
- ヤングケアラー^{■用語}が社会問題化する中、子どもの人権を守るための支援体制整備が必要となります。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
出生数	139	118	110	109	82
合計特殊出生率	1.52	1.26	1.24	1.30	1.01(試算値)

資料：人口動態調査

ヤングケアラー

家族の介護や日常生活上の世話を、過度に行っている子どもや若者のこと。



子どもが健やかで幸せに 成長できるまちを実現する

主要な施策・取組

① 子どもを産み育てやすい環境づくりと効果的な支援策の充実

- 妊娠・出産期から高校・大学卒業まで切れ目のない子育て支援策の充実を図ります。
- 子育て世代のニーズ把握に努め、子どもの成長に応じた経済的支援や相談支援に加えて、必要とされる子育て環境づくりに努めます。
- 放課後児童クラブや子育て広場などの充実を図るとともに、保護者やその家族だけではなく、地域全体で子育てする意識の向上を図ります。
- 妊婦や子ども連れの人々が安心して窓口サービスを受けることができる「こどもファスト・トラック」の拡充を図ります。

② ニーズに応じた保育環境の充実と施設整備

- 保護者のニーズを把握し、保護者の負担軽減に向けた取組を進めます。
- 保育教諭が様々な研修会に参加できる職場環境を整えることに加え、保育教諭同士が日頃の業務や悩みを相談できる場を設けるなど、保育教諭の資質向上を進め、保護者が安心して利用できる保育環境を目指します。
- 施設や設備、遊具の適切な管理を行うなど、子どもが安心して通園できる保育施設の整備を進めます。
- 保育業務システムの活用によるデジタル化を更に進め、保育業務の効率化と省力化を行うことにより、保育環境の充実を図ります。

③ 子どもが安心・安全に過ごせる環境づくり

- 子どもの見守り体制の充実を図るとともに、地域で子どもたちを守る意識を醸成し、子どもの人権と安全を守る社会を確立します。
- 要保護児童対策地域協議会の活動を強化するとともに、関係機関との情報共有や連携を一層深めることで、児童虐待の防止や迅速かつ適切な対応に努めます。
- 企業や地域、各種団体などと協力し、親子が安心して過ごせる空間の設置を進めます。
- 子どもたちがのびのびと遊ぶことができる施設の充実を図ります。

④ 適切な支援が受けられる体制の強化

- 妊産婦や特定妊婦、要保護・要支援児童、子育て家庭が適切な支援を受けることができる相談窓口として「こども家庭センター」を設置し、安心して子育てができる環境を整えます。
- 本市の子育て支援が公平かつ適切に受けられるよう、子育て世帯への確実な情報提供に努めます。

	指標	単位	現状値 (R5)	目標値 (R11)	
達成目標	子育て広場延べ利用者数	人／年	10,250	10,000	→
	保育所・認定こども園の利用に対する保護者満足度	%	—	80.0	—
	本市で今後も子育てをしていきたい保護者の割合	%	93.3	95.0	↗



2-4 高齢者福祉

現状と課題

本市の高齢者人口は緩やかな減少傾向にありますが、全体的な人口減少に伴い相対的に高齢化率は増加しています。

本市では、住み慣れた地域で生涯にわたって自分らしい生活が続けられるように、介護予防事業の推進を図るとともに、介護と医療の両分野の連携を図ることで、高齢者を地域で支える体制の構築を進めています。

また、介護保険被保険者数も減少傾向にありますが、要介護認定者数は増加しており介護サービスの充実が求められています。しかし、介護人材の確保は厳しい状況であり、人材の確保、育成に努めています。

① 地域で支え合う体制の整備

- 要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の充実が必要です。

② 75歳以上高齢者数の増加に伴う認知症患者の増加

- 75歳以上の高齢者の増加に伴い、認知症患者も増加すると予測されていることから、これまでの取組を充実・強化し、認知症の人とその家族などを支える地域づくりに取り組む必要があります。
- 認知症の人が希望をもって認知症とともに生き、認知症の有無にかかわらず同じ社会で安心して過ごせるために、認知症について正しい知識と理解を持ち、地域で手助けできる人を増やしていくことが必要です。

③ 健康寿命の延伸

- 地域で自立した生活を継続するために、フレイル^{■用語}予防に取り組む必要があります。
- 生涯を通じた健康づくりのためには「社会とのつながり」が重要です。積極的な社会参加ができるような活動の「場づくり」が必要です。

④ 介護給付費の増加とサービスの質と量の確保

- 高齢者が要支援、要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活を継続できるよう、介護サービスのニーズを的確に把握し、サービス量の確保、充実を図る必要があります。
- 岡山県介護給付適正化計画に基づき、適正で公平な要介護認定や給付が求められています。
- 介護人材が全国的に不足する中、本市においても介護人材は慢性的に不足しており、安定した介護サービスを提供するためにも介護人材の確保が急務となっています。

フレイル

健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のこと。



高齢者が住み慣れた地域で 健康に安心して暮らせるまちを実現する

主要な施策・取組

① 地域包括ケアシステムの充実

- 地域の課題について、地域住民と専門職が話し合いを行う小地域ケア会議を推進します。加えて、個別事例の検討を通じた対象者ごとの課題解決や自立支援・重度化予防について多職種で話し合う個別ケア会議を推進します。
- 多職種連携による、在宅医療・介護連携を推進します。
- 高齢者の尊厳を保持し、安心して生活できる環境を整えるための支援を行います。

② 認知症対策の推進

- 認知症に対する理解を促進するとともに、認知症の早期発見に向けた普及・啓発活動を推進します。
- 認知症の当事者が、体験や希望を語り合う認知症本人座談会の開催や、社会参加促進の取組であるチームオレンジ等の活動を推進することで、認知症になっても、希望を持って認知症とともに安心して暮らしていくことができる地域づくりを目指します。

③ 社会参加などによる介護予防と生きがいづくり

- 「新見で〜れ〜ええ体操」を、医療専門職や健康運動指導士などによる出前講座で行うことにより、フレイル予防に努めます。
- 地域の集いの場の存続支援に加え、新たな「場づくり」のための支援を行います。
- 高齢者の外出機会の創出や日常生活の利便性の向上、経済的負担の軽減、社会参加の促進を図ります。

④ 介護保険事業の適正・円滑な運営と介護人材の確保

- 適正な要介護認定、介護サービス計画の点検等に努め、介護保険事業の適正・円滑な運営を行うとともに、介護保険サービスの充実を図ります。
- 社会福祉協議会や新見公立大学、関係機関との連携を強化し、学生等の若年層へ介護に対する正しい知識と、専門職としてのやりがいを発信することにより、介護人材の確保、離職防止に努めます。
- 介護人材の確保、定着のため奨励金を給付するなど、支援を行います。

	指標	単位	現状値 (R5)	目標値 (R11)	
達成目標	「小地域ケア会議」実施地区の人口カバー率	%	96.8	100	↗
	高齢者人口に占める要介護認定者の割合	%	24.0	24.0	→
	認知症サポーター養成数（通算）	人	6,255	8,000	↗



2-5 障がい者(児)福祉

現状と課題

本市の障害者手帳所持者数は、令和4年度末で1,669人となっています。平成30年度からの推移の内訳では、身体障害者手帳所持者は減少傾向、療育手帳所持者はやや増加傾向、精神障害者保健福祉手帳所持者は増減を繰り返しながらも横ばいの傾向となっています。

本市では、障害者地域活動支援センター「ほほえみ広場にいみ」を中心とした支援ネットワーク機能の充実を図りつつ、障がいに対する理解を深めるための啓発や広報活動をはじめ、障がい者の健康づくりや療育・保育・教育、雇用・就労など、あらゆる分野において、障がい者の生活を支援する取組を推進しています。

「一人ひとりが、自立し安心して暮らせるまち」の実現を基本理念とし、今後も、障がいの有無にかかわらず、全ての人にとって暮らしやすい共生社会の実現に向けて、障がい者福祉施策を推進します。

① 障がいに対する理解の促進

■障がいに対する正しい理解と認識を深め、全ての市民が地域で共に暮らし、支え合いながら安心して暮らすことができる共生社会の実現が求められています。

② 障がい者の地域生活支援の充実

■障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、生活支援体制や福祉サービスの充実を図る必要があります。

③ 障がい者の相談支援の充実

■障がい者が地域で生活するために必要な支援として、相談支援の充実に対するニーズが高く、ほほえみ広場にいみを中心に、他機関と連携した細やかな相談体制を構築することが求められています。

④ 障がい者の雇用・就労の促進

■障がい者が個性と能力を十分に発揮し、社会的、経済的に自立した生活を送ることができるよう支援する必要があります。

⑤ 障がいの早期発見と支援体制の充実

■発達障害は、早期の治療が重要であることから、早期発見に向けた取組や適切な支援体制を整備する必要があります。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳所持者	1,505	1,478	1,410	1,353	1,279
療育手帳所持者	236	237	246	247	244
精神障害者保健福祉手帳所持者	146	153	141	143	146
合 計	1,887	1,868	1,797	1,743	1,669

資料：福祉課調べ
単位：人



一人ひとり自立し安心して暮らせるまちを実現する

主要な施策・取組

① 障がい者理解の促進と共生社会の実現

- 難病等を含む障がいや障がい者についての理解を深めるため、様々な媒体を活用して幅広い広報・啓発活動を推進します。
- 障害者地域活動支援センター「ほほえみ広場にいみ」を中心に医療・福祉及び関係機関との連携を強化し、障がいに関する理解促進のための普及啓発や地域住民ボランティアの育成を行います。

② 相談支援体制の充実と強化

- 障がい者やその家族が、地域で心身ともに安心して生活できるよう、必要なときにいつでも相談し、適切な支援を受けることができる相談支援体制の充実を図るとともに、制度やサービス内容の情報発信に努めます。

③ ニーズに応じた福祉サービスの提供

- 障がい者が住み慣れた地域や家庭で安心して生活し、社会参加が図れるよう、ライフステージに応じた切れ目のない福祉サービスの提供や経済的負担の軽減に向けて支援します。
- 障がい者が65歳以上になっても、これまで利用してきた障がい福祉サービスを引き続き必要とする場合、同じ事業所で継続して利用することが可能となる共生型サービスの推進を図ります。

④ 障がい者就労支援体制の充実

- 就労機会の拡充と定着のため、関係機関と連携し、障がい者の雇用の促進や就業環境の整備促進、職場定着の支援に努めます。

⑤ 特性を持つ子どもの早期発見・早期療育の支援体制づくりと教育の充実

- 乳幼児健診や育児相談の更なる充実を図り、発達の違いや障がいの早期発見に努め、早期療育につなげるとともに、関係機関と連携し、一人ひとりの状態や能力などに応じた療育・教育及び支援へとつなげます。

達成目標	指標	単位	現状値 (R5)	目標値 (R11)	
	「ほほえみ広場にいみ」の利用者数	人／年	14,391	14,400	→
達成目標	就労移行支援事業の利用者数	人／年	10	9	→



2-6 地域福祉

現状と課題

少子高齢化や単身世帯の増加、プライバシーの意識の高まり、ライフスタイルの多様化等の社会変化に加え、人と人とのつながりが希薄化し、地域で支え合う機能の低下が進んでいます。このような中、社会的に孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できず、適切な支援に結びつかないことから地域社会から孤立する人などが増えつつあります。本市では、民生委員・児童委員、福祉委員、社会福祉協議会、行政機関等が連携して、日常的な見守り活動や相談対応などの支援を行っています。

また、災害時に自力での避難などが困難な人を支援するため、要支援者の把握を行い、地域の自主防災組織などと連携した支援体制の構築を進めています。

① 地域福祉人材の確保

- 地域福祉を推進するためには、市民の地域活動への参加が不可欠ですが、地域活動の担い手、参加者とも年齢層の高い人の割合が高く、また参加者の固定化もみられます。隣近所で顔を合わせる人たちが日常生活における不安や困りごとの相談に乗ったり、様々な支援へつないだりする支え合いの仕組みづくりを地域全体で推進する必要があります。

② 生命や権利を守るための取組

- 障がいや加齢により判断能力が十分でない人が、地域で安心して生活できるように社会全体で支え合う仕組みづくりが必要となっています。
- 子どもや高齢者、障がい者に対する虐待やDV^{■用語}事案などが見られることから、その防止に向けた取組が必要となっています。

③ 住み慣れた地域で必要なサービスを受けられる体制づくり

- 高齢者、障がい者、子育て世帯など支援を必要とする人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民、関係団体や関係機関が連携し、地域全体で支え合う支援体制が必要です。
- ひきこもりや社会的孤立など社会的支援を必要とする人に対し、地域住民や関係機関が連携し、必要な支援を行います。

D V (Domestic Violence)

夫婦や恋人などの親密な間柄での暴力行為のこと。殴る、蹴るといった肉体的暴力だけでなく、精神的、性的、社会的、経済的、言葉によるものなど、様々な暴力が含まれる。



みんなで支え合い 安心して生活できるまちを実現する

主要な施策・取組

① 地域福祉の担い手の育成・住民参画の促進

- 地域活動やイベントなどの活動を通じて、住民同士の結びつきを強める取組を支援するとともに、団体同士の交流を図ることで、地域福祉活動の輪を広げる取組を進めます。
- 全ての人が互いに尊重し、自分らしく生きることのできる社会の構築に向けて、地域福祉に対する市民意識の醸成に努めます。
- 社会貢献活動を行う個人・団体（法人）に対し、必要な支援を総合的に行うほか、地域福祉の担い手としての地域団体や各種サポーターの養成講座への参加等を促進します。

② 権利擁護や見守りなどの対策の強化

- 障がいや認知症などにより、自分の権利を自らで守ることが難しい人に対して、一人ひとりの権利を保護し、安心して暮らしていくことができる権利擁護施策の普及・啓発や支援体制整備などに努めます。
- 日頃からの見守りや安否確認などを通じて、地域住民同士のつながりを強化するとともに地域での支援体制の構築を進めます。

③ 多様化する支援ニーズに対応できる体制づくり

- 高齢者、障がい者、子育て世帯など支援を必要とする人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、ニーズの発見から支援までを一体的に提供できる体制づくりを目指します。
- 複雑・多様化した生活ニーズを抱えた人々に対し、適切な支援ができる包括的な相談支援体制の構築を進めます。
- 社会的支援を必要とする人に対し、地域住民や関係機関が連携し、必要な支援を行います。

	指標	単位	現状値（R5）	目標値（R11）	
達成目標	手話奉仕員養成講座修了者の人数	人／年	11	15	↗
	成年後見制度の認知度 （制度の内容まで知っている人の割合）	%	26.3	50.0	↗
	民生委員・児童委員の認知度	%	57.4	65.0	↗



3-1 就学前教育・義務教育

現状と課題

本市では、保育所4所、認定こども園8園、小学校15校、中学校5校を設置しています。私たちを取り巻く社会が大きく変化中、予測困難な社会の課題や変化に対応できる人材の育成、自らが社会を拓いていく人材の育成に向け、就学前教育、学校教育に求められる役割は、ますます大きくなっています。

本市では、「新見市保育・教育カリキュラム」を基に一貫した就学前教育を展開するとともに、知・徳・体のバランスの取れた子どもの育成を目指した教育活動を推進しています。社会を生き抜く上で基礎となる学力の定着や、地域社会と連携したふるさとキャリア教育、共生社会を目指したインクルーシブ教育の推進を図り、今後も、学校・家庭・地域社会が幅広く連携し、心豊かでたくましい子どもの育成を目指した就学前教育や学校教育を推進します。

① 学力向上

- 生きて働く力の素地となる「育成すべき資質・能力」の獲得に向け、落ち着いた学習環境の中で「わかる授業」を実践し、確かな学力を定着させるとともに、思考力・判断力・表現力等が身に付くよう、指導の充実を図る必要があります。

② 規範意識・思いやりの醸成

- 規範意識や他者を思いやる心、自己を高めようとする心など、社会への適応能力や豊かな人間性を持つ子どもを育む必要があります。

③ 健康習慣の向上

- 令和5年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、児童・生徒の体力はコロナ禍の影響や運動時間の減少により低下しているため、運動習慣を改善し体力向上に向けた取組を進める必要があります。
- 児童・生徒の家庭でのインターネット等の使用時間は年々増加傾向にあり、睡眠不足や視力の低下など健康への影響が懸念されます。適切な利用を促し、規則正しい生活習慣を身につける必要があります。
- 小学生のむし歯被患率は県平均に比べて高く推移しています。児童が適切なむし歯予防への理解を深め、生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう指導する必要があります。

④ 郷土を愛する心の醸成

- 児童・生徒の郷土への愛着や誇り、地域社会への参画意識を育むとともに、ふるさとの未来と自分の夢を主体的に創造することのできる、将来の本市を担う人材を育成する必要があります。

⑤ 多様なニーズへの対応

- 共生社会の実現に向け、障がいの有無にかかわらず、児童・生徒ができる限り共に学ぶことができる教育システムを構築し、一人ひとりが輝く学校づくりを進める必要があります。
- 長期欠席・不登校などの様々な状況に対応するため、個々の個性や能力を尊重しつつ、全ての子どもが自分の能力を最大限に発揮できる教育体制を構築する必要があります。

⑥ 最適な教育環境の整備

- 中学校区を基本とし、保育所・認定こども園・小学校・中学校の連携を強化するとともに、現状把握や分析を行いながら、それぞれの地域における学校の在り方を地域とともに検討する必要があります。



ふるさとを愛し 未来を拓く たくましい人を育てる

主要な施策・取組

① 確かな学力（知）、豊かな心・人間性（徳）、健やかな体（体）の育成

- 生きる力と豊かな人間性を育み、ふるさとを愛し、より良い未来を切り拓こうとするたくましい子どもの育成を目指し、知・徳・体のバランスの取れた教育を推進します。
- 複数で指導にあたるチームティーチングや少人数指導、小学校における教科担任制など、指導体制・指導方法の一層の工夫・改善に努めるとともに、一人一台のタブレット端末を効果的に活用し、個別最適な学びを実現します。

② 地域の将来を担う人材の育成

- ふるさとへの愛着や誇りを育む教育を行い、将来の自分の姿とともに、未来のふるさと新見の姿を共に考えることができる子どもの育成を目指します。
- 地域で子どもを育てる仕組みづくりとして、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の充実を図り、地域と協働した学校づくりを目指します。

③ インクルーシブ教育の推進

- 新見市特別支援教育推進センターを中心に、就学前から一貫した教育支援を実現するインクルーシブ教育を推進します。
- 個別の教育的ニーズがある子どもに対し、保育所・認定こども園・小学校・中学校と関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援を行います。

④ 長期欠席・不登校への対応

- 適応指導教室や自立応援室を設置し、社会的自立に向けて、個々の状況に応じた学習支援・生活支援の充実を図るほか、欠席者に対してオンライン授業を配信するなど、一人ひとりの学びを保障します。

⑤ 小中連携・一貫教育の推進

- 児童・生徒数の減少等への対応や教育の質の充実を図るため、小中連携・一貫教育を推進します。

⑥ 学校・保護者双方の利便性向上と教職員の働き方改革

- 保護者連絡ツールを整備し、保護者との連絡調整体制の強化を図るとともに、学校・保護者双方の利便性向上や教職員の働き方改革を行います。

⑦ 就学前教育の充実

- 新見公立大学の協力を得て策定した「新見市保育・教育カリキュラム」を基に、市内いずれの保育所・認定こども園でも同水準の幼児教育を提供し、各年齢で求められる資質や能力を有する子どもを育成します。
- 就学前教育から義務教育への円滑な接続のため、新たな教育プログラムを策定します。

達成目標	指標	単位	現状値(R5)	目標値(R11)	
	地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う中学3年生の割合	%	77.1	80.0	↗
	自分でやると決めたことは、やり遂げるようにしていると答えた中学2年生の割合	%	88.8	90.0	↗
	家庭学習時間が1日30分未満の中学生の割合	%	17.6	5.0	↘



3-2 大学・高等学校

現状と課題

市内には、昭和55年に開学した新見女子短期大学を前身とする新見公立大学があります。平成31年に健康科学部3学科体制の4年制大学に改組され、現在、約800人の学生が在籍しています。

同大学では、人と地域を創る大学として、保育・看護・福祉の領域における教育と研究を実践し、高度の知識と技能、豊かな教養と人間性、高い倫理観を有する専門職を育成しています。

大学の知見を活かし、本市への講師派遣や委員委嘱を行っているだけでなく、学生が中心となった夏祭りなどのイベント開催や、地域運営組織の課題解決に向けた提案を行うなど、地域と学生の協働が進んでいます。引き続き、大学を活かしたまちづくりを進めていく必要があります。

一方、市内には普通科と専門科のある県立高校と普通科の私立高校があり、2校合わせて約500人の生徒が在学しています。

平成31年に県教育委員会が策定した「岡山県立高等学校教育体制整備実施計画」では、生徒数による再編整備基準が示されましたが、同一市町に県立高校が1校の場合は、令和10年度まで適用を保留することが示されました。県立新見高等学校は、令和5年度末で総合ビジネス科が閉科になったことや、令和6年度から普通科の定員が25人減員されたことにより、定員が145人に減少しています。さらに、少子化や市外高校への進学者増加により生徒数は減少傾向にあり、市内高校への進学率を伸ばすため、魅力向上に向けた取組が必要になっています。

① 大学を活かしたまちづくりの推進

■大学を活かしたまちづくりは、市民、市、大学が一つになってまちを創っていく取組です。新見公立大学が本市の重要な資源であることを踏まえ、地域の活性化や地域課題の解決に向けた取組において、大学のもつ様々な資源の有効活用を図る必要があります。

② 県立高校への進学率の低下

■令和6年度の新見高校への入学者は、定員145人に対して84人と、定員を大きく下回っています。背景には、人口減少による生徒数の減少や市外高校へ進学する生徒が増加していることが挙げられます。

■市内高校への進学率を伸ばすために、新見高校についての積極的な情報発信や、魅力向上に向けた新たな取組について検討する必要があります。



魅力ある教育環境で 自己実現できる人材を育てる

主要な施策・取組

① 新見公立大学の成長に向けた取組

- 本市の活性化を進めていく中で、新見公立大学は大きな地域資源になると考えられます。同大学の持続的な成長に向けた支援に努めます。

② 大学と地域の連携強化

- 本市のまちづくりの様々な分野において、大学の持つ専門的知見を活用する「大学を活かしたまちづくり」を推進します。
- 新見公立大学「地域共生推進センター」を活用し、市民に学びを提供するとともに、学生と地域を結びつけることにより、主体的な地域課題探求の活動を支援します。

③ 生徒数増加につながる高校の魅力向上

- 高等学校と小中学校、大学、地域を結びつける連携コーディネーターの継続的な配置を行います。
- 高校魅力化推進事業や、高校生と小中学生の交流機会の創出などを通して、高等学校の魅力を伝える取組を行います。
- 高校生が地域のことを考える機会を設けるなどし、郷土愛にあふれた人材の育成に努めます。
- 資格取得の支援など、高校生が充実した学校生活を送るための支援を実施します。

達成目標	指標	単位	現状値(R5)	目標値(R11)	
	市内行事に参加したことがある大学生の割合	%	43.6	60.0	↗
	高校生の本市への愛着度	%	60.6	70.0	↗
	市内の高校に進学した中学生の割合	%	54.3	65.0	↗



3-3 市民学習・文化芸術

現状と課題

人々の意識や価値観の多様化、さらには社会の変化に伴い、心の豊かさや生きがいを重視する人が増えており、子どもから高齢者まで生涯を通じた学習ニーズが高まっています。本市では、市民一人ひとりが生涯にわたり「いつでも、どこでも、だれでも」自発的・継続的な学習活動を通して自己表現が図れるよう施策を推進しています。

また、市民学習の拠点施設として、市全域に公民館を整備し、学びの提供や地域の人づくりを目的とした主催事業や人権学習講座など、各公民館の特色を活かした取組を実施しているほか、図書館は中央図書館や学术交流センター図書館をはじめ支局管内に4図書施設を整備し、本を通じた学びができる環境の整備に努めています。

各小中学校においては、地域の人材を活用して地域の特色を活かした活動をすることで、子どもたちの地域を愛する心を育む地域学校協働活動を推進しているほか、ファシリテーターが保護者へ子どもへの接し方等をアドバイスする親育ち応援プログラムなどを実施し、地域や家庭での教育を支援しています。

市民の文化・芸術の活動では、新見文化交流館での企画事業、新見美術館や新見市法曾陶芸館での特別展の開催など、市民が幅広く文化・芸術に触れる機会を提供するとともに、文化芸術活動の振興に向け、新見市文化連盟をはじめとした文化振興団体の活動を支援しています。

① 市民学習ニーズの多様化

- 市民の意識や価値観の多様化により、子どもから高齢者まで生涯を通じて学ぶ生涯学習体制の整備が重要となっています。また、学習ニーズの変化や多様化に対応するため、市民の求める講座等を的確に把握する必要があります。
- 市民アンケートでは、「生涯学習推進体制の整備」や「生涯学習拠点などの整備・充実」を望む割合が増加しており、その対応が必要です。

② 学校・家庭・地域社会の連携強化

- 様々な学習の機会を提供するためには、公民館だけでなく、学校や家庭、地域社会など多様な主体との連携・協働が重要となっています。
- 地域学校協働活動の中心となっている推進員・コーディネーターは、20校中8校に配置しており、推進員等のいない学校は、教職員が地域住民との連絡調整を行っています。今後、地域との協働をより進めるためには、全ての学校で推進員等を配置することが必要です。
- 子育てについて互いに学び合い、親子の成長を支援する親育ち応援学習プログラムを利用した学習会・研修会については、会の進行役であるファシリテーターの資質の維持・向上が必要です。

③ 文化芸術活動の振興

- 市民の芸術・文化活動の場である文化施設の利便性向上や機能の充実を図るとともに、文化連盟をはじめ文化振興団体が行う主体的な文化芸術活動に対する更なる支援など、市民の文化芸術活動の振興を図る必要があります。



いつでも・どこでも・だれでも 生涯学ぶことのできるまちを実現する

主要な施策・取組

① 市民学習の充実

- 公民館主催事業や放課後子ども教室、市民学習講座等を開催し、多くの市民が学習へ参加できる機会を創出します。
- 公民館、図書館、美術館など、誰でも利用しやすい施設となるよう、環境整備に努めます。

② 家庭教育の推進

- 本を通じた学びができる環境を整備するため、図書施設の書籍等を、市民のニーズに合わせて充実させます。
- 図書館・学校図書室のネットワークシステムの有効活用、移動図書館車の巡回、読み聞かせ活動、ブックスタート事業、セカンドブック事業等により、子どもの読書活動を支援します。
- 親育ち応援学習プログラムのファシリテーターを活用し、就学前児童・小中学生の保護者を対象に学習会・研修会を開催し、家庭教育の支援を行うとともに、ファシリテーターの情報交換会等を開催するなどして、その資質の維持・向上に努めます。

③ 地域との連携

- 子どもたちが地域住民と積極的な関わりを持ちながら体験活動や地域活動を行うことができるよう、子どもから高齢者までの交流を推進し、地域の人材活用を図ります。
- 地域学校協働活動推進員を各小中学校に配置し、学校運営協議会、地域住民、社会教育団体、企業等と協力しながら、地域全体で子どもたちを育てる活動を推進します。

④ 文化芸術活動の普及

- 新見文化交流館、新見美術館、法曾陶芸館をはじめとする文化・芸術施設の適正な維持管理と運営に努めます。
- 文化芸術団体等への支援を行うことにより、市民の創作意欲を高めるとともに、活動への参加促進、発表の機会の創出を図ります。

⑤ 文化施設の利用促進

- 文化施設の利用促進のため、市ホームページやSNS等を活用し、イベントや展覧会などを広く周知します。
- 文化芸術団体と連携し、様々な企画事業を開催するなど、文化施設の有効活用を図ります。

達成目標	指標	単位	現状値(R5)	目標値(R11)	
	市民学習講座の満足度	%	81.5	100	↗
	図書館の貸出密度	冊／年	4.9	5.5	↗
	まなび広場利用件数	件／年	219	250	↗



3-4 歴史・文化財

現状と課題

豊かな風土にめぐまれた本市には、数多くの自然的・文化的遺産があります。

旧石器時代の野原遺跡から石器が出土し、弥生時代の野田山遺跡からは竪穴式住居が発見されるなど、本市にも古くから人の営みがあったことが確認されているほか、中世では、東寺領の荘園「新見荘」や伊勢神宮の「神代野部御厨」など、寺社の荘園がありました。特に「新見荘」は400年余りにわたって続き、紙や漆、鉄等を年貢として納めていました。

近世には備中松山藩や天領などとなり、元禄期には関備前守長治が新見藩を立藩し、現在の御殿町周辺を中心に栄えました。藩校として設立された思誠館では、学頭の丸川松隠が子弟の教育に力を入れ、その私塾では山田方谷などを輩出したことで知られています。

また、「羅生門」や「鯉ヶ窪湿生植物群落」、「備中神楽」などの国指定文化財や、松隠や方谷をはじめとする郷土の偉人の足跡、ゆずりは城跡、石蟹山城跡などの史跡が多くあるほか、各地域に特有の風習や文化、自然が残っています。

これらの歴史や文化財、伝統行事は本市の個性であり、次代に伝えるべき貴重な資産であることから、歴史文化の保存、継承、活用を図り、後世に引き継いでいくため新見市文化財保存活用地域計画の策定を進めています。

① 歴史・文化財の保存・管理・継承

- 歴史や文化財、伝統行事は本市の貴重な資産であり、先人たちが大切に守り伝えてくれたものです。今後も、これらを後世に引き継いでいくことが必要です。一方で、高齢化や時代の流れとともに、文化を継承する担い手不足が深刻化しており、その確保・育成が課題となっています。
- 未指定文化財も本市の大切な歴史や文化の一部であり、市民に広くその価値を伝える必要があります。
- 人口減少による文化財の見守り体制のせい弱化などにより、災害や盗難などで、貴重な文化財が損なわれる被害が全国で発生していることから、本市においてもその対策が必要です。
- 文化財などを体系的に整理・保存するためのデータベースを作成する必要があります。また、データベースを活用し、文化財の今後の保護・保存の基礎データとしていくことが求められます。

② 歴史・文化財の活用

- 歴史や文化財は多くの人を惹きつける魅力ある観光資源でもあります。本市が有する貴重な歴史・文化財を保護・保存しつつ、文化財を活かす公開事業やその魅力を発信するなど、観光振興やまちづくりに活用する取組が必要です。



歴史・文化財を守り伝え まちづくりに活かす

主要な施策・取組

① 文化財保存・管理のための体制整備

- 新見市文化財保存活用地域計画に基づき、未指定文化財も含めた本市の文化財の総合的・一体的な保存・活用に努めます。
- 資料の収集や研究、保管・展示体制の充実を図ります。

② 文化財を継承するための取組

- 新見市文化財保存活用地域計画に基づき、文化財を後世に継承する体制の構築を図ります。
- 文化財・伝統文化を確実に次世代に継承するため、所有者や関連団体との連携体制を強化します。
- 地域の伝統文化を保存・継承するため、継承者の人材確保・育成のための支援を行います。

③ 防災・防犯体制の構築

- 警察や消防、文化財に関わる団体、個人等と連携し、地域全体で文化財を守ることのできる防災・防犯体制を構築します。
- 貴重な文化財を災害や盗難から守るため、防災・防犯設備の整備を支援します。

④ 歴史を活かしたまちづくりの取組

- 本市の歴史を象徴する、新見荘、新見藩、山田方谷などを活かしたまちづくりを推進します。
- 「中世東寺領新見庄を活かしたまちづくり委員会」など、各種団体と連携し、観光交流や歴史学習を推進します。

⑤ 文化財の積極的な活用

- 出前講座などにより、小中学生が地域の歴史や文化について学習する機会の提供に努めます。
- 本市のホームページや冊子「新見市の文化財」を活用し、文化財の情報発信を行います。
- 貴重な文化財を観光振興やまちづくりに積極的に活用します。

達成目標	指標	単位	現状値(R5)	目標値(R11)	
	文化財等データベース登録点数（通算）	点	550	1,000	↗
	歴史・文化学習講座アンケート満足度	%	94.4	95.0	→



3-5 スポーツ

現状と課題

気軽に楽しみながら生涯スポーツに取り組むことは、体力の向上や健康増進、精神的充足感、青少年の健全育成につながるなど、様々な効果が期待できます。

本市では、スポーツ少年団の活動支援やスポーツ推進委員の配置、スポーツフェスタや各種スポーツ教室の開催など、生涯にわたって気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりに取り組んでいます。

また、「ソフトボールのまち新見市」をスローガンに、ソフトボールを通じた人づくり・まちづくりに取り組んでいます。これまで、数多くの全国規模の大会を誘致し、市民協働による大会運営を行うとともに、ソフトボールの普及や競技力の向上を図っています。

一方、余暇活動の多様化により、スポーツを通じて体を動かす人は減少傾向にあります。このため、生涯スポーツの重要性をPRするとともに、スポーツ推進委員が中心となって、気軽に楽しめるニュースポーツ■用語の普及に取り組んでいます。

① スポーツの定着

- ライフステージに応じた生涯スポーツの充実を目指すため、誰もが気軽に親しめるニュースポーツの普及促進を図る必要があります。
- 学校部活動の地域移行などにおける専門的な指導者の不足も予測されるため、指導者の育成、確保に努める必要があります。

② スポーツ環境の整備

- 市民が安心してスポーツ施設を利用できるよう、利用者ニーズに合った施設の適正な維持管理と機能の充実を図る必要があります。また、老朽化施設の在り方を検討し、管理等について見直しを行う必要があります。

③ スポーツを通じたまちづくり、地域活性化の推進

- 全国規模の大会の開催は、スポーツに対する市民の認識や競技レベルを向上させるだけでなく、交流人口の増加など地域振興にもつながることから、引き続き推進する必要があります。

ニュースポーツ

競い合うことより体を動かすこと自体を楽しむことに重きを置いたスポーツの総称。グラウンドゴルフ、モルック、ノルディックウォーキング、ボッチャ、ペタンクなどがある。



だれもが生涯 スポーツに親しむことのできるまちを目指す

主要な施策・取組

① ライフステージに応じた生涯スポーツの普及・促進

- 市民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつまでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツの普及に向けた取組を推進します。
- スポーツを楽しみながら適切に継続することは生活習慣病の予防や健康寿命の延伸につながるため、スポーツを通じた健康づくりを推進します。
- 多世代が多種目に親しむことのできる総合スポーツクラブと連携を図り、生涯スポーツを推進します。
- 誰もが気軽に親しめるニュースポーツの普及に向け、地域活動などにスポーツ推進委員を派遣し、指導・普及に努めます。

② 競技人口の増加、アスリート・指導者の育成

- 新見市スポーツ協会やスポーツ少年団の活動を支援し、競技人口の増加及び競技力の向上を図るとともに、指導者の確保・育成を推進します。
- 全国規模の大会に出場する選手などを支援し、競技力向上を図ります。
- 指導者講習会などの各種研修を開催し、指導者の確保や人材育成に努めます。

③ スポーツ施設の適正な維持管理、機能充実と利用促進

- 市民が安心してスポーツに親しむことができるよう、利用者に寄り添った施設の維持管理に努め、必要に応じて改修等を行うなど、機能の充実を図ります。
- 体育施設を活用し、スポーツを通じた世代間・地域間の交流促進を図るとともに、施設の利用促進につなげます。
- 多様な市民ニーズを把握し、様々なスポーツ活動の機会の提供に努めます。

④ 「ソフトボールのまち新見市」の推進

- 引き続き、新見市ソフトボール協会と連携し、全国規模の大会誘致を推進するとともに、ボランティアスタッフなどの市民協働による大会運営に努めます。

⑤ スポーツを通じた世代間、地域間の交流促進

- スポーツフェスタの開催やニュースポーツの普及促進などにより、世代間・地域間の交流促進を図ります。

達成目標	指標	単位	現状値(R5)	目標値(R11)	
	主要体育施設利用者数	人／年	130,500	131,000	→
	主要スポーツ大会参加者数	人／年	3,649	3,700	→



4-1 防災

現状と課題

本市にも大きな被害をもたらした平成30年7月豪雨災害から6年余りが経過し、復興が進む一方で、全国では、熊本地震や能登半島地震などの地震のほか、台風や集中豪雨による水害など、大規模な災害が毎年発生しています。

また、近年では、地球温暖化など気候変動の影響により、激しい災害が頻発していることに加え、南海トラフ地震は近い将来に発生する確率が高いとされており、本市における災害の発生リスクは年々高まっています。

本市では、ハザードマップ^{■用語}の作成・配布や、自主防災組織設立の促進・支援などの取組を進めており、今後も、過去の災害から得た経験やデータ、気象や地形の変化等を適切に新見市地域防災計画へ反映しながら、市民の生命・財産を守ることを最優先課題として、防災、減災対策に取り組むこととしています。

① 災害の防止、減災につながる基盤整備

- 近年、集中豪雨などが極地化、頻発化の傾向にあることなどから、防災・減災につながる社会基盤の整備が必要です。
- 気象情報や避難情報などをいち早く正確に伝達できるよう、ＩＰ告知端末や市のホームページ、スマートフォン等向けアプリ「新見まちナビ」、緊急速報メール等、様々な手段で発信しています。引き続き災害時でも確実に伝達できる手段を確保するとともに、全ての人に情報を届けることのできる体制づくりを進める必要があります。
- 近年の災害では、発生後に孤立した地域への対応が課題となりました。本市も広大な市域に集落が点在しており、災害時に孤立する可能性が高い集落も多くあると考えられることから、こうした集落に対する災害時の対策を検討することが求められます。

② 防災知識の普及

- 災害時には、市民一人ひとりの適切な防災行動・避難行動が求められることから、防災意識の向上を図る必要があります。

③ 「自主防災組織」などの設置促進

- 市内の自主防災組織は31組織ありますが、組織率は世帯数ベースで約63.8%となっており、更なる組織化を進めていくことが求められています。

④ 被災者支援体制の充実

- 飲料水や非常食などの備蓄を計画的に更新・充実させ、被災者の生活を支援できる体制を整えておく必要があります。
- 災害時、自力で避難することが難しい高齢者や障がい者などが増加傾向にあります。個人のプライバシーに配慮しつつ、要支援者を支援できる体制の整備が必要です。
- 疾病や身体的な問題により一般の避難所では避難生活が困難な人や、高齢者、障がい者、乳幼児や妊産婦、外国人など、性別や立場によってそれぞれ必要な住環境や物資等が異なるため、各種ニーズに対応できる避難施設や物資等の確保が必要になります。
- 本市以外の地域が被災した場合に備え、被災地域に対して被災者の安全と復興のために迅速かつ効果的な支援が行えるよう、体制を整えておくことが必要となります。

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。



災害に強い基盤整備と 自助・共助・公助の防災体制をつくる

主要な施策・取組

① 災害に強い社会基盤の整備

- 国土強靱化地域計画に基づき、砂防施設や治山施設など、被害を最小化し減災につながる基盤整備を進めます。
- 都市計画道路金谷新線の整備を進め、市街地において防災幹線ネットワークを構築し、災害時の避難・輸送経路を確保します。
- 線路により南北に分断されている新見駅周辺について、南北自由通路の整備を進め、駅北側にある避難所への迅速で安全な避難経路の確保を目指します。
- 災害時に孤立する可能性のある集落の状況を把握するとともに、う回路や物資輸送手段など、孤立を防ぐ対策や孤立集落となった場合の対応策などについて、関係機関・団体等と連携して検討を進めます。

② 防災情報伝達手段の多重化・多様化

- 既存の情報伝達手段に加え、SNSなどのメディアも活用するとともに、これらの手段を組み合わせることで、より多くの人々への情報伝達手段を確保します。また、市民誰もが簡単に利用できるよう普及啓発に努めます。
- 市民に対して防災マップの常備と活用を促すとともに、インターネットやスマートフォンから利用できる防災マップの充実と普及を図ります。

③ 防災教育・防災啓発事業の実施

- 市民や各種団体に対し、災害のリスクや災害への備えなどに対する意識を高める防災啓発活動を行うとともに、企業や学校、住民団体などに対して、防災教育や訓練を実施します。

④ 地域防災力の強化

- 地域防災力の要となる自主防災組織の組織化や防災士の育成を推進するとともに、関係機関、ボランティア団体などと連携した災害対応体制を構築し、地域防災力を高める取組を行います。
- 避難所の長期的な運営には地域住民の協力が不可欠であることから、市民に対して定期的な避難訓練の実施を促すなど、地域住民が主体となった避難所運営体制の強化を図ります。
- 平時から、住民同士、関係機関・団体、行政等で顔の見える関係を築き、情報の収集や伝達、救援活動や復旧作業など、災害時に連携できる体制づくりを進めます。

⑤ 避難行動要支援者への支援体制強化

- 発災初期に必要な物資・資機材を計画的に更新するほか、様々な立場や性別などに配慮した内容にするなど、その充実に努めます。備蓄にあたっては、集中備蓄・分散備蓄などの効果的運用を図ります。
- 避難行動要支援者の把握に努め、必要に応じて、自主防災組織などと連携した支援方法の検討を進めます。
- 福祉避難所の確保や避難所の施設整備などを進めるとともに、医療機関と連携するなど要支援者の避難生活を支えられる体制づくりを進めます。また、様々な立場や性別に配慮した避難所の空間利用や運営を行うなど、誰もが安心して避難できる環境づくりに努めます。
- 「岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定」に基づき、緊急物資の備蓄数量を適正に維持するほか、被災他市町村の要請に対応できる体制整備に努めます。また、応急対策職員派遣制度など都道府県を越えた支援に対応できる体制を整えます。

達成目標	指標	単位	現状値(R5)	目標値(R11)	
	自主防災組織の組織率	%	63.8	100.0	↗
	防災士の人数（通算）	人	124	170	↗
	災害への備えなど市民の防災意識レベル	%	70.7	100.0	↗



4-2 消防・救急

現状と課題

本市の消防体制は、常備消防である消防署と非常備消防組織である消防団で構成しています。消防団は、9つの分団で市全域をカバーしており、地域防災の要として重要な役割を果たしています。

令和5年中、市内では火災が13件（うち建物火災2件）発生しています。火災は、ひとたび発生すると多くの市民の生命や財産に危険が及ぶことから、火災予防活動や防火対象物等の安全対策を推進するとともに、常備・非常備消防機能の充実に努めているところです。

一方、救急体制は、新見市消防署と市内4分署が救急搬送業務などを担っています。令和5年の救急出場件数は、1,704件、搬送人員は1,605人で、その内、約3割が市外へ搬送されています。市域が広いため救急搬送に時間を要する場合もあることから、救急救命士の養成を進め、搬送中の救命処置体制の充実強化を図っているところです。

① 火災予防の推進

- 火災から生命と財産を守るため、火災予防啓発や住宅防火対策を推進し、地域とともに安全で安心なまちづくりに向けて取り組む必要があります。
- 病院や工場などの防火対象物やガソリンスタンドなどの危険物施設は、事故発生時に重大事故につながる可能性が高いことから、事故防止に向けた取組の強化が必要です。

② 消防機能の強化

- 近年、多様化、大規模化しつつある災害の状況を考えると、消防機能の充実、強化が必要です。
- 持続可能な消防体制を構築するため、現在の施設・機能の更新と見直しを計画的に進めていく必要があります。

③ 地域消防力の強化

- 本市の消防団員数は、減少傾向が続いています。今後、高齢化による要援護者の増加や災害の大規模化に伴い、消防団の重要性はますます高まることから、団員の安定的な確保に取り組む必要があります。

④ 救急体制の強化

- 高梁・新見医療圏には三次救急医療機関がなく、重症傷病者や専門治療が必要な傷病者は県南の医療機関への搬送が必要になることから、ドクターヘリやドクターカーと連携した搬送体制及び救命処置体制の強化が必要です。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
火災総件数	13	18	17	18	13
うち建物火災件数	9	5	7	4	2
救急出場件数	1,671	1,533	1,523	1,609	1,704
救急搬送人員	1,588	1,440	1,444	1,522	1,605

資料：消防年報
単位：件・人



機能的な消防救急体制で 市民の生命・財産を守る

主要な施策・取組

① 防火体制の充実

- 住宅防火対策の重要性を広報するとともに、各団体との連携による火災予防活動・防火教育を通じて、市民の防火意識の高揚を図ります。あわせて、住宅用火災警報器の設置、取替え及び適切な維持管理を推進します。
- 防火対象物及び危険物施設等への立入検査を実施し、改善が必要な施設については関係機関と連携して是正指導に努めます。

② 機能的な消防体制の充実

- 消防力を強化し、維持していくためには、機能的な消防体制を構築する必要があることから、現状を分析し、機構改革による人員、施設、装備の再配置に取り組みます。

③ 多様化・大規模化する災害への対応

- 近年、災害の状況が変化しつつあることから、想定される災害に対応できる消防資機材の充実を図ります。
- 消防職員の災害対応能力の向上を図るため、各種災害を想定した実践訓練や机上訓練を行うなど教育訓練体制を強化します。
- 大規模災害時には関係機関との連携が必要なことから、ドローンや現場隊員からの情報を関係機関で共有できる協力体制を構築します。

④ 消防団組織の充実

- 消防団員の安定的な確保に向け、新規団員をはじめ、機能別団員や女性団員の加入促進に努めます。
- 消防団員の能力向上を目指した各種訓練の充実を図ります。
- 施設の整備や装備の充実を図るなど、消防団員が活動しやすい環境づくりに努めます。

⑤ 救急搬送体制の充実

- 医療機関及びドクターヘリ・ドクターカーとの連携を図り、重症傷病者の搬送体制を強化します。
- ドクターヘリが安全、迅速に救急車と連携できるようにヘリポートの更なる機能強化等を図ります。

⑥ 高度化する救急業務への対応

- 救急救命士を計画的に養成するとともに、救急活動の高度化に対応する教育訓練の充実を図ります。

達成目標	指標	単位	現状値(R5)	目標値(R11)	
	消防団加入率	%	3.69	3.69	→
	住宅用火災警報器の条例適合率	%	58.7	67.0	↗



4-3 防犯・交通安全

現状と課題

本市の犯罪発生件数（刑法犯認知件数）は、県内他市と比べると総じて低い水準で推移しています。関係機関や民間団体と連携した防犯活動や暴力団排除活動などを進めるとともに、地域における防犯灯の設置支援、通学路などへの街路灯の設置などにより、犯罪が起きにくい環境づくりを進めています。

一方、特殊詐欺などの被害が毎年発生しており、消費者を取り巻くトラブルが多様化・複雑化する中、岡山県消費生活センターや岡山県消費生活問題研究協議会新見支部と連携して、被害防止や被害者相談への対応や普及啓発活動を行っています。

新見警察署管内の交通事故件数はコロナ禍においては減少傾向にありましたが、現状では増加傾向にあり、令和4年、令和5年には死亡事故が発生しています。

市内の運転免許保有者は、令和4年12月末現在で18,601人となっており、年齢別に見ると若年者（16～24歳）が7%、その他（25～64歳）が55%、高齢者（65歳以上）が38%となっています。

① 犯罪の多様化

- 令和5年中の刑法犯認知件数は50件で、近年ほぼ同水準で推移していますが、手口が多様化していることから、引き続き、犯罪が起きにくいまちづくりを進める必要があります。
- 特殊詐欺などが含まれる知能犯は毎年のように発生しており、令和5年は11件と前年と比較して倍以上の件数になっています。知能犯の手口は年々多様化・巧妙化しており、被害防止の取組が必要です。
- SNSなどを介して、児童・生徒などが犯罪に巻き込まれる事例が増加しています。児童・生徒を犯罪から守るための取組が求められています。

② 交通事故の発生状況

- 市内の交通事故発生件数はコロナ禍においては減少傾向にありましたが、5類移行による外出機会の増加に伴い、令和5年中の発生件数は総事故件数478件、人身事故件数47件と、ともに増加していることから、交通事故防止に向けた取組を進める必要があります。
- 令和5年中に発生した人身事故47件のうち、高齢者の関係する事故が29件と約60%を占める状況にあります。また、運転免許保有者の約38%が高齢者であり、今後この割合は増加していくことが予測されるため、高齢者の交通安全対策の強化が必要になります。



犯罪や事故を防ぎ 安全で安心して暮らせるまちを目指す

主要な施策・取組

① 防犯意識の醸成

- 犯罪のない地域を築いていくため、市民、行政、関係機関が連携し、地域ぐるみで防犯意識を高める取組を進めます。
- 児童・生徒がSNS等を適切に利用できるよう学校などで情報モラル教育などに取り組みます。

② 犯罪が起きにくいまちづくり

- 防犯灯などを設置する地域に対し助成を行うなど、犯罪の発生防止に取り組みます。
- 特殊詐欺や悪質商法から、高齢者などの被害を未然に防ぐための啓発活動や、被害を受けた市民の不安を取り除き、解決の糸口を探るために、岡山県消費生活センター等と連携し相談窓口の開設に取り組みます。

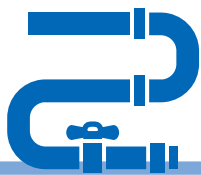
③ 交通安全意識の醸成

- 関係機関と連携して、交通安全意識の向上につながる啓発活動などに取り組みます。
- 児童・生徒の交通事故防止を目的に、学校などと連携した交通安全教室を開催します。

④ 交通事故が起きにくいまちづくり

- 高齢者を対象とした運転教室などを開催し、高齢者の交通事故防止に取り組みます。
- 安心して免許証の自主返納ができる環境づくりのため、高齢者の移動手段確保に向けた交通環境の整備を進めます。
- 交通事故などを防止するため、道路・歩道・カーブミラーなどの整備を進めます。

達成目標	指標	単位	現状値 (R5)	目標値 (R11)	
	市民アンケートにおける「防犯・交通安全」分野の満足度（加重平均）	—	2.27	2.27	→
	安全施設（カーブミラー）設置数	か所／年	8	5	→



4-4 水道・下水道

現状と課題

生活基盤設備である水道については、昭和4年に旧新見町で給水を開始した上水道と、市内全域に整備した24か所の簡易水道を管理・運営し、「安全でおいしい水」の安定的な供給に努めています。

令和5年度末で約11,400戸に給水し、普及率は97.7%となっています。財政基盤と効率的な経営体制の強化を目指し、令和2年4月から、上水道事業と簡易水道事業を経営統合し、1つの上水道事業として管理・運営しています。経営統合により、経営の効率化や経費削減等、一定の効果はあるものの、人口減少等による料金収入の低減や施設等の老朽化に伴う更新投資による支出の増大など、今後も厳しい経営が予想されます。

下水道は、衛生的な生活の実現とともに、河川環境の浄化などの公共的機能を備えていることから、整備が必要な基盤施設です。本市では、公共下水道事業のほか小規模集合排水処理事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置事業を進めており、下水道普及率は令和5年度末で89.9%となっています。

平成30年度に哲多処理区を新見処理区に統合するなどして、下水道経営の効率化と安定化を図っているところです。

① 施設の老朽化・耐震化

- 本市の上下水道施設は、供用開始から長期間が経過し、老朽化した施設が増えてきていることから、今後、大規模な更新や計画的な改修が必要となります。
- 地震に強い上下水道を目指して、上下水道施設・管路の耐震化を行う必要があります。

② 施設改修費用の増加

- 老朽化及び耐震化に伴う施設の更新投資が増加していく中、施設の統廃合等も視野に入れた改修費用の削減に努めることが必要です。

③ 料金収入の減少

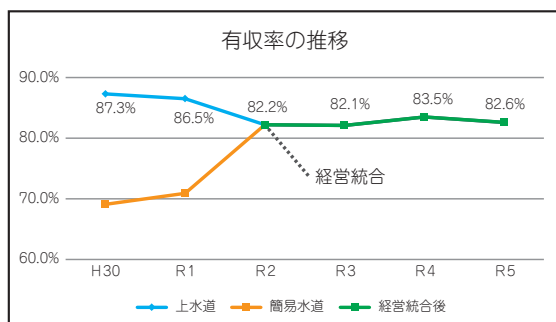
- 施設の老朽化に伴う更新等、費用が増加する一方で、人口減少等による料金収入の減少が続いており、料金体系や維持管理も含め、中長期を見通した経営が必要となります。

④ 未普及地域への安全な水の安定供給

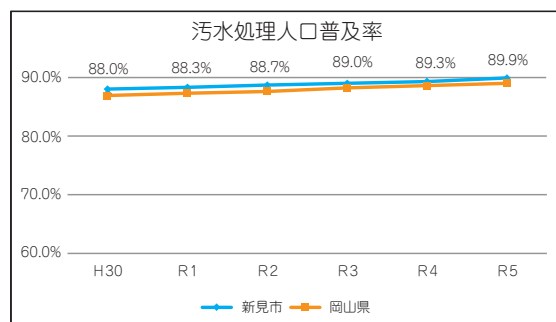
- 現在、上水道が普及していない人口は1,350人で、地域や個人で整備した水道施設を使用しています。未普及地域でも安全・安心な水を確保できるよう支援する必要があります。

⑤ 事業運営に必要な体制の維持・強化

- 安定的なインフラサービスを提供し続けるためには、組織の体制維持と更なる強化が必要となります。また、同時に民間資源の活用やDXによる事業の効率化も検討する必要があります。



資料：上水道課調べ



資料：下水道課調べ



効率的で持続可能な事業運営で 安全・快適なサービスを提供する

主要な施策・取組

① 計画的な施設の更新

- 今後の水需要に応じた浄水施設の再編や施設能力の分析、老朽管の更新等、コスト削減を行いつつ適切な費用負担による計画的な施設・設備の更新を進めます。
- 施設の耐震化を計画的に進め、災害に強いインフラ整備を行います。
- 下水道事業の持続のため、ストックマネジメント計画に基づき、既存の施設等に対して、優先順位を考慮した計画的な改修等を行い、良好な状態の維持と事業費削減及び平準化に努めます。

② 積極的な施設の統廃合

- 上水道施設について、施設統廃合を積極的に行うことで事業費の削減を図ります。
- 浄水場などの保守点検業務など、施設管理の共同化を進めます。

③ 収入の確保と健全な運営体制の構築

- 施設更新と需要の見通しを的確に把握し、料金改定も含めた長期的な資金確保計画を立て、収入の確保と健全な運営体制の構築に努めます。

④ 未普及地域への支援

- 上水道未普及地域については、地域や個人で整備した水道施設への補助等を通して引き続き支援を実施します。

⑤ 民間資源の活用やD Xを活用した事業の効率化

- 指定管理者制度や包括的民間委託、コンセッション^{■用語}を含むPPP^{■用語}／PFI^{■用語}方式等の導入に向けて検討します。
- D Xを推進し、事務の効率化・省力化に努めます。

達成目標	指標	単位	現状値(R5)	目標値(R11)	
	水道有収率	%	82.6	84.0	↗
	下水道普及率	%	89.9	91.0	↗

コンセッション

国や地方自治体が土地や建物などの所有権を保有したまま公共インフラの運営権を一定期間、民間企業に売却すること。

PPP (Public Private Partnership)

官民が連携して公共サービスの提供を行う取組のこと。

PFI (Private Finance Initiative)

公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営において、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行う取組のこと。



5-1 道路

現状と課題

道路は、日常生活や地域の経済活動を支える基本的な都市基盤であり、自動車、歩行者などの移動だけでなく、市街地形成といった役割を果たしています。さらに、水道や下水道などのライフラインを収容するとともに、災害時の避難路、延焼防止などに必要な空間としての役割も担っています。

本市は、中国自動車道と国道180号、国道182号、主要地方道新見勝山線などの幹線道路で、東西、南北と広域に結ばれており、広域交通網が確保できています。

引き続き、広域幹線道路網や身近な生活道路の整備など、その事業効果を見極めながら計画的な整備を進める必要があります。

① 広域幹線道路網の整備

- 人の移動や経済活動を安定的に支えていくためには、広域幹線道路網は欠かすことができません。アクセス性が高く、災害などに強い道路網の整備を進めていく必要があります。

② 災害に備えた道路整備

- 平成30年7月豪雨災害では市内各所で道路網が寸断され、孤立集落の発生や、避難や物資の輸送に支障が出たことから、災害などに強い道路整備が必要となっています。

③ 市民生活を支える道路整備

- 新たな道路整備や既存道路の改良については、安全確保など緊急性の高い路線から優先的に計画し、地域の実情にあった整備を進める必要があります。
- 市街地の狭あい道路では、側溝蓋の整備や待避所の設置、電柱の移転など、歩行者の安全空間の確保に努める必要があります。

④ 道路等の維持管理

- 道路管理では、地域住民による道路愛護会活動が大きな役割を果たしています。市内で約300団体が活動を行っていますが、人口減少や高齢化の影響により、活動が維持できないという意見も増えてきており、冬期の除雪作業を含め、今後の維持管理方法を検討する必要があります。

⑤ 交通網の有効活用

- これまでの大都市圏からの車両交通は、中国自動車道を経由し、市域のほぼ中央に位置する新見ICの利用が中心となっていました。これからは、24時間化が実現した大佐スマートICを活用した新たな観光ルートの形成や物流の効率化などにより、経済活動の活性化を図っていく必要があります。



災害に強く 機能的な 道路ネットワークを確保する

主要な施策・取組

① 国道・県道の整備充実

- 国道・県道については、関係機関と連携し、優先順位を定めた上で整備を推進するとともに、県から権限移譲された県道の計画的な整備に努めます。

② 安全で災害に強い道路網整備

- 災害時におけるライフライン確保の観点から、う回路などの想定に基づいた道路整備を進めます。
- 狭あい道路の解消を進めるとともに、歩行者空間の整備を推進し、安心して通行でき、歩行者に優しい道路環境づくりに努めます。
- 通行の安全確保と防災の観点から、法面保護などの災害対策を進めます。

③ 効率的な維持管理に向けたD X等の取組

- G P S 端末を利用した除雪管理システムやタブレット端末を利用した道路点検パトロールシステムを活用するなど、維持管理体制の強化を図り、通年にわたり効率的な道路交通の安全確保に努めます。
- 市民から道路等危険個所の情報提供を受ける通信アプリを活用し、迅速かつ効率的な維持管理に努めます。
- 冬期の除雪体制維持のため、車両などの計画的な更新を図り、事業者と連携した効率的な体制整備を進めます。

④ 橋梁・トンネルの長寿命化の促進

- 橋梁・トンネルの定期的な点検及び計画的な修繕により、施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコスト^{■用語}の縮減に努めます。

⑤ 高速道路の有効活用

- 24時間化を行った大佐スマート I C について、引き続き、観光や経済活動、防災体制強化の観点から、大型車両の利用実現に向けて取り組みます。
- 関係団体と連携し、大佐スマート I C や岡山自動車道の利用促進を図ります。

達成目標	指標	単位	現状値(R5)	目標値(R11)	
	道路改良延長（市道・県道）	m／年	2,509	1,000	→
	道路舗装面積（市道・県道）	m ² ／年	6,006	4,000	→
	長寿命化対策橋梁数	橋／年	8	7	→

ライフサイクルコスト

製品や構造物などの費用を、調達・製造から使用、廃棄までの段階を総合的に考えたもの。



5-2 住環境・都市づくり

現状と課題

総人口の約4割が居住している市街地は、都市計画に基づいたまちづくりを進めてきたことにより、都市機能が集積し、本市の経済・市民生活を支える拠点地域となっています。また、民間による住宅団地造成などが進んでいることもあり、若い世代の居住が進んでいる状況にあります。

市内の住宅状況は、持ち家の割合が県や全国と比較して高い傾向にあります。住宅総数は減少傾向にありますが、その中に占める空き家の割合は微増している状況にあります。

市全域に30団地307戸の市営住宅を整備しており、1団地あたり9戸以下の小規模な団地が多いことが特徴です。近年、地域により入居希望者数に差が生じることや、入居者の年齢層に偏りが見られることから、今後は、地域や年齢層などのニーズに配慮しながら、施設の適正配置を検討する必要があります。

都市公園は17か所を整備しており、都市計画区域内の市民一人当たりの公園面積は、26.04㎡/人であり、県平均の約2倍と高い水準を維持しています。

① 人口減少による市街地の活力低下

■商業、医療、福祉等の生活サービス施設は、一定の利用圏人口に支えられています。市街地を含めた市の人口が減少していくと施設の撤退が進み、市街地の活力や生活利便性の低下が懸念されます。

② 空き家率の上昇

■空き家は、所有者だけの問題ではなく、近隣にも大きな影響を与える存在となっています。人口減少・高齢化の進行により、本市の空き家率は上昇傾向にあり、空き家・空き地が増加することで、まちの活力低下や治安の悪化が懸念されます。

③ 市営住宅の老朽化

■市営住宅は、建設から相当の年数が経過したものの割合が高く、これらの計画的な整備・改修等により、住宅の質の向上を図る必要があります。

④ 多数ある耐震性の低い木造住宅

■震度6以上の地震で倒壊する危険性が高い1981(昭和56)年5月以前の基準で建築された木造住宅等、耐震性の低い住宅は市内に約33%(令和元年度推計)存在し、その多くに高齢者世帯が居住しています。
■阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などによる圧死・窒息死が死因の約9割を占めていたことから、木造住宅の耐震化を進める必要があります。

⑤ 公園施設の老朽化

■公園は、都市景観を形成し、子どもたちの遊び場、市民の憩いの場、災害時の一時避難地などその役割は重要ですが、施設の老朽化などにより、市民の利用低下が進んでいます。



快適な住環境を提供するとともに 魅力的で持続可能な都市をつくる

主要な施策・取組

① 市街地の拠点性の向上・にぎわいの創出

- 都市計画区域については、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に基づき、拠点ごとの特性を活かした適切な立地誘導により、必要な機能が集約した効率的で利便性の高い市街地の構築を目指します。特に新見駅周辺においては、駅のバリアフリー化や南北自由通路の整備、公共空間活用の検討を進めるなど、エリアの利便性・拠点性の向上を目指します。
- 市街地のにぎわい創出については、新見駅周辺まちづくり基本構想の実現に向け、官民連携による持続可能なまちづくりを進めます。
- 金谷地区において、土地区画整理事業を実施し、新たな居住エリアの形成、都市計画道路の整備による交通利便性の向上を図ることで、人口流入を促します。また、若者や子育て世代を惹きつける新市街地整備を進めることで、若い世代の市内定住を目指します。

② 空き家対策の推進

- 空き家対策を検討するためには、総数や個々の物件の状況を把握する必要があることから、定期的に空き家の実態調査を実施します。
- 実態調査により、健全な空き家と判定されたものは、その利活用を推進します。また、特定空家（倒壊等保安上著しく危険な空き家）や管理不全空家（放置すれば特定空家になる空き家）と判定されたものは、適切な対策を検討し、特定空家については除却を推進します。

③ 市営住宅の計画的な整備と適切な維持管理

- 市営住宅長寿命化計画に基づき必要量の確保と維持管理コストの低減を図るため、需要の低い小規模住宅を廃止するとともに、子育て世帯を支援する住宅整備や施設のバリアフリー化を推進します。

④ 木造住宅の耐震化支援

- 住宅の耐震化を進めるため、木造住宅の耐震診断や耐震改修を支援します。
- 高齢者等の災害弱者を守るため、高齢者等の住宅の部分耐震改修、耐震シェルターや防災ベッドの設置等を支援します。

⑤ 公園施設の適正な管理

- 公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の必要量の確保と維持管理コストの低減を図るとともに、公園樹木の適正な管理を行い都市環境の維持・向上に努めます。
- 公園施設の改修に合わせて遊具等のインクルーシブ化^{■用語}を図り、誰もが利用できる公園づくりを推進します。

達成目標	指標	単位	現状値(R5)	目標値(R11)	
	現在の住居に満足している市民の割合	%	82.2	85.0	↗
	特定空家除却件数（通算）	件	70	190	↗

インクルーシブ遊具

障がいの有無などにかかわらず、様々な人々が一緒に楽しさを共有し遊べるように設計された遊具のこと。



5-3 デジタル・情報通信

現状と課題

本市では、市内全域に光ファイバ網を敷設し、平成17年度から新見市ラストワンマイル事業に取り組んでおり、各世帯・事業所で高速なインターネットが利用できる環境にあります。現在は、告知放送やケーブルテレビ、インターネット、ＩＰ電話などのサービスを多くの市民が利用しており、市民生活に欠くことのできないインフラとなっています。また、庁舎や図書館、避難所となっている施設などにフリーWi-Fiを整備しており、平時だけでなく、災害時の通信手段も確保しています。

令和2年度、国において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることが示されました。また「自治体DX推進計画」が策定され、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において確実に進めていくこととされています。本市においても新見市DX推進本部を設置するとともに、新見市DX推進方針を策定し、行政事務の効率化、デジタル技術の活用による暮らしの利便性の向上や地域課題の解決、新たな価値の創出等に向けた各種施策を実施しています。

日々進歩し続けるデジタル技術に対応しながら、デジタルインフラを安定的に運営するとともに、誰もが利用しやすいサービスを整備し、便利で快適に暮らせるまちを目指します。

① 市内全域に広がる広大な光ファイバ網の維持

- 本市では、ケーブルテレビが70%、インターネットが47%、ＩＰ電話が24%の加入率があり、市民生活に不可欠なインフラとなっています。そのため、通信設備の適切な更新などを行い、安定的かつ継続的な運用を図る必要があります。
- ブロードバンド■用語化の進展に伴い、通信サービスや映像サービスで大容量のデータを送受信する機会が増加しており、それに対応する機器設備の更新や運用が必要となります。
- デジタルデバイス■用語の多様化により、様々な場面でインターネットを利用するようになってきています。インターネットを効率的に利用するために、高速通信サービスの提供が必要不可欠となっており、新たなブロードバンドサービスの普及や発展が必要となっています。
- 通信速度の高速化や、法人向けや技術者向けのサービスなどを望む声もあり対応が必要となってくるため、通信事業者に対して通信サービスの更なる充実に向けた働きかけが必要です。

② デジタル化の現状

- 本市はラストワンマイル事業に取り組むことにより、早くからデジタル技術を積極的に活用してきました。特に教育分野においては、全小中学校の児童・生徒へのタブレット端末の配布や電子黒板の整備など全国に先駆けてＩＣＴ教育を実施しているほか、人型ロボットやドローンを使ったプログラミング教育など先進的な教育を実施しており、今後こうした取組は更に重要となってきます。
- 新見市DX推進方針に基づき、住民票等のコンビニ交付や公共料金のスマートフォン決済導入など、デジタル技術を活用した各種取組を実施しています。今後も市民の利便性の向上のため、デジタル技術を活用した取組を進める必要があります。
- 誰ひとり取り残さないようにデジタル化を推進するため、導入するだけでなく、デジタル機器の利用支援やデジタルスキルの向上などを行う必要があります。

ブロードバンド

ブロードバンドネットワークの略で、高速で大容量の情報が送受信できる通信網のこと。



デジタルインフラの安定運営とともに 誰もが利用しやすいデジタルサービスを整備し 便利で快適に暮らせるまちを目指す

主要な施策・取組

① 光ファイバ網の安定運営、効率的な運営

- 各種サービスを安定して提供するため、市内全域に広がる広大な光ファイバ網の適切な設備保守及び機器更新等を実施します。
- 市民ニーズに合わせたサービスの多様化を図るため、運用事業者へ各種サービスの見直しや拡充などを働きかけます。

② 行政サービスのデジタル化

- 光ファイバ網を活用し、行政及び民間サービスのデジタル化を推進します。
- 市民の利便性向上のため、窓口業務のデジタル化を進めます。
- 証明書等自動交付サービスについて、設置箇所や内容の拡充を進めます。
- 税や手数料、使用料など市への納付についてキャッシュレス化を進め、その充実を図ります。
- 令和5年度にリニューアルしたスマートフォン等用アプリ「新見まちナビ」について、利用率の向上に努め、更なる活用を図ります。
- 市の公式SNSを拡充するなど、より幅広い層への情報伝達を行うとともに、様々なサービスの活用により、暮らしの利便性の向上を図ります。
- マイナンバーカードの普及促進及び利活用のための取組を進めます。

③ 誰一人取り残さない取組

- 子どもから高齢者まで全ての世代に対して、ＩＴリテラシー教育の実施を進めるとともに、デジタル人材の育成や確保に努めます。
- 行政のデジタルサービスを誰もが受けることができるように、スマートフォン教室などのデジタル活用支援を実施します。

	指標	単位	現状値(R5)	目標値(R11)	
達成目標	各種サービスの加入率	%	C A T V : 69.1 インターネット : 46.8 I P 電話 : 23.9	C A T V : 72.0 インターネット : 48.0 I P 電話 : 25.0	↗
	「新見まちナビ」 ダウンロード件数（通算）	件	4,200	5,200	↗
	マイナンバーカード交付率	%	83.1	85.0	↗

デジタルデバイス

デジタル製品の総称。コンピュータやプリンタを始め、スマートフォンやタブレットなどを指して使われる。



5-4 公共交通

現状と課題

本市の公共交通には、鉄道、民間路線バス、市営バス、乗合タクシー、民間タクシーがあります。鉄道については、新見駅が伯備線・姫新線・芸備線のＪＲ３線の結節点となっており東西南北への鉄道網が確保されています。

バスについては、民間事業者が運行する路線バスと市が直接運行する市営バスにより市域をカバーしています。

このほか、市では、移動の利便性向上や交通空白地を解消する目的から、エリア型デマンド交通^{■用語}である乗合タクシーの運行や市街地循環バスの運行支援などに取り組んでいます。

広大な市域に集落が点在するため、利便性などの理由で移動に自家用車を利用する人の割合が高いことや、人口減少などの影響から、鉄道、路線バスともに利用者は減少傾向にありますが、学生や運転免許の返納者など運転ができない人にとって公共交通は欠かせないものとなっていることから、地域のニーズに合った交通体系の整備を進める必要があります。

① 交通空白地の削減

■駅やバスの停留所から半径300m圏外や乗合タクシーのエリア外などについては、気軽に公共交通が利用できる環境ではないことから、交通空白地として定義しています。公共交通における地域間格差の是正とともに、運転免許を返納しても安心して暮らせるまちづくりの観点から、交通空白地の解消が必要です。

② 公共交通利用者の減少

■本市の主な公共交通の利用者は、通学利用の学生と自家用車を運転しない高齢者などです。今後、人口減少などの影響で、公共交通利用者の減少が予測されます。需要の掘り起こしや環境の整備など更なる利用促進の取組が必要です。

③ 次世代モビリティサービスへの対応

■公共交通の利便性向上の観点から、キャッシュレス決済などＩＣＴ技術を利用したシステムの導入を検討する必要があります。

■本市でも民間バス事業者や民間タクシーの乗務員不足が深刻化していることから、無人自動運転による移動サービスなど、次世代モビリティサービスへの対応について検討する必要があります。

市内公共交通利用者の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市街地循環バス	37,177	35,886	34,969	37,494	39,096
市営バス	35,903	31,356	30,755	27,912	22,573
ふれあいバス	1,057	933	777	462	426
乗合タクシー	—	—	894	4,542	8,352

交通対策課調べ
単位：人



持続可能な交通体系を確立する

主要な施策・取組

① 地域公共交通網の構築

- 交通空白地を解消するとともに、誰もが利用しやすい持続可能な地域公共交通となるように、鉄道や路線バスなどの幹線交通と乗合タクシーなどの支線交通を地域に適した形で運行する地域交通ネットワークの構築を進めます。
- 住民や地域運営組織などが主体となって行う地域での移動サービスを支援します。
- 路線バスなどの交通資源の見直しを行い、機能や資源の集約・統合を図るなど、効率的な公共交通体系の構築を進めます。

② 公共交通の利用促進

- 市民や企業、事業者と協働して、鉄道や路線バスなど公共交通の利用者増加につながる取組を進めます。
- まちづくりをはじめ、観光振興や交流人口に伴う施策や事業と連携し、利用促進に取り組めます。

③ 誰もが利用しやすい環境の整備と利便性向上

- 利用促進や利便性の向上を図るため、バス停などの環境整備を進めます。
- 誰もが利用しやすい公共交通とするため、市内外に対して運行情報などの情報提供を進めます。

④ デジタル技術を活用した環境整備

- 公共交通の利便性向上の観点から、キャッシュレス決済やAIを活用した予約システムなどデジタル技術を活用した環境の整備を進めます。
- 自動運転によるバスの運行などの次世代モビリティサービスについては、全国で実装に向けて実証が行われていることからその動向を注視し、導入の可能性について研究を進めます。

達成目標	指標	単位	現状値(R5)	目標値(R11)	
	市民アンケートにおける「公共交通」分野の満足度(加重平均)	—	1.60	1.70	↗
	公共交通空白地域の人口率	%	16.3	5.0	↘
	市が運行する公共交通の利用者数	人／年	31,351	37,500	↗

デマンド交通

予約があった時のみ運行する方式で、運行方式、運行ダイヤ、発着地(OD)の自由度の組み合わせにより、多様な運行形態が存在する。



6-1 自然環境・生態系

現状と課題

本市は、市域の大部分を森林が占め、「井倉洞」や「満奇洞」、「羅生門」などを含む地域が「高梁川上流県立自然公園」に、「大佐山」や「鳴滝」などを含む地域が「備作山地県立自然公園」に指定されています。岡山県の三大河川の一つである高梁川の源流域であるなど、自然環境に恵まれた地域であり、「羅生門」や「鯉ヶ窪湿性植物群」といった特有の自然環境により、全国的にも希少な動植物が数多く生息する場所も残っています。

また、日常生活や産業活動に伴って発生する大気汚染、水質汚濁、道路騒音などの問題は、市民や事業者による環境規制の遵守や下水道の普及などにより、近年、改善されています。

今後は、自然豊かな環境を守るため、生物多様性の重要性に対する地域全体の理解を高め、市民や事業者、行政が互いに取り組むべき課題・目標を共有し連携を強化するとともに、官民協働による環境保全の取組が求められます。

① 景観の保全・継承

- 市民アンケートでは、新見市での生活に不満であると答えた理由のうち、「自然が減り、まちの環境が悪化してきたから」と回答した割合が増加傾向にあるため、自然景観を守る取組を更に推進していく必要があります。
- 道路や河川、森林へのごみの不法投棄などに対する通報件数は、ほぼ横ばいで推移しており、引き続き不法投棄防止の取組を推進する必要があります。

② 水辺の保全

- 市内を流れる河川の水質は、環境基準を達成している状況にあり、引き続き河川の水質保全を続けていく必要があります。

③ 自然環境の保全

- 本市は、市域の86%を森林面積が占め、高梁川の源流域を持つ自然豊かな環境があり、大きな観光資源となっています。今後も経済活動との調和を図りながら、環境を維持していく取組が必要です。
- 中学生と高校生を対象に行った市民アンケートでは、新見市が好きな理由の一番に「自然が豊か、気候が良いから」が挙げられており、引き続き自然環境を保全する取組を継続して実施していく必要があります。

④ 生物多様性の保全

- 本市には、全国的にも希少な動植物が多数生息しています。しかし、地球温暖化や経済活動の進展などに伴って生息域の環境が脅かされており、これらの保護・保全に向けた取組が必要となっています。



誇れる豊かな自然と人が 共存できるまちを実現する

主要な施策・取組

① 不法投棄防止と景観美化の維持

- 民家が少ない地区の遊休地や河川では、樹木や雑草の繁茂が進んでおり、地域の自然景観を損ねるだけでなく、治水や防災といった公益機能も失われつつあることから、関係機関と連携して清掃活動等に取り組むことで景観美化に努めます。
- 県と連携して市内全域で監視活動を強化するほか、ごみの不法投棄を発見した際に、スマートフォンなどで通報できる仕組みの構築を検討するなど、ごみの不法投棄や野焼きの防止に取り組めます。

② 河川の美化と水質の維持

- 高梁川やその支川等の河川について、地域住民や関係団体と連携した清掃活動を推進することで、快適な水辺空間の保全・創出を図ります。
- 市内の川ごみ発生抑制は、海ごみ発生抑制にもつながることから、県や近隣市町村と連携し、河川の美化を図ります。
- 環境基準の達成のため、引き続き市内河川の水質汚濁状況の監視を実施し、良好な水質の維持を図ります。

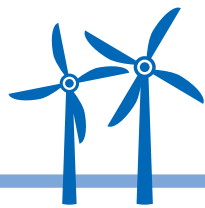
③ 自然公園等の保全

- 本市の恵まれた環境を守っていくためには、市民一人ひとりが環境保全に対する高い意識を持つことが必要ことから、環境への理解を高めるための啓発活動や学校での教育を積極的に進めます。

④ 動植物や生態系の保護

- 関係団体等と連携し、地域の希少野生動植物の生息・生育状況の情報収集やデータベース化に努めるとともに、特定外来生物の繁殖を防ぐ保護活動や生息・生育環境の保全活動を推進します。
- 本市の自然環境が育んできた希少な動植物の保護に向け、市民や関係団体と協働した取組を進めます。

達成目標	指標	単位	現状値(R5)	目標値(R11)	
	公共用水域における環境基準の達成率	%	100	100	→



6-2 脱炭素

現状と課題

近年、世界各地で自然災害が多発しており、その原因のひとつに二酸化炭素などの温室効果ガスの放出によって、地球の平均気温が上昇する地球温暖化などの気候変動が挙げられます。本市においては、平成30年7月豪雨や令和元年9月集中豪雨で甚大な被害が発生しており、このまま地球温暖化の進行を放置すれば、近い将来、社会や生態系が更に過酷な気候変動の影響を受けると懸念されています。

このため、地球温暖化を防止し、気候変動を緩和するための行動として、本市では、再生可能エネルギー設備の導入や省エネルギー行動を推進することで、2030年にゼロカーボンシティ^{■用語}の実現を目指しています。

本市の二酸化炭素排出量の部門別割合は、産業部門が最も高く、次いで運輸部門、家庭部門、業務その他部門、廃棄物部門の順番となっています。産業部門をはじめ、各部門での脱炭素の取組が求められており、引き続き市民、事業者と連携しながら、省エネルギー化の徹底、再生可能エネルギーの導入、水素など次世代エネルギーの利活用を推進し、温室効果ガスの削減に一層取り組む必要があります。

① エネルギー使用量の削減

- LED照明や省エネ家電への買い替えなどを推進し、省エネルギー化を進めていく必要があります。
- 全国的にネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH^{■用語}）やネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB^{■用語}）と呼ばれる高い断熱・省エネ・創エネ性能を持つ住宅やビルの普及が進んでおり、本市でも普及に向け啓発を実施していく必要があります。

② 化石燃料依存からの脱却

- 市民アンケートでは、環境分野で力を入れるべきものとして、「再生可能エネルギーの導入や環境教育」と回答した割合が最も高く、再生可能エネルギーの導入に対する施策が求められています。
- 電力会社から供給される電力は、主に化石燃料を使用する火力発電により生成されていることから、太陽光発電やバイオマス発電などの化石燃料に依存しない再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、バイオガスや小水力発電、水素などの次世代エネルギーの導入を検討していく必要があります。
- 電気自動車への買い替え促進、次世代自動車の導入、公共交通の利用促進などにより、移動に伴うエネルギー使用量の削減や脱化石燃料を進めていく必要があります。
- 公共施設、家庭、事業所で使用する機械や機器などには、化石燃料を動力とするものが多くあるため、再生可能エネルギーを動力とするものに転換していく必要があります。

③ エネルギーの地域循環

- 地域内でつくられた再生可能エネルギーを地域で消費するエネルギーの地域循環が求められています。
- J-クレジット制度^{■用語}の導入を検討するとともに、クレジットの地域循環についても検討する必要があります。

④ 気候変動の影響への適応

- 気候変動を抑制する取組を行うとともに、その影響に適応する体制やインフラの整備が求められます。

ゼロカーボンシティ

二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間で、均衡を達成している、二酸化炭素排出量実質ゼロの自治体のこと。



ゼロカーボンシティの実現を目指す

主要な施策・取組

① 省エネルギーの推進

- 公共施設における省エネルギー化を図るため、LED照明や省エネ型の空調設備への交換を実施するとともに、高断熱化、エネルギーマネジメントシステムの導入などを進めます。
- 家庭における省エネルギー化を図るため、ZEH住宅の建設や高断熱化工事、省エネ家電への買替の必要性を啓発していきます。
- 事業所における省エネルギー化を図るため、省エネ診断の実施や高効率機器への更新を促進します。

② 再生可能エネルギー、次世代エネルギーの導入

- 公共施設の屋根や遊休地を活用した太陽光発電設備の設置を進めるほか、バイオマスボイラーの活用や次世代エネルギーの導入を検討します。
- 家庭での脱炭素を進めるため、太陽光パネルや蓄電池の設置などを支援します。
- 木質バイオマス発電の燃料となる、未利用材の供給体制を強化します。

③ 脱炭素型まちづくりの推進

- 公共交通の利用を促進し、自家用車の利用抑制を図るほか、電気自動車の普及を進め、移動で発生する二酸化炭素の抑制に努めます。
- 森林の持つ二酸化炭素の吸収機能を十分に発揮させるため、適正な森林整備を推進するとともに、J-クレジットの利用に向け調査・検討を行います。

④ 気候変動適応策の推進

- 災害に強いまちづくりに向けて、防災拠点や避難施設に太陽光発電設備や蓄電池による自立・分散型電源を導入し、災害発生時の非常用電源として利用できる体制を構築します。
- 市内の公民館をクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）として指定し、熱中症特別警戒アラートが発令された際の避難施設として活用します。

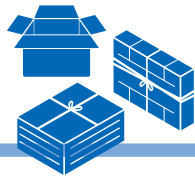
達成目標	指標	単位	現状値(R4)	目標値(R11)	
	再生可能エネルギー導入量	kW	89,490	115,450	↗

ZEH (Net Zero Energy House)、ZEB (Net Zero Energy Building)

断熱性や省エネルギー性能を上げて消費エネルギー量を削減し、太陽光発電等でエネルギーを創ることにより、年間に消費するエネルギー量の収支が実質ゼロの住宅や建物のこと。

J-クレジット制度

省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素の排出削減量や、適切な森林管理による二酸化炭素の吸収量をクレジットとして国が認証する制度。



6-3 廃棄物・資源循環

現状と課題

市内では、日常生活や産業活動に伴って多量のごみが排出されており、一般廃棄物は家庭系ごみと事業系ごみに区分して収集し、廃棄物処理施設で焼却または埋め立て処理を行っています。

本市が収集・処理している一般廃棄物は、分別収集を徹底することで再資源化を図るとともに、資源回収団体に対する助成、プラスチック類の資源回収の開始、ごみ袋の有料化などにより、ごみの減量化対策に取り組んでいます。ごみの総量は横ばい傾向にありますが、循環型社会の実現が求められる中、更なるごみの減量化に向けた取組が求められています。

循環型社会の実現には、3R^{■用語}の取組が必要不可欠です。更なる3Rの促進のため、排出された廃棄物を、新たな「資源」として経済活動の生産・消費・廃棄といった複層的な段階で再活用するなど、廃棄物の減量と合わせ、資源を循環させる持続可能な仕組みが必要となっています。

① 廃棄物の減量・資源化の推進

- 本市のリサイクル率は、全国平均と比較して低い状態にあるため、3R活動を促進し、資源化やごみの減量化を更に進める必要があります。
- 事業所や産業団体と協力し、リサイクル技術や廃棄物処理方法の研究を行うなど、資源の地域内循環を促進し、廃棄物の減量化を図る必要があります。

② 廃棄物の適正処理の推進

- 廃棄物の適正な処理の持続及び効率化のため、廃棄物処理施設の長寿命化を図るとともに、老朽化した施設については更新する必要があります。
- 効率的な廃棄物の処理を行うため、近隣市町村と連携し、ごみの種類に応じた広域処理について検討する必要があります。
- 廃棄物の再資源化を図るためには、新たな施設や設備などの検討が必要です。

3 R (Reduce・Reuse・Recycle)

リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）の3つの頭文字をとったもの。



環境負荷の少ない 循環型社会への転換を目指す

主要な施策・取組

① 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

- 児童を対象とした環境学習事業や市民向けの広報活動を実施するなど、3Rの啓発を行い、環境意識の向上を図ります。
- マイバッグ運動やマイボトル運動などを推進し、日常生活の中でごみを生まない意識の普及に努めます。
- 広報活動などにより、食品ロスを減らすためのライフスタイルの転換を推進します。
- 環境学習や3Rを進める拠点施設として、リユースセンター（リサイクル施設）の整備を検討します。

② 再資源・省資源の取組強化

- 住民組織が主体となって行うリサイクル活動を支援するなど、ごみの減量化、再資源化を進めます。
- プラスチック製品の使用、受け取りをできるだけ抑えるよう広報活動を行い、省資源化を推進します。
- 生ごみ減量化に向け、生ごみ処理機の購入を促進するとともに、生ごみの資源化について検討します。
- 事業所から排出されるごみの減量化を促進するため、社内教育活動を奨励し、再資源化などに対する意識醸成を推進します。
- リサイクルが実施できる市内の事業所と連携し、ごみを資源に変え、地域内循環を行うための研究を行います。

③ ごみの適正処理体制の構築

- 家庭におけるごみの分別方法について、ホームページやスマートフォンなどで確認できる仕組みにより、適正なごみ分別の啓発に努めます。
- 近隣市町村間でごみ処理の状況について情報共有を図り、ごみの種類に応じた広域処理について調査・研究を進めます。

④ 計画的な施設の整備

- 埋め立て完了が近づいている新見市処理センターの次期整備計画を策定します。
- 可燃ごみ焼却場である新見市クリーンセンターは、稼働開始から25年以上経過していることから、長寿命化を図りながらライフサイクルコストの縮減に努め、将来的な整備方針を検討します。
- 廃棄物の再資源化を図るため、新たに資源ごみの一時保管場所となるストックヤードの設置を検討します。
- 災害廃棄物の発生などに備えるため、災害時等の廃棄物処理に関する相互支援協定に基づき、広域的な支援体制を強化します。

達成目標	指標	単位	現状値（R5）	目標値（R11）	
	1人当たりのごみ排出量	g/日	838	800	↘
	家庭ごみのリサイクル率	%	18.4	20.2	↗



7-1 交流

現状と課題

本市の歴史文化や教育分野では、国内他自治体の団体等との交流が継続的に行われています。今後は、SNSや動画投稿サービスの進展に伴い、ソーシャルメディア^{■用語}を活用することで交流が更に進むものと思われます。

コロナ禍であったここ数年は、国内においても直接対面による交流を控えることを余儀なくされた一方で、新たな手法としてインターネットを利用したオンラインによる交流の需要が増加しています。こうした手法の活用や、従来どおりの対面での交流などを通じ、歴史文化や教育分野などにおいて本市と関わりのある他自治体とのつながりを深化させ、本市の魅力を再認識する機会を創出する必要があります。

本市における国際交流は、これまで信陽市瀕河区（中国）、ニューパルツヴィレッジ（アメリカ）及びシドニータウン（カナダ）の3都市と友好・姉妹都市協定を締結し、市民レベル、行政レベルでの交流を進めてきました。現在は、市民団体である新見市国際交流協会を中心とした交流が行われており、同協会の活動を支援することで、異なった歴史や文化・風土に触れる機会を設ける取組を進めています。

① 国内交流の現状

- 歴史文化や教育分野では、国内の関係団体との交流を行っており、こうしたつながりをきっかけとして、他自治体などとの相互交流を検討する必要があります。
- 市民アンケートの結果によると、国内交流分野についての重要度が低くなっています。国内交流の更なる充実を図りながら、市民に対してその意義や重要性などについて啓発するとともに、本市の魅力を再認識する機会を創出する必要があります。

② 外国人市民の増加

- 本市においても、市内在住の外国人数は増加傾向にあるとともに、観光などにより本市を訪れる外国人も増えつつあります。今後、市民が外国人と触れあう機会も増加することから、互いに違いを認め、共に生きていく多文化共生の社会を実現していくことが必要です。

③ コロナ禍による国際交流の停滞

- コロナ禍に伴う行動制限で、協会による訪問団の派遣や、中高生の短期留学等の対面での交流が行えない時期がありました。今後は、対面交流を含め、コロナ禍で停滞していた国際交流を再開させる必要があります。

ソーシャルメディア

ブログ、SNS、動画共有サイトなどの、利用者が情報を発信・共有・拡散することによって形成されるメディア（情報伝達媒体）のこと。



多様な交流を推進し 住む人皆が幸せを感じるまちを目指す

主要な施策・取組

① 多様な交流の促進

- 国内交流や国際交流などを通して、他地域・団体等とのつながりを深めるとともに、市民が異なる歴史や文化・風土に触れる機会を創出します。
- 次代を担う子どもたちに交流機会を提供するため、自然や環境といった本市の資源を活用した交流や、さらには文化・スポーツ・歴史といった幅広い分野で交流を進めます。
- 新見公立大学や市内高等学校において、国内他地域との交流活動を支援します。
- 交流の経緯や意義などを市民に広く周知し、本市の魅力を再認識する機会を創出します。

② 多文化共生の推進

- 日本語講座、国際交流ふれあいデイなどを実施し、市内在住の外国人も、地域の一員として安心して生活できる環境づくりを目指します。
- 友好・姉妹都市など、海外の都市との様々な分野での交流に取り組む市民団体などを支援します。
- 学校での国際理解教育の推進や市民を対象とした外国と日本の文化、習慣、言語の違いを学ぶ事業やイベントの開催に取り組みます。

③ 友好・姉妹都市との相互交流の推進

- 友好・姉妹都市への訪問団の派遣や、中高生の短期留学の実施等により、国際的な視野をもつ人材の育成を図ります。

達成目標	指標	単位	現状値(R5)	目標値(R11)	
	国際交流事業の参加人数	人／年	299	300	→



7-2 移住・定住・関係人口

現状と課題

人口の東京一極集中に歯止めがかからない中、本市でも各種移住施策を展開しており、主に就農や自然に囲まれた生活などを目的とした移住者の受入れを行ってきました。

しかし近年では、テレワークの普及により、「転職なき移住」、「多拠点居住」といった新たな移住ニーズの発生や、若い世代を中心に定住志向が低下していることもあり、定住ありきの施策からの転換が求められています。

一方で、本市の大きな課題として、就職時における若い世代の流出があります。若い世代に選ばれる就職先の確保や住環境の整備、利便性の向上など、定住につながる施策に取り組む必要があります。

関係人口については、令和3年2月13日から「ふるさと市民制度」を開始し、順調に登録者が増えています。また、本市へのふるさと納税寄附者数と寄附金額は、いずれも増加傾向にありますが、更なる関係人口の創出に向け、これらの取組をより一層推進する必要があります。

① 他自治体の移住・定住施策との差別化

- 全国の自治体が移住者の受入れを進めているため、移住のターゲットを明確にするとともに他地域との差別化を図り、本市の強みを活かした魅力的な施策を検討していく必要があります。
- 定住施策については、子どもの医療費無償化などの財政的支援が全国的に進んでいます。給付型の支援だけでなく、様々な面で、本市独自の定住施策を実施し、市民のウェルビーイング^{■用語}を向上させ、生活満足度を高める必要があります。
- 選ばれるまちにするためには、移住・定住施策を効果的に情報発信していく必要があります。各施策のターゲットに共感されるような情報発信の方法や施策を検討し、実施する必要があります。

② 新たな移住ニーズの高まり

- テレワークや多拠点居住など、新たな生活スタイルが広がっています。多様な働き方や価値観などに対応した受入体制を、地域と協働して構築していく必要があります。
- 近年では、住みやすいまちやチャレンジしやすいまちなどが移住先として注目されています。本市でも、多様な人材と市民との交流を促すとともに、起業や地域課題の解決など様々なことに挑戦する人を支援し、人が人を呼ぶ好循環を生み出す必要があります。
- 移住希望者と地域をつなぐ最初の窓口として移住交流支援センターを設置しています。新たな移住ニーズの相談にも対応できるようにするとともに、今後も移住希望者や市民などが気軽に相談できるようセンター機能の充実を図る必要があります。

③ 交流機会の創出とさらなる充実

- ふるさと市民の登録は増加傾向にありますが、より一層本市への愛着心を高めてもらえるよう、交流機会を創出し、更なる増加を目指す必要があります。
- ふるさと納税の更なる推進には、本市の魅力的な返礼品の認知向上を図る必要があります。また、ふるさと納税を契機とした関係人口の創出を図り、本市と接点を持つ人を増やす取組を推進する必要があります。

ウェルビーイング

身体的、精神的に健康な状態にあることに加え、社会的、経済的にも満たされた幸福な状態にあること。



市民のウェルビーイングが向上し 人が流入するまちを実現する

主要な施策・取組

① ターゲットを絞った移住・定住施策の展開

- 農業や林業における担い手確保の取組と連携した移住者確保策を積極的に進めます。
- 移住や定住につながる様々な施策について、それぞれのターゲットに向けた効果的な情報発信を行います。
- 若い世代の流出が大きな課題であることから、特に若い世代が定住しやすい環境づくりに努めます。
- 各分野で本市独自の定住施策を実施するなどして、市民のウェルビーイングの向上を図ります。

② 新たな移住ニーズへの対応と受入体制の充実

- 空き家利活用の推進やテレワーク環境の整備など、「転職なき移住」や「多拠点居住」といった新たな移住ニーズに対応した施策を展開します。
- 移住交流支援センターについて、移住希望者や市民が来訪しやすい環境を整えるなど、機能の充実に努めます。
- 多拠点居住者や複業人材などを積極的に誘致することで、ひとの流れを生み出し、新たな交流や新規ビジネスの創出を図ります。
- 地域おこし協力隊やローカル起業家の支援を行うなど、新たなチャレンジを支援します。また、本市の地域課題をビジネスチャンスと捉える都市部企業を誘致し、地域課題の解決と地元雇用の創出を図ります。

③ 関係人口の増加と交流の充実

- 市外のイベントで、本市の魅力的なふるさと納税の返礼品と観光地を組み合わせたPR活動を行うなど、積極的な広報により更なる関係人口の増加を図ります。
- ふるさと市民と地域の方が交流できるイベントやツアーを実施するなど、市民やふるさと市民がより一層本市への愛着心を高める施策を展開します。
- ポータルサイトの充実やデジタルを活用した広報活動を積極的に実施し、ふるさと納税を推進します。また、継続的に寄附をしてくれる人が増えるよう、寄附金を活用した事業や、返礼品を生産する事業者の「本市で生産活動する思い」なども積極的に広報するなどして、本市への愛着が更に深まるよう取り組みます。

達成目標	指標	単位	現状値 (R5)	目標値 (R11)	
	人口の社会増減数	人／年	△173	△150	↗
	ふるさと納税寄附金額	千円／年	132,527	230,000	↗
	ふるさと市民登録者数 (通算)	人	371	700	↗



7-3 コミュニティ・NPO・ボランティア

現状と課題

市内には800以上の自治組織があります。相互扶助の考え方で地域社会を支えてきたコミュニティ組織であり、本市が進める施策もこの自治組織を単位として進めてきた経緯があります。

しかし、人口減少や少子高齢化、ライフスタイルの多様化などにより、自治組織に加入する世帯の割合が低下傾向にあります。これに伴い地域における人と人の結びつきが希薄化し、活力と自治力が低下している地域も見受けられます。このため、平成30年度から、「夢と希望をもって、人と地域が元なまちをつくる」をテーマに、新見市版地域共生社会の構築を目指す取組を進めています。

また、将来にわたって誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らしていくためには、住民だけでなく、企業や事業者のほか、NPO ■用語やボランティア団体など、多様な主体がまちづくりに参画することが求められています。本市でも様々な団体が活動を行っていますが、今後、こうした団体の活動を支援し、その裾野を広げていくための取組が必要です。

① 限界集落、危機的集落の増加

- 本市では総集落数の3割以上が、限界集落または危機的集落に該当しており、集落機能を維持できなくなる地域もあることから、早急に効果的な対策を講じることが求められています。
- 本市では、小規模多機能自治を担う地域運営組織の設立を進めています。令和5年度までに21地域で設立されており、引き続き市内全域に広げていくための取組や支援を継続的に行う必要があります。

② 住民同士のつながりの希薄化

- 社会情勢の変化などにより、住民同士のつながりの希薄化が懸念されます。年齢や性別などに関係なく、協働することによって地域を創っていく全員参加型の社会の構築に向けて、全市的に取り組む必要があります。
- 地域活動等の維持及び強化による地域全体の活性化及び地域の自立促進を図るため、地域住民が主体的に参画し、明るく住みよいまちを目指した地域づくり活動を行う団体を支援することが必要です。

③ 若者の地域活動への参画・参加

- 地域活動には大人だけでなく、若者や子どもも参加し、幅広い世代の意見を反映することが必要です。
- 地域活動に積極的に参加できるよう、小中学生や高校生のボランティア活動を推進する必要があります。

④ 地域活力の低下

- 人口減少や少子高齢化に起因する諸問題は、地域活力の低下にもつながるため、地域の活性化や地域課題の解決に向けた取組の推進が必要です。
- 新見公立大学がある利点を最大限に活かし、同大学のもつ様々な資源の有効活用を図ることが必要です。
- 市内で活動するNPOやボランティア団体が地域と連携してまちづくりができるよう、その活動内容を周知・情報共有する取組が必要です。

NPO (Non-Profit Organization)

民間非営利団体などと訳され、利潤の追求や利益配分を行わず、自主的・自発的に活動する、営利を目的としない組織や団体の総称。



住民が主体となり 一人ひとりの暮らしと 生きがい、地域と共に創っていく社会を実現する

主要な施策・取組

① 協働による地域づくりの推進

- 自助、互助、共助、公助といった地域共生社会を支えてきた機能が発揮されるよう、市民と行政の協働によるまちづくりを進めます。
- 地域において小規模多機能自治の機運醸成を図り、地域住民が地域づくりについて話し合い、課題解決を図る地域運営組織の設立を支援します。
- 地域運営組織間での情報共有が活発に行えるための仕組みづくりを進めます。
- 地域運営組織が制限なく自主的活動を行えるよう、一括交付金制度による財政支援を行うほか、地域運営組織の自立に向けた自主財源確保の取組を支援します。

② 住民同士のつながりの維持

- 廃校舎などの遊休施設や公共施設の有効活用などにより、地域が主体となって活動することができる環境の整備を図ります。
- 地域活動等の維持や地域全体の活性化を図るため、地域づくり活動を行う団体を支援します。

③ 全員参加型の社会の構築

- 一般的に地域社会への関心が薄いとされる若者世代や、将来、地域を支える人材として期待される子どもたちの地域活動への参加を促進します。
- 小中学生・高校生などのボランティア活動を促進し、早い段階からボランティア活動への関心を高める取組を進めます。

④ 新見公立大学・NPO・ボランティア団体との連携

- 新見公立大学との連携により、地域支援に取り組む体制の整備を図り、学生や教員と地域との交流を通して、地域活力の向上や課題解決につながる取組を進めます。
- NPO活動やボランティア活動への理解を深め、活動へ参加する人の増加につなげるため、情報発信や講演会などの開催に取り組みます。

達成目標	指標	単位	現状値(R5)	目標値(R11)	
	地域運営組織の組織数（通算）	団体	21	40	↗
	地域活動への参加意欲のある市民の割合	%	61.4	85.0	↗
	大学が行う取組へ参加したことがある市民の割合	%	33.1	35.0	↗
	市内行事に参加したことがある大学生の割合	%	43.6	60.0	↗



7-4 人権・パートナー

現状と課題

全ての人が幸せに暮らすために保障されている人権への理解を深めるため、本市では、これまでも人権問題などに関する相談をはじめ、学校教育や社会教育、広報活動などあらゆる場面において人権尊重の普及・啓発に努めてきました。しかし、未だに誤った認識や偏見による様々な人権問題が存在しているほか、価値観の多様化といった社会変化などにより、インターネット上でのひぼう中傷等の新たな人権問題も発生しており、より一層、様々な人権問題の解消、人権尊重の意識向上に取り組むことが求められています。

男女共同参画社会への意識や理解は進んできていますが、固定的な性別役割分担意識は依然として残っています。また、様々な分野への女性の参画も進んできていますが、十分とは言えない状況です。本市では、男女共同参画を進める拠点として男女共同参画プラザを設置し、相談事業や啓発事業を進めており、引き続き積極的な取組が必要となっています。

ライフスタイルの変化や多様な価値観の広がりとともに、男女とも未婚率や結婚年齢は上昇しています。一方で、市民アンケートの結果では未婚者の約6割が「結婚したいと思う」と回答しており、独身者の結婚の希望をかなえるための支援の充実が必要となっています。

人権や男女共同参画、さらには結婚を巡る課題の根底には、人と人のつながり、お互いを認め合うパートナー意識が重要となることから、そうした意識の醸成に向けた取組が必要です。

① 人権侵害の防止と市民の理解促進

- 人権侵害を防止するためには「お互いを理解し、尊重し合う心」を育むことが重要です。あらゆる機会を通して人権尊重意識の高揚を図り、お互いを理解・尊重し合う暮らしやすいまちづくりを進める必要があります。

② 複雑・多様化する人権侵害の早期発見・支援

- 価値観の多様化といった社会変化などにより、インターネット上での差別や偏見を助長するようなひぼう中傷や性的マイノリティ^{■用語}への偏見など、人権侵害は複雑・深刻化しており、その早期発見や支援が必要です。

③ 男女が対等なパートナーとして参画できる環境づくり

- 固定的な性別役割分担意識を払しょくし、全ての人が、その希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる社会（いわゆる令和モデル）をつくる継続的な取組が必要です。
- 地域づくりや防災活動など様々な活動において、性別にかかわらず誰もが参画しやすい環境づくりが必要です。
- DV・デートDVなどの配偶者やパートナーからの暴力や職場等でのハラスメント^{■用語}、精神的暴力や経済的暴力など、あらゆる場面や形での暴力の防止を図り、被害者等への相談体制を充実させる必要があります。

④ 多様な生き方の広がりとう婚率の上昇

- 市民の18歳～39歳までの独身者を対象とした意識調査の結果を見ると、結婚を希望している人の割合は男女ともに5割を超えていますが、未婚率の上昇が続いており、独身者の希望が実現できていない状況が見られます。
- また、結婚を希望しない人の割合は男女ともに1割を超えており、結婚していない理由として、結婚の必要性を感じない、仕事や学業などに打ち込みたいという状況が見られます。

性的マイノリティ

こころと体の性が合わなかったり、同性が好きだったりなど、性的に少数派である人のこと。LGBTQ+（エルジービーティーキュープラス）とも言われる。



お互いを認め合い 多様な生き方が尊重されるまちを実現する

主要な施策・取組

① 人権意識のさらなる醸成

- 様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚、差別意識の解消を図るため、家庭・地域・事業者に対する啓発等、互いの人権が尊重されるまちづくりを推進します。
- 市民一人ひとりが自らの課題として人権問題に取り組み、あらゆる差別や偏見、いじめ、暴力、虐待の解消を目指し、基本的人権尊重の理念に基づいた学校教育や社会教育などを展開します。

② 多様な生き方に対する理解

- 性的マイノリティに対する理解の促進に努めるなど、様々な違いを認めてお互いに尊重し合う社会を目指し、家庭・学校・地域・職場などあらゆる場とあらゆる機会をとらえ、多様な生き方に対する理解を促す啓発活動を推進します。

③ 相談窓口の充実・周知

- 人権問題に対する市民からの様々な相談について専門的に応じる体制の充実を図ります。また、関係機関や人権擁護委員などと連携し、支援制度や相談体制の周知に努めます。

④ 男女共同参画社会実現のための取組の推進

- 固定的な性別役割分担意識を払しょくし、職場や家庭などあらゆる場で男女が手を携えて参画する男女共同参画社会の実現のため、啓発活動を実施します。
- 男女共同参画プラザを中心とした相談体制を維持し、その充実に努めるほか、DVなどの防止のための広報や啓発の充実に努めます。
- 女性の社会進出支援のため、就労のための資格取得や起業に対して支援を行います。また、誰もが仕事や家庭で希望に応じて活躍できる社会づくりのため、育児休業・介護休業などの各種休暇制度の取得促進のための啓発活動を行います。
- 職場や地域社会、防災などの様々な分野において、性別にとらわれない活動参加や人材登用を促進します。

⑤ 結婚を応援する取組の充実

- 結婚を希望する独身者の多くが、「適当な相手に巡り会わない」ことを未婚の理由として挙げていることから、独身者同士の出会いの場を提供する取組を進めます。
- 結婚推進協議会など、多様な人のつながりによって、結婚を希望する独身者を応援する体制の充実を図ります。
- 民間企業が運営するマッチングシステムなど、オンラインを活用した結婚支援を進めます。

達成目標	指標	単位	現状値(R5)	目標値(R11)	
	市の審議会等委員における女性の占める割合	%	30.0	40.0	↗
	社会全体において男女が平等になっていると感じる市民の割合	%	28.5	40.0	↗
	市の結婚推進事業による成婚者数	組／年	5	7	↗

ハラスメント

嫌がらせやいじめなどにより、相手を不愉快な気持ちにさせたり、精神的・身体的苦痛を与えたりする行為のこと。職場の上下関係などを利用したパワーハラスメント、性的な嫌がらせであるセクシュアルハラスメント、女性従業員の妊娠・出産・育児などに関する嫌がらせであるマタニティハラスメントなど、様々な種類がある。

計画推進に向けた行財政運営

行政運営

地方分権が進んだことにより、地方自治体には、自らの責任と判断で地域の実情に応じた政策を立案・実行し、その結果についても責任を負う、自立した行政運営が求められています。

人口減少や高齢化が進行する中で、複雑多様化する課題や市民ニーズに的確に応えていくには、政策効果を重視し、目標をいかに達成するかが重要になることから、限られた経営資源を有効にマネジメントしていくことが求められています。

今後、計画推進にあたっては、効率的かつ効果的な行政運営や市民参画の推進などに取り組むことにより、市民満足度の高い行政運営を目指します。

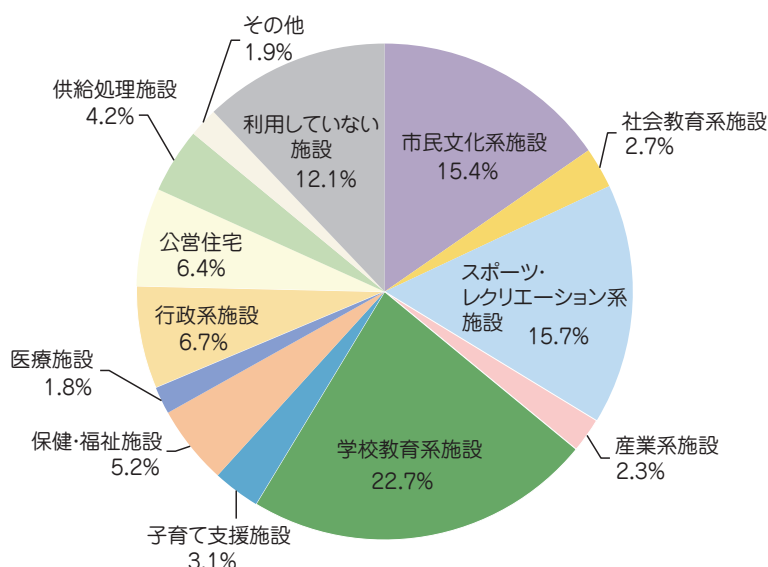
1 公共施設の適正管理

本市が所有する公共施設は、585施設、棟数1,048棟で、延べ床面積は約32万平方メートルに及びます。この保有量は、他の類似自治体に比べ多い傾向にあるほか、老朽化した建物が約4割を占めている状況にあります。

今後の財政状況を踏まえると、現在保有している全ての公共施設の大規模改修や建替えを行うことは難しいと考えられます。このため、「新見市公共施設等総合管理計画」において、必要なサービスや施設機能を長期的かつ安定的に提供していくことを目的に、公共施設の最適化に向けた基本的な考え方と削減目標を定めており、各施設の取組内容、実施時期、対策費用などを整理し、計画的な管理・運営に取り組みます。

未利用施設については、基本的に売却や解体を推進します。新しく建設する施設については、周辺施設の機能を取り込み、複合施設化による統廃合を実施します。

＜公共施設の用途別延床面積＞



公共施設の延べ床面積を今後50年間で、33.5% (109,032㎡) 削減することを目標とし、令和8年度末で6.7% (21,806㎡) の削減に努めます。



2 市民と行政との協働

「民間にできることは、民間に委ねる。」を基本に、市民団体やコミュニティ、企業、NPOなど、多様な主体の民間参入が可能な分野については、指定管理者制度や民間資金活用方式などによる民間活力の積極的な活用を図ります。

計画策定や事業実施の段階、施設の運営など様々な場面において、市民と行政が協働できる仕組みづくりを進めます。その上で、行政が行うべきこと、市民と行政が協働で行うべきこと、市民が行うべきことなど、市民と行政の役割分担を明確にしながら協働によるまちづくりを進めます。

3 施策の可視化とPDCAサイクルによる展開

情報公開制度の運用や広報の充実により、施策の目標や進捗状況などについての説明責任を果たし、透明性の高い行政運営を目指します。

個別事業の目的や成果を可視化し、効果的な事業展開を図るため、客観的なエビデンスに基づく事業立案を行います。

行政評価や事務事業評価を通じて、施策の進捗状況や成果・課題を把握し、必要な見直しや改善につなげるためのPDCAサイクル^{■用語}を推進します。行政評価については、外部（市民）による評価を実施することで、評価の客観性及び透明性を確保するとともに、効率的かつ効果的な行政運営を図ります。

4 業務・組織の見直し

市民サービスの利便性向上や行政事務の効率化を図るため、行政手続のオンライン化や業務のデジタル化など、DXを推進します。

官民連携、民間委託、地域協働などによる実施の可能性を調査・研究し、行政事務の見直しを推進します。

社会情勢や市民ニーズに的確かつ柔軟に対応するため、組織・機構改革に取り組むとともに、職員の資質向上や数の適正化、庁内連携の推進を図ります。

5 広域連携の推進

隣接市町村や高梁川連携中枢都市圏、鳥取・岡山県境連携推進協議会など、目標や課題を共有する他の自治体との連携を強化し、共同した施策を進めることにより、エリア全体の発展や課題の解決を図ります。

6 情報発信の強化・シティプロモーションの推進

届けたい内容や対象に応じて、広報紙やウェブサイト、SNSなど様々な媒体を活用し、わかりやすく効果的な情報発信を行います。

本市に対する認知度や愛着心の更なる向上のため、職員一人ひとりが新見市の広報担当であるという認識を持ち、様々な機会を捉え、本市の魅力を市内外に向けて発信していきます。

PDCAサイクル（Plan-Do-Check-Act cycle）

方針・計画を立て（Plan）、それを実行し（Do）、その実施状況を評価し（Check）、見直し改善する（Act）ことを繰り返すサイクルのこと。

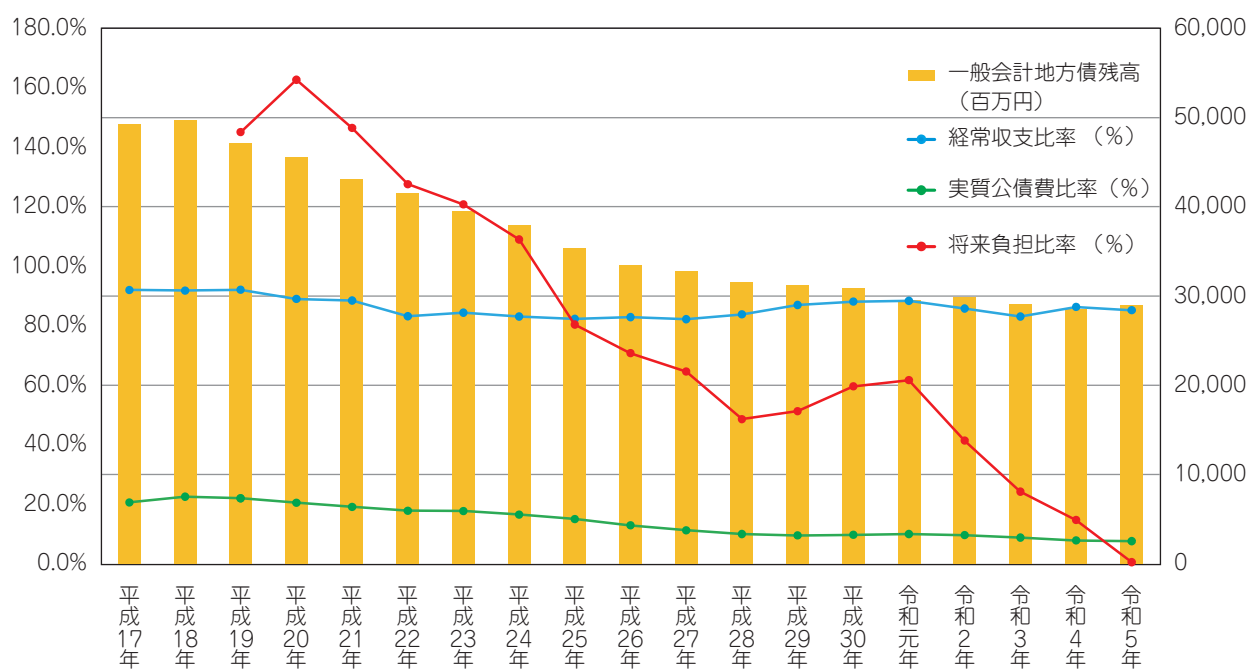
財政運営

平成17年度の市町合併時、一般会計地方債残高は約485億円でしたが、地方債の発行額抑制や繰上償還を継続的に実施してきたことにより、令和5年度決算では約290億円と195億円減少しています。また、財政指標は、実質公債費比率7.6%、将来負担比率0.5%と、いずれも国が定める早期健全化基準を下回っており、健全な財政運営を維持しています。

しかし、歳入面では、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少により、市税などの伸びは期待できないため、地方交付税に大きく依存した財政構造となっています。その地方交付税も令和元年度で終了した普通交付税の合併算定替や人口減少などの影響により、令和5年度交付額は約109億円となっており、ピーク時に比べて約15億円の大幅な減額となるなど、より一層、自主財源の確保に努める必要があります。

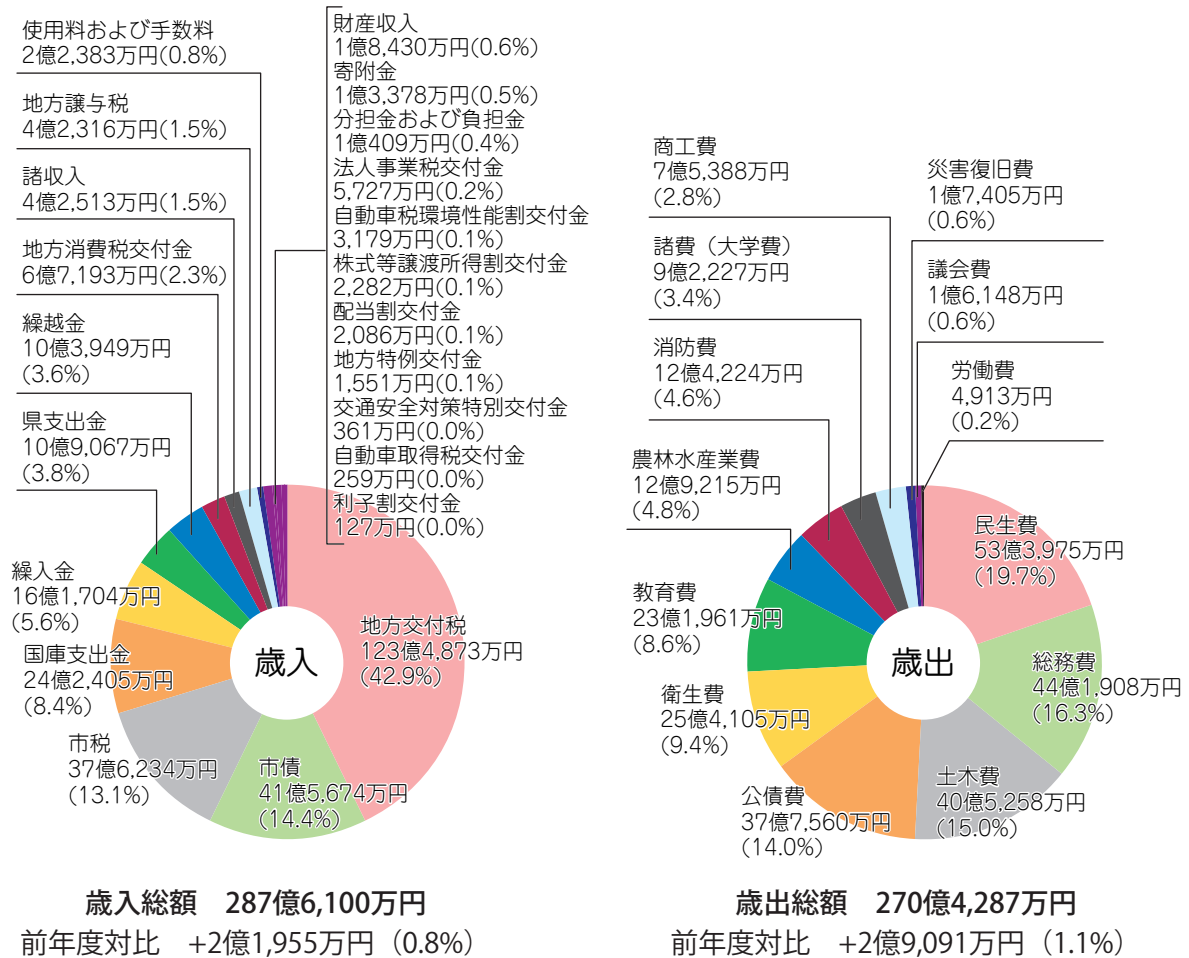
一方、歳出面においては、災害復旧や防災・減災を目的とした事業をはじめ、新消防庁舎などの整備事業において借り入れた地方債の償還が新たに始まるほか、金谷地区土地区画整理事業などの普通建設事業費や原油価格高騰による光熱水費、老朽化した公共施設の維持修繕費などの経費が増加する見込みであり、今後も厳しい財政運営になると考えられます。

<一般会計地方債残高と財政指標の推移>





<普通会計の財政状況（令和5年度）>



1 健全財政の維持

その他にも、少子高齢化の進行による社会保障費の増加と人口減少に伴う市税収入の減少が同時に進むことが考えられるため、これまで以上に事業の選択と集中を図りながら、効率的かつ効果的な財政運営を行うことにより、持続可能な財政基盤の確立を進めます。

また、市ホームページや広報紙を通じて、適宜、財政情報の提供を行います。

2 保有資産の有効活用

市が保有する土地や建物のうち、具体的な活用方法が見いだせないものについては、売却処分や貸付等をはじめ、施設の解体撤去なども視野に入れた施設の在り方の検討を進めるとともに、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の更新・統廃合などを計画的に行うなど、維持管理経費の縮減を図ります。

3 財源の確保

ふるさと納税制度をはじめとする自治体が独自に財源を確保する取組が増えていますが、今後も新たな制度や独自の取組などを検討しながら、引き続き、必要な財源の確保に努めます。

資料編



策定経過

令和5年度

10月 3日～11月15日	前期行動計画に係る評価を実施
12月12日～12月15日	上記評価について庁内ヒアリングを実施
12月 1日～ 1月15日	市民アンケート調査を実施

令和6年度

4月19日	総合計画策定委員会を開催
6月26日～ 7月 5日	総合計画策定委員会（書面審議）を開催
7月29日～ 8月30日	素案に対する意見募集（議会）
8月 5日～ 9月 6日	素案に対する意見募集（市民）
8月 5日	地域審議会へ協議を依頼
8月 5日・21日	地域審議会から意見聴取
10月21日～11月15日	パブリックコメントを実施
12月 4日	まちづくり審議会へ諮問
12月 4日	まちづくり審議会での審議
12月24日	まちづくり審議会での審議
1月10日	まちづくり審議会での審議
1月27日	まちづくり審議会から答申
2月17日	新見市議会3月定例会 議案提出
3月18日	第3次新見市総合計画 議決



まちづくり審議会への諮問及び答申

まちづくり審議会 委員名簿

	氏 名
会 長	永 田 寛 生
副 会 長	橋 本 尚 典
委 員	今 田 一 成
委 員	坂 原 君 子
委 員	高 杉 公 人
委 員	山 本 啓 子
委 員	渡 辺 明 美

諮問書

新総政(企)第 50 号
令和 6 年 12 月 4 日

新見市まちづくり審議会
会長 永 田 寛 生 殿

新見市長 石 田 實

第3次新見市総合計画後期行動計画（案）について（諮問）

このことについて、第3次新見市総合計画後期行動計画を定めたいので、まちづくり基本条例（平成17年条例第6号）第22条の規定により、意見を求めます。

答申書

令和 7 年 1 月 2 7 日

新見市長 石 田 實 様

新見市まちづくり審議会
会長 永 田 寛 生

第 3 次新見市総合計画後期行動計画（案）について（答申）

令和 6 年 1 2 月 4 日付け、新総政(企)第 5 0 号で諮問のあったこのことについて
本審議会で審議した結果、意見書を添えて次のとおり答申します。

記

「第 3 次新見市総合計画後期行動計画（案）」については、適当と認めます。



意見書

意見書

社会の情勢が著しく変容する中で、新見市におかれましては令和 11 年度を目標年次とした第 3 次新見市総合計画を策定され、その基本構想では「人と地域が輝き未来につながる源流共生のまち・にいみ」を目指すまちの将来像と定めて数多くの施策を実施してこられました。

しかしながら、人口減少の波は著しく、前期行動計画策定時の人口推計から改善が見られたものの、歯止めをかけるには至っていません。

こうした現状を踏まえ、本審議会では、諮問をお受けした第 3 次新見市総合計画後期行動計画（案）について、地域の人口動向や現状、そして前期行動計画の実績を参考にしつつ網羅的に審議を重ねました。審議の中で適宜修正も加えていただいた結果、本計画案がまちの将来像の実現に寄与するものであり、計画案として適当であると判断いたしました。

今後のまちづくりでは、新見市の特徴や強みを活かし、特に将来を担う若い世代にとって魅力的なまちに育てていくことが基本構想で掲げるまちの将来像を実現していくための基本であると考えます。

本計画の内容を一日も早く市民に伝え、新見市として全力を挙げてまちづくりに取り組む強いメッセージを届けるとともに、市民への丁寧でわかりやすい説明に努め、速やかに具体的事業に着手されることを望みます。

市民アンケート

行動計画（後期）策定にあたり、暮らしの満足度や定住の意向、市の取組に対する重要度・満足度などに関するアンケート調査を実施しました。

ここでは主な質問に対する回答を抜粋して掲載します。

なお、アンケート調査結果については、市ホームページ（下記のURL及び二次元コード）で公表しています。

https://www.city.niimi.okayama.jp/gyosei/gyosei_detail/index/16650.html



【アンケート調査概要】

1 調査対象

- ・一般：18歳以上の市民のうち、
無作為に抽出した1,000人
- ・中学生：市内の中学校に在学する生徒（574名）
- ・高校生：市内の高等学校に在学する生徒（576名）
- ・大学生：新見公立大学の学生（770名）

2 実施期間

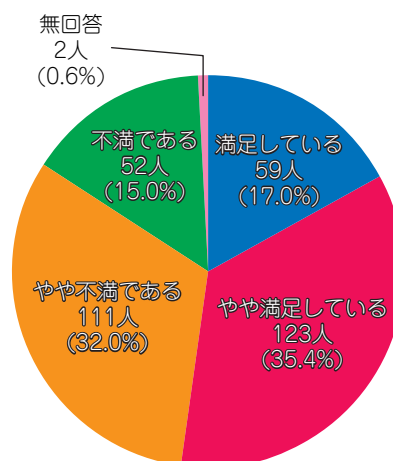
- ・大学生：令和5年7月～9月
- ・大学生以外：令和5年12月～令和6年1月

①暮らしの満足度

市民の暮らしの満足度については、「満足している」が17.0%、「やや満足している」が35.4%となっており、過半数が満足を示しています。

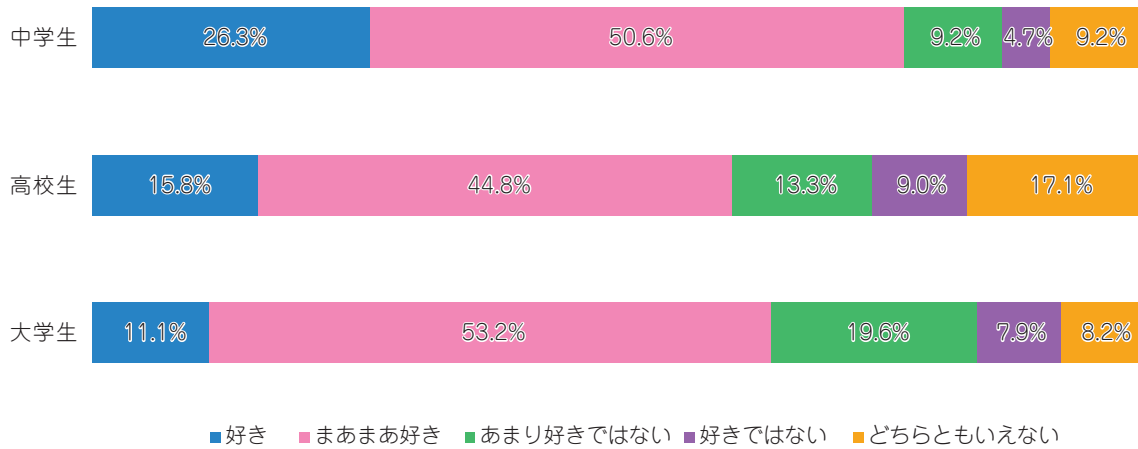
また、市内の中学生、高校生、大学生の新見を好きな割合については、「好き」と「まあまあ好き」をたすと中学生で76.9%、高校生で60.6%、大学生で64.3%となっています。

<新見市での生活に満足している割合：一般>





<新見を好きな割合：中学生・高校生・大学生>

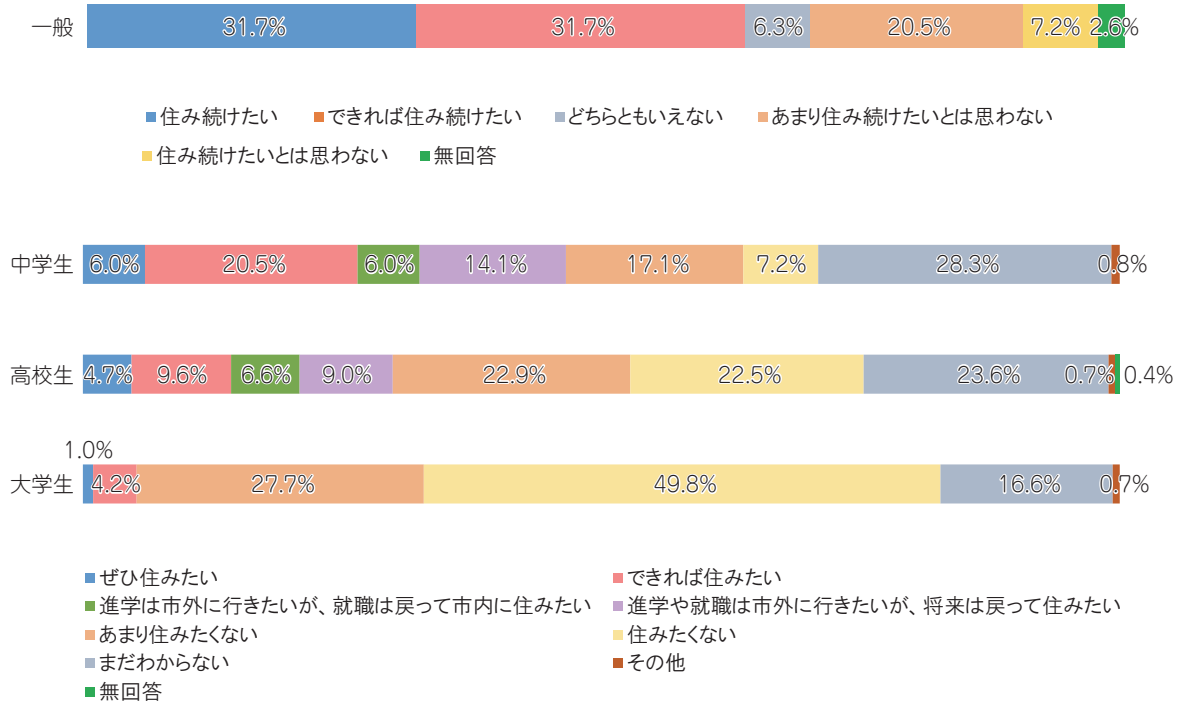


②定住意識

市民の定住の意識については、「住み続けたい」、「できれば住み続けたい」がともに31.7%となっており、63.4%が定住への意向を示しています。

また、市内の中学生・高校生・大学生の定住への意向については、中学生で46.6%、高校生で29.9%、大学生で5.2%となっています。中学生から高校生へ年齢が上がるにつれて定住を希望する割合が減少しています。

<定住意識>



③新見市の現状に関する満足度と重要度

本市の現状について、行動計画（前期）に掲げる31の施策分野ごとに調査し、市民の満足度と重要度の平均値を基準とした市民ニーズの分析を行いました。

満足度が高い分野としては、「水道・下水道」、「消防・救急」などがあり、「雇用・労働」、「商業・サービス業」などは満足度が低くなっています。

重要度については、「医療」、「消防・救急」などが高く、「芸術・文化・文化財」、「コミュニティ・NPO・ボランティア」などが低くなっています。

＜施策分野ごとの満足度・重要度の加重平均値＞

施策分野	満足度	重要度
■1-1 農業	2.05	3.01
■1-2 畜産業・水産業	1.99	2.78
■1-3 林業	1.98	2.82
■1-4 鉱業・工業	1.97	2.84
■1-5 商業・サービス業	1.46	3.03
■1-6 観光	1.62	2.94
■1-7 雇用・労働	1.38	3.26
■2-1 健康・保健	2.14	3.12
■2-2 医療	1.72	3.31
■2-3 児童福祉	1.97	3.08
■2-4 高齢者福祉	2.06	3.05
■2-5 障がい者（児）福祉	1.99	2.93
■2-6 地域福祉	2.01	2.98
■3-1 就学前教育・義務教育	1.99	3.10
■3-2 大学・高等学校	1.84	3.06
■3-3 生涯学習	2.03	2.70
■3-4 芸術・文化・文化財	2.07	2.60
■3-5 スポーツ・レクリエーション	1.97	2.64

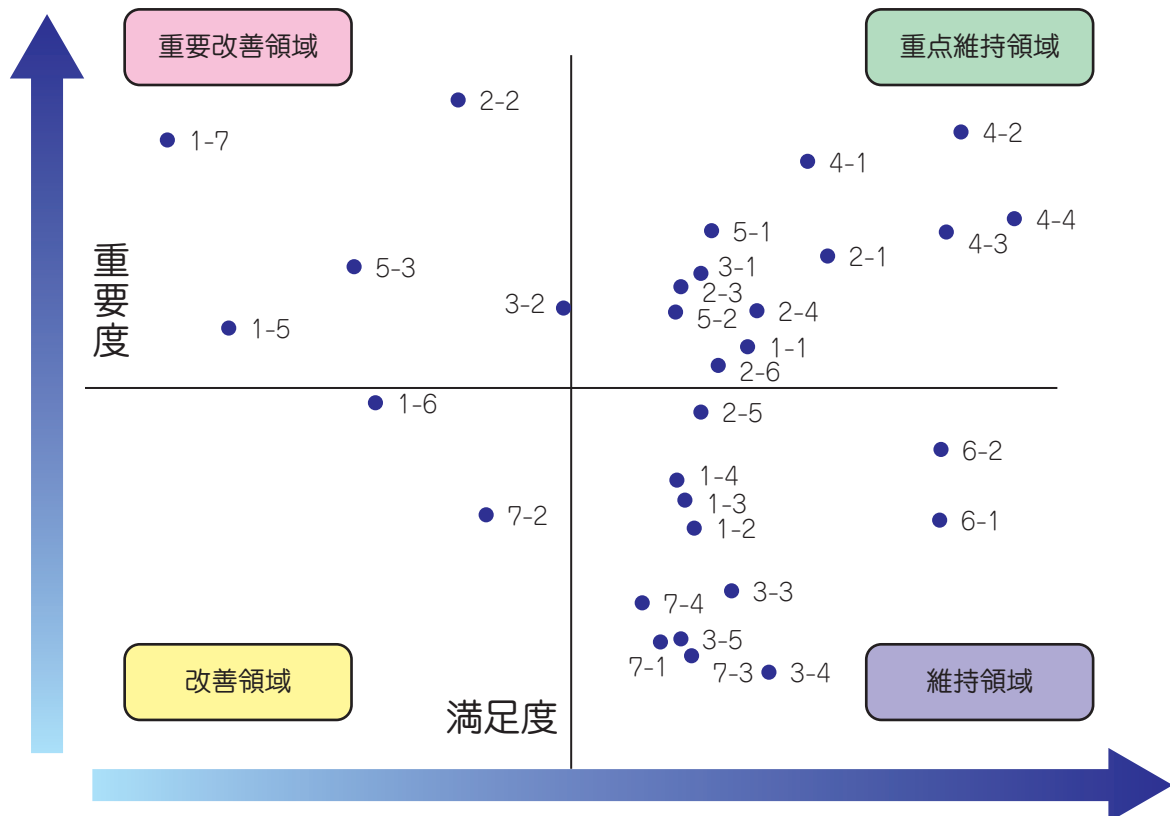
施策分野	満足度	重要度
■4-1 防災	2.11	3.23
■4-2 消防・救急	2.29	3.27
■4-3 防犯・交通安全	2.27	3.15
■4-4 水道・下水道	2.35	3.16
■5-1 道路	2.01	3.15
■5-2 住環境・情報通信	1.96	3.05
■5-3 公共交通	1.60	3.11
■6-1 環境・自然・生態系	2.27	2.79
■6-2 廃棄物・公害	2.27	2.88
■7-1 交流	1.95	2.64
■7-2 移住・定住	1.75	2.80
■7-3 コミュニティ・NPO・ボランティア	1.98	2.63
■7-4 人権・パートナー	1.93	2.69

「非常に満足（重要）である」4点、「満足（重要）である」3点、「どちらともいえない」2点、「あまり満足（重要）ではない」1点、「満足（重要）ではない」0点として点数化し、平均値を算出しています。



重要度が高く満足度が低い「重要改善項目」として「商業・サービス業」、「雇用・労働」、「医療」、「大学・高等学校」、「公共交通」、重要度が低く満足度が低い「改善項目」として「観光」、「移住・定住」、重要度が高く満足度が高い「重点維持項目」として「農業」、「消防・救急」、「健康・保健」など、重要度が低く満足度が高い「維持項目」として「畜産業・水産業」、「スポーツ・レクリエーション」、「林業」などが挙げられます。

<市民が求めているニーズの分布図>



重要改善項目

(重要度が高く満足度の低いもの)

- 1-5 商業・サービス業
- 1-7 雇用・労働
- 2-2 医療
- 3-2 大学・高等学校
- 5-3 公共交通

重点維持項目

(重要度が高く満足度の高いもの)

- 1-1 農業
- 2-1 健康・保健
- 2-3 児童福祉
- 2-4 高齢者福祉
- 2-6 地域福祉
- 3-1 就学前教育・義務教育
- 4-1 防災
- 4-2 消防・救急
- 4-3 防犯・交通安全
- 4-4 水道・下水道
- 5-1 道路
- 5-2 住環境・情報通信

改善項目

(重要度が低く満足度の低いもの)

- 1-6 観光
- 7-2 移住・定住

維持項目

(重要度が低く満足度の高いもの)

- 1-2 畜産業・水産業
- 1-3 林業
- 1-4 鉱業・工業
- 2-5 障がい者（児）福祉
- 3-3 生涯学習
- 3-4 芸術・文化・文化財
- 3-5 スポーツ・レクリエーション
- 6-1 環境・自然・生態系
- 6-2 廃棄物・公害
- 7-1 交流
- 7-3 コミュニティ・NPO・ボランティア
- 7-4 人権・パートナー

部門別計画

施策展開の方向性ごとの部門別計画は、次のとおりです。

1 産業・経済		
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	効率的かつ安定的な農業経営の担い手育成や経営基盤強化を図るため、地域において育成すべき農業経営の規模や生産方式、農用地の利用集積等の目標や、その実現に向けた措置などの必要な事項を定めた構想	平成29年3月～
新見市担い手確保計画	本市の更なる農業の振興や担い手育成を図るため、今後取り組むべき具体的な行動計画や関係機関との役割分担などの担い手確保に向けた必要な事項を定めた計画	令和4年3月～ 令和8年3月
新見市肉用牛生産近代化計画	本市畜産業の安定的な発展と畜産物の安定供給の実現を図るため、意欲ある担い手の育成確保や生産基盤の強化などの肉用牛生産に必要な事項を定めた計画	令和4年3月～ 令和13年3月
新見市鳥獣被害防止計画	野生鳥獣による農作物への被害防止対策を総合的かつ効果的に実施するため、鳥獣被害防止特別措置法に基づき、今後の取組に関する基本的な方針や対象鳥獣の捕獲、防護柵の設置に関する事項などを定めた計画	令和5年4月～ 令和8年3月
新見市森林整備計画	総面積の86.2%を森林が占める本市で、林業生産活動の活性化と森林の持つ多面的機能が発揮される森林づくりを進めるため、伐採や間伐などの基本的事項や森林施業や経営促進などの継続的な林業整備に必要な事項を定めた計画	令和3年4月～ 令和13年3月
創業支援等事業計画	創業を促進するため、ワンストップ相談窓口の設置や創業に要する経費の補助、創業セミナーの開催など、市と創業支援に携わる関係機関が連携して行う事業について必要な事項を定めた計画	令和6年12月～ 令和12年3月
2 健康・福祉		
第3期新見市地域福祉計画	地域に暮らす市民や活動団体などが相互に支え合うことにより、すべての市民がより安心して暮らしていくことができるような福祉のまちづくりを実現するため、地域福祉に関する基本方針、施策の方向性などの必要な事項を定めた計画	令和6年4月～ 令和12年3月
第2次新見市健康増進計画（母子保健計画・食育推進計画・自殺対策計画を含む）	母子保健計画、食育推進計画に新たに自殺対策計画を加え、健康寿命の延伸を目指し、総合的な視点で健康づくりを推進するため、市民と協働で進める健康づくりについて、目指す方向性や施策などの必要な事項を定めた計画	平成30年4月～ 令和10年3月
第3期新見市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）	健康寿命の延伸及び医療費の適正化を図るため、特定健康診査や国保レセプトデータなどの各種データ分析を行い、地域や関係団体と共に行う健康寿命の延伸に向けた保健事業などの必要な事項を定めた計画	令和6年4月～ 令和12年3月



第3期新見市子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法に基づき、子育て支援に関する様々な分野の取組を総合的、計画的に推進するため、教育・保育の量の見込みと確保や子育て支援に関する施策などの必要な事項を定めた計画	令和7年4月～ 令和12年3月
新見市障がい者計画	障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」として、障がい者福祉施策の更なる充実と取組の推進を目指し、障がい者施策全般に関する必要な事項を定めた計画	令和6年4月～ 令和12年3月
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画	障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として、障がい福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等の必要な事項を定めた計画 及び 改正児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障がい児支援に向けたサービス提供体制等を定めるための必要な事項を定めた計画	令和6年4月～ 令和9年3月
第9期新見市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	全ての高齢者が地域社会において自分らしく健やかに安心して日常生活を送ることができ、本市における持続可能な介護保険制度や高齢者福祉施策の確立のため、その施策展開や介護サービス等の見込みなどの必要な事項を定めた計画	令和6年4月～ 令和9年3月
3 教育・文化・スポーツ		
新見市教育大綱	本市の未来を担う人材づくりに努めるため、基本理念と基本方針などの教育施策の方針を定めた大綱	令和2年10月～
4 安全・生活基盤		
新見市地域防災計画	災害対策基本法に基づき、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに被害を最小限に軽減し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、新見市及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の総合的な運営などの必要な事項を定めた計画	平成18年3月～
新見市国民保護計画	国民保護法に基づき、武力攻撃やテロに対して他の機関と協力し、自ら国民保護のための措置（国民保護措置）を的確かつ迅速に実施するため、平素からの備えや予防、応急対策及び復旧・復興対策について、関係機関を含めた総合的かつ計画的な対策など必要な事項を定めた計画	平成19年2月～
新見市下水道ストックマネジメント計画	持続可能な下水道事業の実施に向けて、明確な目標を定め、施設の状況を客観的に把握・評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理するために必要な事項を定めた計画	令和3年4月～ 令和8年3月
新見市消防体制基本構想計画	持続可能な消防体制を構築することを目的に、消防本部・消防署、消防団、自主防災組織等の課題と取組などについて必要な事項を定めた計画	令和3年4月～ 令和13年3月

5 都市基盤・交通

新見市都市計画マスタープラン	都市計画法に基づき、本市計画区域の都市づくりを総合的・戦略的に推進するため、都市計画区域全体の将来像や方針、地域別の構想など本市の都市計画に関する基本的な方針などの必要な事項を定めた計画	令和2年4月～ 令和23年3月
新見市住生活基本計画	住宅施策を取り巻く諸課題に対応しつつ、市民が安全で快適に暮らすことのできる住まいづくりの推進に資するため、住まいづくりのニーズや課題を分析し、住宅施策の方針や推進方策などの必要な事項を定めた計画	平成31年4月～ 令和11年3月
新見市耐震改修促進計画	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることによって、地震による人的及び経済的被害を軽減するため、耐震診断や耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度構築などの必要な事項を定めた計画	令和3年4月～ 令和8年3月
新見市空家等対策計画	市民等の良好な生活環境の保全と安全安心で魅力ある地域社会の実現を目指し、本市に住み続けたい、住んでみたいと思える良好な住環境の維持・形成を行うため、管理不全な空家等の発生抑制や解消とともに有効活用を促進する事業の方向性や政策展開などの必要な事項を定めた計画	令和4年4月～ 令和9年3月
新見市地域公共交通計画	地域特性に応じた持続可能な交通体系の構築や利用しやすい環境の整備に向けて、鉄道、路線バス、市営バス、予約型乗合タクシーなどの地域公共交通について、目指す方向性や施策などの必要な事項を定めた計画	令和5年4月～ 令和10年3月

6 環境

第3次新見市環境基本計画	市民・事業者・行政が一体となり、良好な環境を将来にわたって維持し、人と自然とが共生できる健全で安全かつ快適な環境都市を推進していくため、基本方針や基本施策をはじめ、その推進体制や進行管理など環境保全・創造に関する施策などの必要な事項を定めた計画	令和5年4月～ 令和15年3月
新見市一般廃棄物処理基本計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、長期的・総合的視点に立って、本市における計画的なごみ処理を推進するため、一般廃棄物の処理に関する基本方針や数値目標、実現に向けた取組などの必要な事項を定めた計画	令和3年4月～ 令和13年3月
第10期新見市分別収集計画	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づき、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3Rを推進することで、処分すべき廃棄物の量を削減するため、市民・事業者・行政の役割や具体的な推進方策などの必要な事項を定めた計画	令和5年4月～ 令和10年3月
新見市バイオマス活用推進計画	中山間地域にあるバイオマスを最大限に活用し、地域活性化やエネルギーへの利用など、新たな産業創出を図っていくため、バイオマスの活用に関する取組方針や実施体制などの必要な事項を定めた計画	平成29年4月～ 令和9年3月



7 交流・コミュニティ		
新見市版地域共生社会構築計画	「新見市版地域共生社会」の実現を目指す取組の考え方や過程を明らかにし、市全域における機運の醸成と共通理解の促進を図るため、「地域共生社会の基盤構築」と「大学を活かしたまちづくり」の2本を柱に、方向性や具体的な取組などの必要な事項を定めた計画	平成30年10月～
第4次にいみ男女共同参画プラン	全ての人々が性別に関わりなく、自らの意志によって社会のあらゆる分野の活動に参画し、互いにその人権を尊重しながら喜びも責任も共にわかちあう社会を実現するため、市民、地域、事業者及び行政が協働、連携し実施する男女共同参画に向けた施策の取組などの必要な事項を定めた計画	令和3年4月～ 令和8年3月
※ その他		
新見市過疎地域持続的発展市町村計画	人口減少に伴う社会や地域の情勢変化による解決すべき課題を踏まえて各施策を実施し、市民みんなが共にしあわせを実感できる都市を目指すとともに地域の持続的発展を図るため、その基本方針や具体的施策などの必要な事項を定めた計画	令和3年4月～ 令和8年3月
新見市辺地総合整備計画	本市の辺地地域に係る公共的施設の総合的、かつ、計画的な整備を促進するために必要な財政上の特別措置等を定め、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、その地域概況や整備計画などの必要な事項を定めた計画	※地域ごとに策定
新見市行財政改革大綱	将来にわたって安定した行財政運営を継続し、組織が一丸となって行財政改革を着実かつ効果的に進めていくための基本的な考え方などの必要な事項を定めた計画	令和5年4月～ 令和8年3月
新見市公共施設等総合管理計画	本市における公共施設等の総量及び経過年数等の状況を把握し、今後の更新・統廃合などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化と継続的な公共サービスの提供を図るため、管理に関する基本的な方針や推進体制などの必要な事項を定めた計画	平成29年4月～ 令和9年3月



第3次新見市総合計画 行動計画（後期）

令和7年3月 発行

発行／岡山県新見市

編集／新見市総務部総合政策課

〒718-8501 岡山県新見市新見310番地3

☎ 0867-72-6143